

曹法大 中



多摩校舎正門

1999. 5

中央大学法曹会

No. 17

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

「中大法曹」第十七号目次

表紙題字揮毫 横山 昭
表紙写真 多摩校舎正門

中大広報課

卷頭言

原点に還ろう……………元日弁連会長 阿部 三郎 (3)

御 報 告……………幹事長 田 宮 甫 (8)

田宮執行部のあゆみ……………副幹事長 横 山 昭 (13)

—事務引継を兼ねて—

任期を終えて……………副幹事長 新 井 嘉 昭 (19)

副幹事長として思うこと……………副幹事長 牧 野 忠 (22)

第一部 司法試験対策

炎の塔を作ろう……………学研連委員長 松 家 里 明 (31)

法職教育検討委員会活動報告……………委員長 鈴木康洋(37)

大学問題委員会活動報告……………委員長 中津靖夫(59)

中大テミスを育む会報告……………事務局長 中津靖夫(61)

法職講座抜本的改革プラン四ヶ年計画……………中央大学法職講座運営委員会(66)

―ゼミチューター派遣のお願い―

現場からの抜本改革プラン……………中央大学法職講座司法試験受験指導相談員 阿部 鋼(70)

(私が一年間司法修習を遅らせた理由)

座談会 現代司法試験事情〜中大司法試験受験生を取り巻く現状……………(115)

(「中大テミスを育む会」は中大司法試験受験生のために何をすべきか)

第二部 各地会員からのお便り

雑感(会員拡大と分会設立の意義)……………委員長 村山芳朗(157)

北海道 「私のさっぽろ」案内……………弁護士 渡辺裕哉(162)

秋田 秋田の海山あれこれ……………裁判官 田邊三保子(167)

埼玉 子を持って思うこと……………検事 佐藤光代(173)

大阪 徒然考……………弁護士 浅岡建三(176)

熊本 弁護士一〇年、障害問題と関わって……………弁護士 東 俊裕(183)

東京 厳然たる歴史的事実の風化の排除……………弁護士 横山 昭(189)

関係諸規定……………(197)

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)

中央大学学員会会則

中央大学法曹会会則

中央大学法曹会人事委員会規則

法職教育検討委員会規則

大学問題委員会規則

会則検討委員会規則

参考資料

役員等名簿……………(235)

学校法人中央大学等役員名簿(中大法曹関係)

中央大学学員会役員名簿(中大法曹推薦)

中央大学法曹会役員名簿(平成九・一〇年度)

中央大学法曹会各種委員会委員名簿(平成九・一〇年度)

平成一一年度司法特設講座講師名簿

会報報告・主要開催行事……………中央大学法曹会事務局長 諸永芳春(255)

合格者数表……………(279)

編集後記……………(282)



卷
頭
言

卷

一

言

原点に還ろう

元日本弁護士連合会会長



阿部 三郎

中央大学広報課による中央大学一九九九年版のインフォメーションをいただいた。

全ての学部学科、大学研究室、学ぶ環境、キャンパスライフ等々、中央大学のすべてをこの一冊にまとめ上げたもので、まさに広報課による力作である。

そして、この大学案内を手にし、ある一頁のことに自分の生き方を見出し、ある教授の言葉に感動し、あるキャンパスライフに共鳴を感じずる受験者も多いことだろう。そのように感じた諸君は絶対に合格するはずだ。大学キャンパスは、すべてをあげて君達を待っている。ぜひ、中央大学の門を叩きたまえ。叩けば必ず開かれる。

こんな思いを感じながら、私も大学案内を読んだのであった。

そして、読みすすみ私の出身学部が目とまる。

法学部案内は『法学部で学ぶ五つのポイント』として、第一のポイントには法曹界をリードする「法科の中央」とある。

「法学部は一世紀を超える歴史と伝統を誇る中央大学の看板学部で、日本の法曹界をリードする役割を果たしてき

ました。

例えば、わが国の弁護士のうち優れた四分の一以上が本学の出身者でうめられ、また、検察界でも多数の卒業生が第一線のトップとして活躍中です。このような先輩の存在は、法曹への登竜門である司会試験を目指す現役学生達にとって、大きな刺激であり、励ましとなっています。」と紹介されているのだ。確かに、この内容は誤っていない。事実であったのだ。

しかし、あと何年このような状態でおれるのか。数年ももたないのではなからうか。既に、司法試験合格者数においては、東大、早大に遅れをとって久しい。しかも、昨今は、京大、慶大にも水をあけられ、順位も四、五位にランクされている。

合格者が八〇〇名より一〇〇〇名台に入る時期にもかかわらず、一割にも満たない六〇名〜七〇名の合格者数では、大学案内の法学部で学ぶ第一のポイントなるものは、現実には過去のものとなりつつあることは否定できない。

『どうしてこうなったのだ。』『何が足りないのだ。』『どうすればいいのだ。』

中央大学法曹会の学員一同、すべて、この現実には驚き、嘆き、そして母校法学部の将来を懸念しながら、その対応に苦慮しているというのが現実の姿である。

それは、泥沼のようなもの。深みに入れば足も抜けなければかりか、浮かぶこともできない。

こんな状況のとき、よく、ここが悪い。誰が悪い。そして、あの時こうすべきであった等々の声をよく耳にする。しかし、批判だけでは事は進まない。

このときに当り、わが中央大学は、法人も、教学も、そして学員も、全学的に母校の原点に立ち還り、その上で物を看て、考え、そして実践しなければならぬと痛感する。

その際の母校の原点にあるものとは何か、云うならば、それは建学の精神である。

母校の設立は、英吉利法律学校として設立された明治一八年当時に遡る。当時の日本は、明治維新後、まだ二〇年足らずで、憲法も存在しない政治、経済共に不安定の時期にあった。まさにあらゆるものが封建主義から近代主義へと移行する激しい流動の時代で、挙げて欧米の制度や文化の移入と模倣に狂奔していた時代でもあった。

法制の面でも、大審院を頂点とする裁判の制度が一通り備わったとはいえ、不平等条約の改正という大きな問題に当面しながらも、民法典は政府の法律顧問、フランス人、ボアソナードの手によって、やっと編纂が進められている程度、刑事法の面でも、やや法典の形をなすようになった旧刑法や治罪法が施行されて日なお浅く、刑事弁護の制度や裁判公開が認められて、漸く三年目という時期であった。

このときにおけるわが母校の前身である英吉利法律学校の創立者の考え方は、民法、商法も含めて、一刻も早く新しい日本の実情に則した法整備とその運用がなされ、早急に不平等条約の改正に備えた体制をとらなければならぬというこの時期、抽象的法体系性のフランス法一辺倒のやり方で、果たしてこの難局を克服できるであろうか。他方、イギリスの法学は、国民の権利保護の伸張を基本とするという面だけではなく、イギリスそのものが、当時産業革命を経て世界的規模で、めざましく発展し、商業、産業すべての実務上のルールにおいても、法の支配そのものが機能し、その実際性、実証性が尊重されている実情にある。また、その法の運用においても、法制上の基礎作り、培養及びその発展のため、バリスターといわれる弁護士が、優れた学識や事務能力をもって、これに当たっている現実をみるにつけても、わが国において、今必要なことはイギリス法流による法学教育であり、バリスターにも匹敵する学識や、法学事務能力に優れた、しかも品性の高い紳士としての代言人を育成することであるとして、一八名の若い法律家が英吉利法律学校を創立したのである。

こうして、私ども母校の創立者は、官僚独善につながる概念法学を排し、社会の真理を体得することが真実の法学であるとして、創立早々の学科課程にも訴訟演習を導入するなどして、応用による実践の教育体制を確立したことで

ある。

私は、ここに原点を見出したい。

「社会の真理を体得することが真実の法学であり、応用による実践の教育体制を確立し、」社会の要請に的確に対応できる人材を創ること、この建学の精神をもって、暗い道をたどるわが中央大学の司法試験受験体制に光を当てていくべきものと思うのである。

昨今の司法試験の受験には、極めて技術的なものも会得しなければならない。試験のための予備校が盛んになっているのもその技術性にある。

一方、大学の法学教育は、総合大学の一環としての位置づけのなかで、伝統的な学問の継承と発展に向けて努力される教授各位の研究と教育によって維持されている。

そして、その研究は学問としての法律学と法の理念に基づく正義、公正、自由、平等、人権、福祉等々の諸課題における真理を追い求めるところにある。しかし、このような教学関係者の研究と教育は学問の世界の中でも優れて一つの「点」であり、あるいはごく一部の「面」である。それを線でつなぎ、総合しながら大きな「面」とする学問もなければならぬ。

この総合された「面」に、さらに「応用による実践」を加えた教育によって、そこに社会適応力を有するに至るならば、それは必ず社会に出た場合の優れた人材として開花するのである。それはまた教学関係者のすべての研究がこの人材によって社会に還元されることでもある。そしてこれこそが真の大学教育であると思う。

司法試験の場合も大学の法学教育をさらに大きな「面」に総合させ、さらに「応用による実践教育」をもって受験適応能力を強化し法律実務家としての資格取得への道を拓くことが、今必要とされているのである。

中央大学の独自のものとされる法職講座の存在意義は、法学の研究教育と司法試験との間にあるギャップを調整し

ながら、そこにより一層高い学問としての価値を見出していかうとするものである。

私が原点としたいとする母校創立者の建学の精神である「社会の真理を体得することが真実の法学である。」とする理念は、まさに各教学関係者個々人のためにあるとするならば、もう一面の「応用による実践の教育体制確立」という理念は教学関係者のそれぞれの成果を総合し、大きな「面」に向けての体制を確立するものと受け止め、これを法人、教学、学員も含めて全学的に取り組むことにある。

このようにして、「応用と実践の教育体制の確立」の理念は、今日的には司法試験体制の確立強化策として具現されなければならない。このときに当り、これまでも多くの受験者諸君によって、法職講座、学研連、及びその答案練習会、その他、研究会と称する受験者グループ等、さまざまな機会をもって受験に備えてきたところだが、そこに有機的、組織的、且つ一体的な教育の姿が看とれないのが残念である。中心軸となるものがみられないのである。

平成九年一月中大法曹会を中心に「中大テミスを育む会」の設立に向けて発起人会が発足した。

それは、全国の中央大学関係司法試験受験生に対し、短期、中期、長期的計画に立ってこれを強力支援しようという会である。

それは、建学の精神である「応用と実践による教育体制」を実現するため、わが中央大学の弱点を今日的視点においてとらえた法曹学員よりの提案である。

願わくは法人側におかれても、この「育む会」には深いご理解と物心両面のご協力を賜わりたいのである。

「テミスを育む会」それを大学教育のなかに予備校まがいの機能を持ち込むものとみるならば、いかにも近視眼的で大局を見据えないものである。

我々はこの原点に立ち還って、早期に首位合格をはたし、過去の栄光を勝ちとらなければならない。

御報告

中央大学法曹会幹事長



田宮 甫

私ども執行部は就任以来、次のような事項を実行して参りました。

まず第一に、我が中央大学法曹会の機構の改革につきまして、幹事を六〇〇名に倍増し増員した幹事は概ね若手会員を充て、法曹会の若返りをはかると同時に、従前定めなかった会費についても規則を制定し、会費は会員年額金三〇〇〇円（但し役員は年額金一万円）と定め、法曹会の財政基盤の安定と健全化をはかりました。

総会・幹事会とも従前の倍以上の方々のご出席頂き活性化しており、「老・壮・青」打って一丸となって、自由闊達に討議しあい、パワーを全開させる活動ができることとなったことは大きな喜びであります。また、財政的にも司法試験対策のための措置、法学部学生有志の法廷見学・傍聴会の開催、「司法試験入門」を編集刊行し、平成一一年度法学部新入生全員に配布する事業等への支出に充てることもできました。

第二に、従前、東京を中心に会員を限っていた我が法曹会の構成を全国規模に広げるよう会則を改正し、現在各地の同志法曹に呼びかけており、既に、名古屋・広島・札幌・横浜・埼玉・千葉等においてランチ結成の準備活動が活発になされております。

いずれ近いうちに、全国の白門・法曹の総力を結集することができると存じます。

第三に、我々法曹会の会員同士の意思疎通を更に高めるため、隔年に発行されている『中大法曹』の他に『中大法曹ニュース』を発行いたしましたところ、望外の好評を頂きました。

第四に、大学関係者との協議、南甲倶楽部等との意見交換、学研連との提携の強化等の機会をもって参りました。

第五に、本学出身司会試験合格者へのお祝い品の贈呈、優秀卒業生への記念品の贈呈等も決め、ホームカミングデーには当会からも記念品を贈って参りました。

最後に第六として、法科の名門中央の復活のため、司法試験合格のための短期・中期・長期の各対策を調査・研究しており、とり敢えずの短期対策として、次のような具体策を大学当局に提言致し、再三にわたり実行方を要請いたして参りました。

「本学関係者の司法試験合格者増のための短期対策」

一 一定の場所（例えば、駿河台記念館内等）に短答式合格者中より最低五〇〇名（目的意識をもち、かつ合格への強い意志を有する者を選別）を収容する教場を確保する。

二 学校経費より最低金二億円を拠出する。

三 ビデオ等の設備・機器を備える。

四 受験予備校のカリキュラム及び教材等を購入する。

五 受験指導の能力のあるチューターを確保し、徹底指導するとともに、時給一万円以上を支給する。

ご承知のとおり、昨年一〇月三〇日に発表されました平成一〇年度司法試験合格者総数八一二名中、本学関係者は一割にも満たない六八名にすぎず、東大、早稲田、慶応、京大に次ぐ五位に再度転落致しました。私どもが大学当局に再三にわたり警告して参りましたとおりになりました。

御願い書

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

我が中央大学は建学以来「法科の中央」として百余年の歴史を有し、司法試験等において抜群の成績を修め、とりわけ、昭和二六年から昭和四五年までは合格者数第一位の地位を保って参りました。然るに、近時本学の司法試験の合格者数の低下は目を覆うばかりで、ついに、平成八年は第五位、平成九年は第四位（論文式試験合格者数）という惨憺たる状況に立ち至っております。

私ども法曹会としては、法科の名門中央の復活のため、司法試験合格のための短期・中期・長期の各対策を調査・研究し、具体策を大学当局に提言し、実施について積極的に協力し、関与すべきと存じ、大学問題委員会等において検討致しました結果、短期対策として、大学当局に至急提言すべき事項として次の事項を決定致しました。

記

「本学関係者の司法試験合格者増のための短期対策」

- 一 駿河台記念館内に短答式合格者中より最低五〇〇名（目的意識をもち、かつ合格への強い意志を有する者を選別）を収容する教場を確保する。
- 二 学校経費より次の二乃至五項の費用等に充てるため最低金二億円を拠出する。
- 三 ビデオ等の設備・機器を備える。
- 四 受験予備校のカリキュラム及び教材等を購入する。
- 五 受験指導の能力のあるチューターを確保し、徹底指導にあたらせるとともに、時給一万円以上を支給する。

右の提言は平成九年一〇月に内海英男理事長先生に直接「御願い書」としてお渡し申し上げておりますが、平成一年度の予算編成にあたり是非とも予算措置を講じて頂きたく、失礼をも顧みず再度お願い致す次第であります。大学当局におかれましては十分ご検討の上、至急具体的措置をお執り賜りたく、伏してお願ひ申し上げます。

平成一〇年九月吉日

中央大学法曹会

幹事長 田宮 甫

学校法人中央大学

理事長 内海英男様



田宮執行部のあゆみ

—事務引継を兼ねて—

中央大学法曹会副幹事長

横山 昭

中央大学卒業生を中心として組織されている中央大学学員会は一七〇有余の支部があり、その会員実数は現在二十数万名といわれている。

しかして、中大法曹会は、右のように多数支部中、その会員は数千名であるが、伝統的に有力支部の一と内外共に認められている。

この中大法曹会平成九・一〇年度第二四代、田宮甫を幹事長とする執行部は、平成九年五月一日発足、爾来二年間、執行部十数名は、幹事長の抱負と実践に全幅的信頼をおき、和合一致による一心同体として、会員の負託に應えてきた。

また、常置及び特別委員会が執行部の裏方的立場を理解して、委員長を中心として積極的に執行部に協力されたことを感謝している。

ところで、右各委員会活動に関連し、田宮執行部として、以下の事項の執行を披露させていただき、会員の参考に供したく存じます。

一、法曹会の全国組織化

中大法曹会は、中大法曹と称しながら、名実伴わない東京会員（住所・事務所または勤務先）を中心として、四十有余年間運営されてきた。

そこで、総会の議を経て、会則の一部改正をなし、特別委員会を設置（委員長村山芳朗）し、全国組織化の運動を展開し、執行部と村山委員長はすでに広島・横浜・札幌・宇都宮・千葉等へ出向し、賛同協力を求めてきた。かくて、現在、その分局が広島・名古屋・横浜・札幌・浦和・千葉・岩手等々に創設されつつある。

二、中大法曹ニュース

従来二年に一度、機関誌「中大法曹」を発刊してきたが、会員への情報提供と中大法曹への関心を得るため、機関誌とは別に、中大法曹ニュースの発行を会報編集委員会（委員長萬羽 了）の奉仕によって実施。

三、総会等に修習生招待

修習生は中大法曹の雛鳥であり、準会員として遇するべきとの意向から、先輩との交流を通じて、先輩著名法曹家との名刺の交換ができ、かつ、助言や指導を得させるため、総会または忘年会等に彼らを招待し、所期の目的を果たしつつある。

四、司法試験合格者への印鑑の贈与

従来、合格者に対し、大学は祝賀会を開催して来たが、何ら形に残るものは授与していなかった。

そこで、執行部は総会及び先輩の賛同を得て、合格の感慨を永遠に忘れずに後年に至り、母校愛に奉仕する自覚の契機を目的として、中大法曹会は平成一〇年度合格者より、毎年、総会席上、左記祝意状と共に直径一・六cm、長さ六cmの象牙印鑑に受贈者の姓を印刻した時価数万円の印鑑を贈与することに決定し、過ぐる一二月の総会の席上で七〇有余名に対し、その第一回の授与を行った。

受贈者は大変な感激で、祝意状を家宝にしたいと洩らして受領し、また大学当局も百萬言の説明よりも、後進受験生には唯一の刺激であると、萬腔の謝意を表している。

祝 意 状

〇〇〇〇君

貴君は中央大学に学び志法曹への道を選び
たゆまない研鑽が実り平成一〇年度施行の
司法試験に目出度く合格

誠に慶賀の外ありません

中央大学法曹会として更めて萬腔の祝意
を表しその栄誉を記念し将来に亘り

法曹としての誇り高き自覚の伴侶とされる
ことを期待し茲に優雅な象牙の印鑑を
贈呈いたします

平成一〇年一二月四日

中央大学法曹会

幹事長

田宮 甫

五、中大法曹会は前記したように、学会会の有力支部であるので、大学及び他の学会支部より、総会・記念式典その他の行事に年間十数回、幹事長に対する招待があり、その都度出席し祝意を表し、法曹会としての和の拡充に努めた。

また、大学及び他の学会会共催のホームカミングデーには、会員及びその家族等二千余名の参加があり、卒業生間の交流の機会であるので、開催の都度、中大法曹会は数万円の高級自転車を寄付している。しかして、当選受領者からは感謝の意を表されている。

六、中大法曹会賞の授与

かねてから、先輩法曹より、卒業式に本会からも学術優秀者に中大法曹会賞の授与を検討すべきとの声があったので、総会の議を経て、その表彰規定を制定し（会則検討委員会・委員長浅見昭一）、平成一〇年度より左記表彰状を交付して、実施することになった。

表彰状

中央大学法曹会賞 白石篤志殿

あなたは夙に法曹への志を抱いて

中央大学法学部に学び研鑽の結果

在学三年次において司法試験に合格しました

このことは本学の学生の範として
高く評価いたします

よって、中央大学法曹会はあなたの
将来を期待し茲に副賞を添えて

表彰いたします

平成十一年三月十九日

中央大学法曹会

幹事長

田宮 甫

七、司法試験対策

昭和二六年以来、二十数年間、中央大学は司法試験合格者最多を誇り、特に昭和三〇年前後より十数年間は全合格者の三分の一前後を占め、大学の声価を高めていたために、最高裁判事であった故小林俊三先生は、明治法曹物語（日本評論社刊）の中で、「司法権ハ中央大学ニ在リ」と賞賛された（因みに、当時、公認会計士試験六割強、弁理士試験七割の合格者を輩出し、税理士試験もトップ、上級公務員試験も私学のトップ等々であったため、東大を始め官僚共は、中大を国家試験の予備校と非難した）。

しかるに、ここ二十年来、年々、司法試験合格者が激減し、近年に至っては、目を覆うばかりの凋落である。かくして、中大法曹会は勿論、学会においてもこの凋落の阻止につき、議論百出したのは当然であった。

1、法曹会は、優秀な学究的弁護士の献身的奉仕を要請し、中大講師として指導講義を継続し、その実績が上が

りつつある。

2、更に、平成九年には、中大テミスを育む会（事務局長中津靖夫）を発足させ、右指導に対する経済的援助の奉仕に着手した。

3、また、中大法曹会は「司法試験合格マニュアル」を作成し、平成十一年度法学部新生全員に、右マニュアルを交付し、受験の動機づけとその合格への道しるべを与えることにした。

八、大学による対策費の決定

幹事長は、「法科の中央の火を消せない」との母校愛から、合格者凋落阻止に夙に情熱を傾け、大学人の啓蒙のため、評議員会等においても独り獅子口し、また、意のある法学部教授及び理事者との研究懇親を数回開く等々の努力の成果は、大学当局をして前年度に比して、平成十一年度は金九六〇〇万円増の司法試験対策費の計上という念願の一端の実現をみるようになった。

任期を終えて



副幹事長

新井嘉昭

田宮執行部の一員として、二年の任期が終了するにあたり、自らの職務を総括する意味を兼ねて、この二年を振り返ってみることにします。

私と中大法曹会との係わりは、平成三年増田浩千先生の推薦により、法職教育検討委員会の委員に就いたことが始まりです。当時の委員長は中村茂八郎先生です。

その後四年委員をつとめました。平成七年度の、柳沢執行部会では、同委員会の委員長は二弁が担当会で、私が委員長候補者を推挙するよう指示を受け、先輩の先生方をお願いしたところ悉く断わられてしまいました。当時の二弁選出の副幹事長鈴木誠先生に、その旨報告したところ、私が一年前から中大司法特設講座の司法演習担当講師をしていた関係から、右講座のバックアップ委員会でもある同委員会の委員長は、現場に関係している者がよいということで、私が委員長を引き受ける羽目になりました。

右委員会の仕事が二年間で終り、やれやれという時に、田宮先生から、田宮執行部の副幹事長にとのお話を受けました。私が真法会における田宮先生の後輩であり、私の兄（新井弘二）が田宮先生と真法会の入室同期であったため、

声がかかったものと思われれます。

さて、前置はそれくらいにして、この田宮執行部での二年間は、大学をめぐる諸問題をよく知ることができ、大法曹会の組織と会員の皆さんを知るよい機会になりました。副幹事長就任直後、田宮幹事長、大学問題委員長の中津靖夫先生と三人で、大学に出向き、理事長、常任理事、総長、学長の先生方に就任の挨拶をしました。

その席上田宮幹事長は、例の歯に衣着せぬ発言で、大学が抱えている問題点、就中司法試験対策について熱弁を振るわれ、現状について厳しい現実を指摘されたうえで、予算措置等について改善を求めたときには、これ程物をはっきり申上げてよいのだろうかとハラハラしました。それ程迫力ある現状の指摘でした。それが平成一一年度の大学予算において、法職講座の予算が倍額に増額されることに連なったものと思われれます。

この執行部は、スピード感に溢れていました。松戸市に、そんな名前がありました。が、「すぐやる課」ということです。人事案件で、幹事長から法職講座運営委員会の新委員候補者を推薦するようというFAXが、朝の九時半に入りました。その日の五時までという時間指定です。法廷の合間を縫って、法職教育検討委員会の鈴木康洋委員長等と協議しながら、鈴木孟秋先生のご承諾をいただき、定刻までには同先生を推薦できた次第です。私の日ごろのローペースの仕事振りからは考えられないことで、「やればできる」というのがこのときの教訓でした。

私の副幹事長としての主な担当委員会は、法職教育検討委員会です。鈴木康洋委員長、田中茂副委員長はじめ委員の先生方にはお骨折りいただき、感謝しています。中大の司法試験の合格者が激減し、大学別合格者数の順位が降下している現状下、今後ますます重要な委員会になるものと思われれます。

同委員会の活動内容については、鈴木委員長から別稿で報告があると思いますので、詳細は割愛しますが、ひとつだけ、「司法試験在学合格マニュアル」について記します。

この冊子は、夙に指摘されている近時の中大生の司法試験離れは、在学性の試験離れとの認識に立ち、在学生、特

に一、二年生に対し、司法試験はそれ程難しい試験ではないことや、司法試験に向けてどのように勉強したらよいか、基本書は……等々を、平易な文章でコンパクトにまとめたマニュアルです。

この編集は鈴木委員長の下で、「法職プロジェクト小委員会」の六人の各委員が分担して原稿を書き、何回となく討議して完成したものです。全くのボランティアによる賜物です。この新学期から、一、二年生を中心に配布されていますが、出版費用二五〇万円は、中大法曹会の貴重な財源を使わせていただきました。

法職教育検討委員会関係でバックアップしたもう一つの事業に、択一答案練習会があります。現在法職講座を含めて、学内では択一答練は行われていないため、学内で択一答練を実施しようという企画です。

近時大学関係者間で、択一試験合格の重要性が指摘されています。択一に合格しなければ、最終合格に辿りつけないという意味での重要性は、言うまでもないことですが、卒業後も試験勉強の勉強を続けるかどうかの判断基準としての重要性です。最近の学生は、優良企業への就職が可能になり、四年時に択一試験に合格しないと、サッと就職してしまう傾向があります。そこで少なくとも四年時に択一合格をさせ、卒業後の試験離れをくい止めるため、この択一答練を、平成一一年一月から開始しました。

この択一答練は、中大法曹会が、学研連及び中大テミスを育む会と共催で、平成一〇年一〇月中大多摩キャンパス前に新設された司法試験予備校「辰巳法律研究所」が行う択一当練の問題を使用し、主に中大校内で実施するものです。予備校の択一答練の受験料は、一三回の受験で、受験料七、八万円を要し、受験生、特に在学生にとっては、かなりの負担です。そこで予備校と交渉の結果、中大関係の受験生が数百人単位で受験することを前提にして、予備校が実施する同じ問題の提供を受け、試験会場や実施要員は中大が確保することで、一人二万円（一三回実施）で受験できるシステムをつくりました。

この択一当練に要する諸費用は六〇万円強かかりましたが、中大法曹と中大テミスを育む会が折半で負担しています。



副幹事長として思うこと

公安調査庁総務部法規課長
検事

牧野 忠

私は、平成一〇年春、前任の杉山茂久検事の後を受けて、中央大学法曹会の副幹事長に就任しました。

執務の都合上、どうしても自分の思うとおりに時間の割り振りができず、幹事会、各種委員会等に出席できないことが多かったため、何かと皆様にご迷惑をおかけしてしまい、この場を借りて深くお詫びします。

私自身の経験を踏まえても、宮仕えである検事・裁判官が、中大法曹会のために何か役立つことをするのは、かなり限られてしまうのではないかと、せいぜい会費を払うことぐらいではないかという思いでいました（その会費すらも、検事・裁判官に未納者が多いのが実態のようですが）。したがって、中大法曹会が弁護士中心の会となってしまうことは避けられないでしょう。

そうは言っても、弁護士の先生方も、激務の身であることは我々とかわりがなく、いやむしろ、極論をすれば、黙っていても給料が貰える宮仕えの身分に比べ、弁護士の方が、本来の業務以外のことには時間を割くのは大変なことだと思います。

日々多忙な身でありながら、田宮甫幹事長はじめ、幹事の方々、各種委員会のメンバーの先生方が、母校中央大学

の発展のために心を砕いていらっしゃる姿を拝見し、深い感銘を受けた次第です。

ところで、「法科の中大」という世間的評価が段々と無くなりつつあることは、私も承知していましたし、司法試験合格者数の減少傾向が長年続いている以上、このような世評の動きは致し方ないことでしょう。聞けば、真法会の答案練習会が無くなったとか（冬の寒い日でも熱気を感じた答練会場に毎日曜日に通っていた受験勉強時代を思い出します）。どうして答練ができなくなってしまったのか、その詳しい事情は知りませんが、中大の合格者が減少するのも、真法会の答練がなくなるくらいだから仕方がないこと、時代の流れなのかと半分諦めていました。

ところが中大法曹会は、この流れを止めるべく、どうしたら「法曹会の名門・中大」の復活ができるかを真剣に討議され、それぞれの立場から色々のご提案をなされ、またそのための経済的支援も力強くなされているではありませんか。

正直なところ、法曹会の副幹事長になるまで、この実態をよくは知らなかったのです。この点恥入るばかりですが、私は、「法科の中大」の名前に憧れて附属の中大杉並高校に進学したくらいですから、今後は、中大法曹会のため、ひいては母校中大のために少しでもお役に立てれば、またその結果、多くの中大生が法曹の道に進んでこられることになればと願ひ、法曹会の一員として精一杯の努力をしようと思っているところです。

COMPTON ELECTRONIC CORPORATION

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



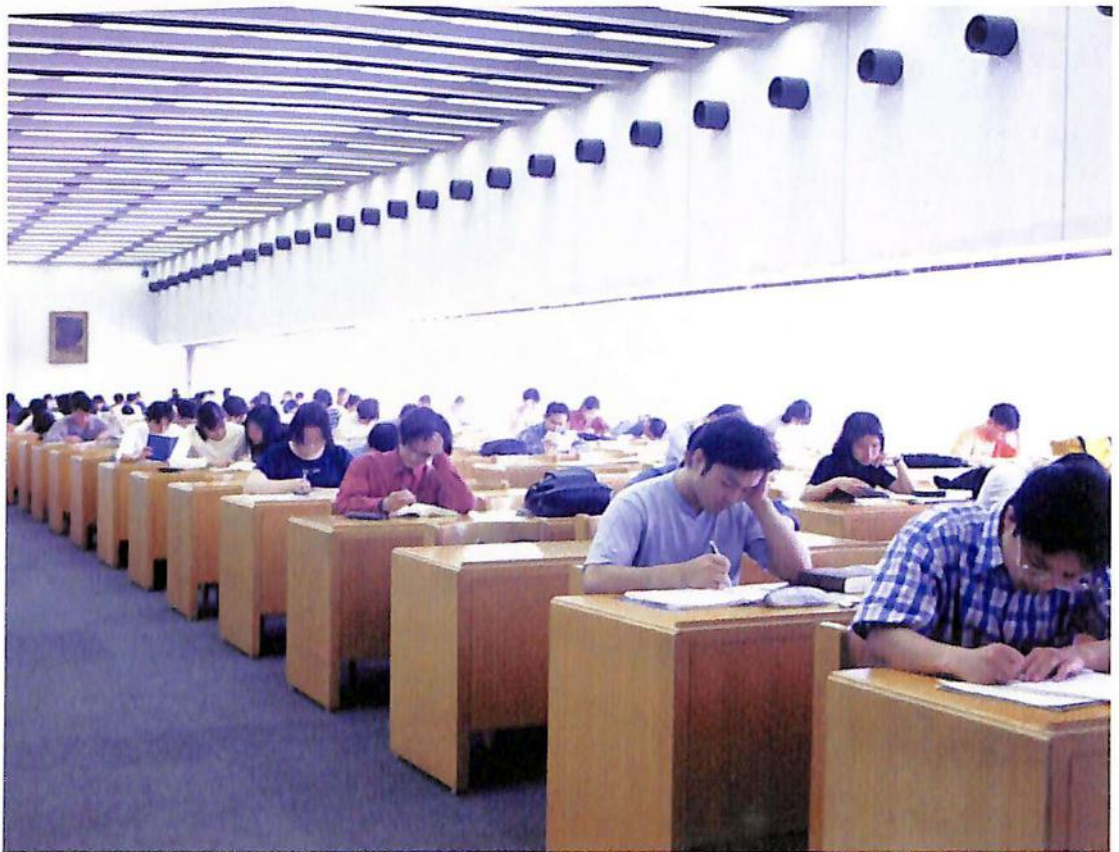
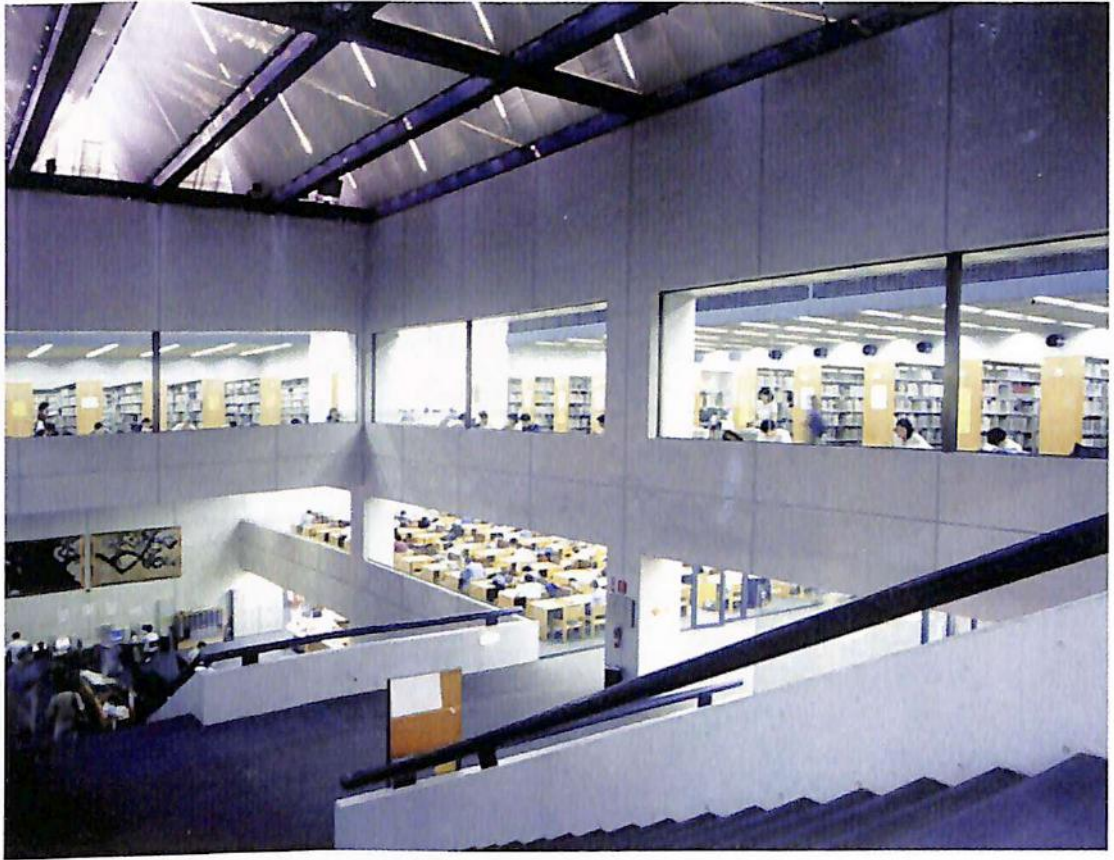
多摩キャンパス全景



正門からの桜並木



法学部棟（正面中央）



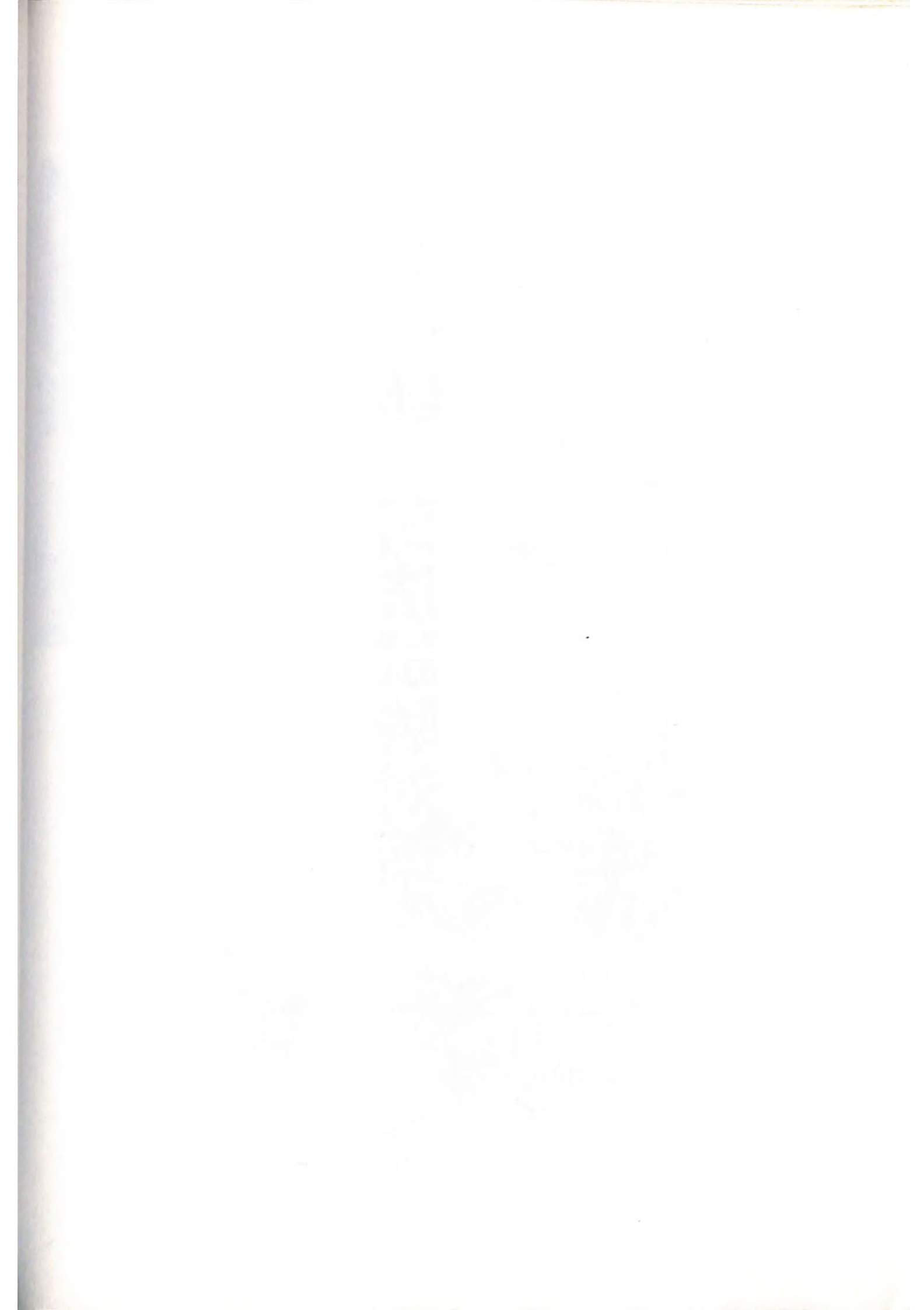
図書館

移設された白門



学生達

第一部 司法試験対策



炎の塔を作ろう



中央大学理事
学研連委員長

松 家 里 明

一、我が母校中央大学は昭和二六年から昭和四五年までの二〇年間司法試験第二次試験の合格者が全国一であったばかりでなく、当時は公認会計士試験第二次試験、弁理士試験等においても長年合格者数が第一位であり、全国の高校生のがこれの大学であった。

それがここ数年、司法試験も公認会計士試験も全体の合格者数が増加しているにもかかわらず、本学の合格者数が激減しているのである。

司法試験第二次試験

年 度	全合格者数	合格者数 一位大学	本学合格者数	順位
平成七年	七三八	一六六 東大	八七	三
八年	七三四	一八一 東大	五七	五
九年	七四六	一八八 東大	七六	四
一〇年	八二二	二二三 東大	六八	五

公認会計士二次試験

年 度	全合格者数	合格者数 一位大学	本学合格者数	順位
平成七年	七二二	一三四 早稲田	四一	三
八年	六七二	一一五 慶応	三九	三
九年	六七三	一一五 慶応	三八	三
一〇年	六七二	一一九 慶応	三四	三

このような状況が続くと本学は、将来どうなっていくのであろうか。各種国家試験の合格者数の減少は、既に本学学生の国家試験受験者の減少という結果となって表れており、国家試験の資格を取って法曹界その他の専門職を目指すとする学生が減少することは入学して来る学生の質の低下をもたらす危険があるのではないだろうか。

このようになった原因の一つに本学が都心から遠い八王子の多摩丘陵に移転したことがあるとして、部分的都心回帰論が多くの学員から語られるようになった。しかし、この都心回帰の実現は財源上も法令上も容易なことではなく、私は、都心回帰問題を議論している間に月日が流れ、その間に現状以上に各種国家試験合格者数が減少することを危惧するものである。従ってこの現状を打開するためには早急に実現可能な方策を考え、実行するしかないと考える。

二、そこで、その方策を考えるために学研連委員会において研究室員の声を直接聞くことと国家試験受験予備校の有力者の意見を伺うこととした。

1 平成一〇年七月一五日多摩校地にて初めて学研連委員会を開催し、学研連の六研究室及び法職講座の二研究室から各二名宛の室員の出席を求めて室員の意見を聞いたのである。

次のような問題点が明らかとなった。

(1) 法職の研究室では、一・二年生の研究室と三・四年生の研究室が階層を異にしているので上級生との交流がない。多摩に法職の卒業生が在室できる研究室がない。

(2) 法職の研究室も学研連の研究室も先輩達が駿河台の研究室に移っているので、実力のある先輩と一緒に勉強できない。

(3) 実力のある先輩に駿河台から来てもらうことができない。合格者を多摩に呼ぶことも困難である。

(4) 多摩の学研連研究室の室員登室率が悪い。研究室に入っても図書館で勉強したり、予備校で勉強したりする

ので研究室に常時在室しない。従って研究室で討論する機会が少ない。

(5) 学研連研究室の環境が悪い。冷房がない。冷房がないから夏は研究室に来なくなる。窓を開けると騒音で勉強が出来ない。

(6) 学研連研究室では緊張感がなくなってきている。サークル棟が近くにあることも影響してサークルのようになっていく。都心の予備校では他大学生もいて緊張感がある。

(7) 研究室で予備校を中心に勉強する者は他の室員と情報の交流をしない。

(8) 多摩研究室で身近に合格する先輩の背中を見ることがなくなって来ている。

今の学研連研究室は、我々が在室した頃の学研連のように室員が統一した勉強をしていない。各室員がバラバラに勉強している。従って質問や法律論争をしようにも出来ない状態になっている。そのうえ、登室率が悪い。しかも実力ある先輩の室員が多摩に少ないということである。

更に悪いことに、昨今の択一試験の問題は、各研究室はもとより法職委員会でも問題を作ることが困難となっているので択一試験の模試は予備校に行くか、予備校の資料を貰うかしなければならないのが現状である。

2 平成一〇年九月一六日の学研連委員会に東京リーガルマインド（LEC）の学院長であられる反町勝夫先生をお招きしてお話を伺った。

その要旨をまとめると次のとおりである。

(1) 法律の知識をいかに日本語の論理に乗せて答案を書くかという文章を書く訓練をさせること。

(2) 法律の論理に乗せて答案を書くためには、学者の体系書では役に立たない。なぜなら、学者の体系書は全て説明中心に書かれている。論理を書いているのでない。論理は筋道を示すもので説明文ではない。

(3) 答案という限られた書面には、学者の説明文を書くことは量が多すぎて書けない。従ってLECでは独自の

テキストを作成し、資料をとりそろえ手取り足取り指導している。

(4) 答案については、一般的な合格答案のモデルを作って暗記させる。

問題については論証を要約したブロックカードをつける。

本試験、模擬試験の全問題について回答例を作り、論拠をうけて解説している。

(5) 入門講座↓論文基礎講座↓答案講習会というカリキュラムで統一的に指導している。

三、私は司法試験のことしか知らないが公認会計士試験等の合格者の減少も前述の司法試験合格者数の減少の原因と同様であろうと思う。そこで各種国家試験の合格者の減少をくい止め、増加させるために緊急に次のことを行うことが必要であろうと思う。

第一、国家試験を志す学生達の研究室を設備のよい一つの建物にまとめて勉強に専念できるようにし、

第二、法職と学研連は今以上に協力して統一的な指導方法を確立すべきであり、

第三、学研連の合格者数が減少した結果、各研究室の独自の指導が困難となって来ているので学研連の各研究室が協力して統一的なカリキュラムを作って指導し、

第四、ゼミ室、講義室、談話室、事務室等を設け、ビデオ、パソコン等を使用して指導、研究が一つの建物の中で行えるようにすべきであろう。

平成一一年一月二四日付読売新聞の「編集手帳」に大学受験予備校関係者との話が出ていた。

それによると、予備校の自習室が異常人気で大盛況だそう。今や予備校全体で十数室二千人数の規模になったという。夜何時まで空いているかとか、日曜も使えるかなどを競っているという。なぜ。「人が頑張っている姿を見て励みに」「友だちとこうして息抜きもできる」と廊下に車座に座り込んだ学生たちが答えたという。

私は、国家試験の受験生も同じ心境であろうと思う。いや、我々の駿河台研究室時代、水道橋研究室時代は、こ

れと同じではないだろうか。

多摩校地に国家試験対応の独立した研究室棟を建てることは今すぐにも実行できることである。このように一つの研究棟を建てて、各種国家試験の研究講座を開設し、統一的な指導を行うことが急務であると考えられる。学外団体である学研連がこのような設備を設けて指導、運営を行うことは困難である。

そこで法職講座運営委員会のもう一つ上の大きな国家試験対策のための学内団体、例えば「学校法人中央大学国家試験研究対策委員会」なるものを作る必要があると思う。

(設置)

第一条 本学に、学校法人中央大学国家試験研究対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の任務)

第二条 委員会は、将来国家試験の受験を志す本学学生及び卒業生に対して必要な知識の教授及び受験指導を行うため、各種国家試験の研究講座の開設、並びに各種研究室及びその関連施設を設置し、各種国家試験科目の研究、対策及び施設の運営等に関する基本方針を樹て実施に当る。

(委員会の構成)

第三条 委員会は、次の者で構成し、理事長が委嘱する。

- 一、法学部長が推薦する法学部選任教員 名
- 二、経済学部、商学部、理工学部、総合政策学部の各学部長が推薦する選任教員 各 名
- 三、学術研究団体連合会が推薦する者 名
- 四、中央大学法曹会が推薦する者 名
- 五、中央大学経理研究所が推薦する者 名

六、白門弁理士倶楽部が推薦する者

名

(委員会の任期)

第四条 略

(委員長)

第五条 略

(審議事項)

第六条 委員会は、第二条に定める任務を達成するために、次の事項について審議する。

一、各種国家試験科目の研究講座の開設及び各研究室等諸施設の運営に関する事項。

二、各種講座の編成に関する事項。

三、各種講座及び各研究室に関する事項。

四、予算申請案に関する事項。

その他 略

四、かつて駿河台に校舎があった頃、校庭のそこかしこに、法律論がうずまいていた。いや、喫茶店も、食堂も銭湯の中も法律論争をする学生で一杯であった。それは大学が指導しなくても学生自らの意思で、力で国家試験に向かつて行った。これはまさに熱核反応ともいうべきものであった。中央大学は、今多摩校地にこの熱核反応が起こるよ
うな設備をする必要があるのではないだろうか。

我々は、大学と協力して学生が自らの意思で国家試験に立ち向かう燃える炎の塔を作ろうじゃありませんか。

法職教育検討委員会活動報告



委員長

鈴木康洋

一 (当委員会の目的)

当委員会は、本学法職講座運営委員会及び司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする本学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査・検討及び協力することを目的として設置された。したがって、当委員会は本学法職講座並びに司法特設講座のバックアップ委員会としての基本的性格を有し、具体的には本学法職講座運営委員及び司法特設講座「法曹論」並びに「司法演習」担当講師の推薦等と、本学学生及び卒業生の司法試験合格に向けての諸施策の調査・検討、協力体制の確立が所管事項となっている。

以下、平成九年五月一五日、前任の新井嘉昭委員長（現担当副幹事長）より引継ぎ以降の主たる活動を要約摘示し、当委員会の活動報告に代えさせていただきます。

二 主たる活動状況の報告

(一) 平成九年度の活動状況について

1 平成一〇年度司法特設講座「法曹論」並びに「司法演習」担当講師の推薦

平成一〇年度の司法特設講座（「一部法律学科授業科目一覧」の第三群、法曹論2・司法演習1、2、3。単位数各二単位を指称）担当講師の推薦状況は別添「平成一〇年度演習担当講師推薦名簿」（内、客員講師五名）のとおりである。

2 学校法人中央大学法職講座運営委員会委員の推薦

同委員会の委員である伊達俊二先生（二弁・三六期）の任期満了に伴う後任の推薦であったが、同先生に留任願うこととし、再任の推薦をした。

3 嘱託弁護士（学生相談員）の推薦

嘱託弁護士の制度は、学生の法律相談のみならず、人生相談等も含み、広く学生の悩みについて相談にのってもらう為に設けられた制度であるが、伊達俊二先生（前同）を適任として推薦した。

4 法廷見学会の実施

平成九年一月四日法廷見学会を実施した。この法廷見学会は、本来、「法学部」としての行事の一環であるが、これに中大法曹会が協力する位置づけのもとに行うものである。その概要は次のとおりである。

① 実施前の裁判所との接渉

東京地方裁判所広報担当事務官に趣旨説明を行い、当日の法廷傍聴に当っては、傍聴法廷の選択並びに資料の提供を受けるなどのご協力をいただいた。

② 実施要領

（実施前のダイカンス）

同日午前一〇時より午前一一時四五分（弁護士会館五〇二号E・F室）

（担当者）

新井嘉昭 (担当副幹事長・司法演習民法担当)

田中 茂 (当委員会副委員長)

鈴木康洋 (当委員会委員長)

(学生参加者)

三〇名

(事前レクチャー等)

東京弁護士会広報委員会監修の「法廷傍聴ってなあーに？」に基づき、刑事手続全体の流れと傍聴に当たりの注意事項を説明。他に、裁判所より提供を受けた「裁判所」(最高裁判所事務総局)、「法廷アラカルト」(同)を参加学生全員に参考資料として配付した。

(法廷傍聴)

同日午前一一時より一二時。二班に分れ、二つの法廷(四〇六号・五〇六号)を別々に傍聴した。

③ 感想・意見交換会

同日午後一二時より午後二時二〇分。

昼食をはさんで出席者全員に一人ずつ感想・質問等を率直に述べてもらう方式で行ったが、学生から要約次のような感想や質問がなされ、引率の担当者としてもきわめて有意義であった(なお、昼食は法曹会が提供)。

。法廷傍聴は初めて、或は、二、三回という学生もいたが、大変勉強になったとの発言が大多数であった。被告人が腰に縄をつけられ手錠をかけられた俣、二人の刑務官或は警察官に両脇をかためられるようにして入廷してくる姿にはいささかショックであった。又、そこ迄しなければいけないのだろうか、との疑問

も提起された。

。事前に静粛に願いたい、ということに注意事項として述べておいたため、法廷内での「メモ」のことについて質問があった。

。裁判官・検察官の法廷での発言が比較的平易で分かりやすかった。又「声」の大小などについての発言も目立った。

。一方の法廷の被告人が高齢の女性（老女）であったため、これからどうなるのであろうか（執行猶予がつくかどうかなど）の同情的発言もあった。

。再犯の被告人が多いことから（両法廷とも被告人は一、二度ならぬ前科があった）服役後出所してからの問題についての質問があった。

。裁判官は事前に証拠資料などに目を通してあるのであろうかとの質問があり、これについては起訴状一本主義についての説明をしたが、法廷前に新聞報道等がなされるような事件の場合、これに裁判官は影響されないものであろうか、との懸念とも思える質問があった。

。国選弁護の場合、始めて会う被告人との信頼関係を得るため、弁護人はどのような方策を講じているのであろうか、との質問があった。

以上、感想・質問の一部を摘示したが、学生からの質問に対しては、引率担当者の方から逐一懇切に説明を行い、懇談終了後もこの俚別れがたい雰囲気もあり、数名の学生からの個別の質問にも対応したが、最初緊張気味の学生諸君もすっかり打ちとけ、なついてくれたので同窓のOBとして嬉しかった、との引率担当者側としての感想があった。

5 司法演習終了、司法演習担当講師慰労懇談会・憲法担当者意見交換会の実施

平成一〇年一月一〇日新宿「なだ万賓館」において、平成九年度司法演習終了、司法演習担当講師慰労懇談会を行った。この会は従前司法演習担当講師が「有志」として行っていたものであるが、委員会で協議した結果、本来的には所管の当委員会主催で行うべきではないか、又、中大法曹からも相応の財政上の配慮があつて然るべきではないか、との意見が大勢であつた。

そこで、この慰労懇談会を当委員会主催のもとに行うべく検討に入ったが、既に、松田豊治講師を世話人として企画が進んでおり、場所の変更なども現実的に不可能であつた。そのため、今回は形は従前通りとするが、執行部に財政上の配慮を願うこととし、次年度からは当委員会主催で行う旨の申合せを行った。

又、同年二月二〇日司法演習憲法担当者意見交換会を行ったが、憲法担当者会議は初めてであることなどを考慮し、本会執行部に然るべき財政上の補助をお願いし、了承を得た。

(二) 平成一〇年度の活動状況について

1 「中大生のための司法試験受験マニュアル」(仮称)、副題「三年間で司法試験に合格するノウ・ハウ」(仮称)の策定

① 当委員会は、右の課題を今年度活動の最重要課題として位置づけ、精力的に取り組むこととしたが、当委員会の現有の委員構成はこのような重要課題に取り組むことを想定して構成されていないため、執行部の理解を得て、当委員会内に「法職プロジェクト小委員会」を設置して右の課題に取り組むこととした。

② 「法職プロジェクト小委員会」委員の委嘱

「法職プロジェクト小委員会」の構成に当っては、法曹会の若手・中堅会員のなかから優秀なスタッフを選抜し、特別委嘱委員として協力を願うこととした。

特別委嘱委員は次のとおりである。

。元木 徹(総括・二九期)

。伯母治之(四〇期)

。厚井乃武夫(四〇期)

。今井健志(四二期)

。海老原寛(四四期)

。金澤賢一(主査・四九期)

③ 「法職プロジェクト小委員会」の作業経過

「法職プロジェクト小委員会」は平成一〇年五月二五日を第一回とし、以後、同年七月から九月迄は小委員会を開催、同年一〇月から一二月にかけては随時小委員会を招集するというきわめてハードな作業を行った結果、同年一二月一六日に最終の編集調整作業を終了し、直ちに日立印刷株式会社に印刷・製本を依頼して、今年二月下旬完成を目途に、現在、最終の編集作業に入っているとある。

この間、平成一〇年一月一六日の小委員会において、正式名称をどうするかについて意見交換の結果、「司法試験在学合格マニュアル」とすることに決定した。本来であれば、全文を本誌「中大法曹」に掲載し、会員各位のご理解を願うべきところであるが、紙数の都合もあるので、本誌には「表紙」「総目次」「はじめに」並びに「編集後記」だけを参考迄に末尾に添付させていただくことでお許し乞う次第である。

なお、この「司法試験在学合格マニュアル」は平成一一年四月並びに同一二年四月入学の新生に法曹会から無償で提供することで執行部の了解を得ているが、大学には関係学部を含め四三〇〇部(大学側の希望による)を提供することになっているのでご理解を賜りたい。

平成一〇年度の「法廷傍聴」（従前「法廷見学会」という呼称を用いていたが、いかにも実態に合わないの
で今年度からは「法廷傍聴」の呼称を用いることにした）は同年六月一〇日と同年一月四日の二回行った。
その概要は次のとおりである。

なお、実施要領は前年度一月四日に行った「法廷見学会」と同一であるので重複を避け、「感想・意見交
換会」を中心にその概要を適示させていただくのでお許しを賜りたい。

① 平成一〇年六月一〇日「法廷傍聴」の実施について

（担当者）

元木 徹（司法演習民法担当）

厚井乃武夫（右同）

田中 茂（当委員会副委員長）

飯沼 允（本会事務局次長）

鈴木康洋（当委員会委員長）

（学生参加者）

一三名

（感想・意見交換会の概要）

。法廷傍聴は初めて。法廷はもったいかしい感じと思っただが、意外に優しい感じだった。

。被告人が入廷してくるとき、手錠・腰縄付きで引っぱられるようにして入ってきたのはショックだった
（同意見多数）。

。事件の内容がどこにでもころがっているような事件であったため、刑事訴訟（法）が身近に感じられた。

。起訴状朗読・冒頭陳述を聞くとこれは有罪だなと思ったが、弁護人の冒頭陳述を聞くとこれは無罪かなと思ったりで、これを裁く裁判官は大変だなと思った。

。検察官の冒頭陳述で、会社（パチンコ店経営）がやくざに一、〇〇〇万円もの金を提供していたことを聞き、このようなことが実際にあるのだなと驚いた。

。法廷傍聴は二回目。前回傍聴のときは被告人がアルコール中毒の末期症状であった為、ロレッツがまわらず言っていることがよく分らなかったが、今回はスムーズに進行との印象をもった。

。弁護人が罪状認否に際し、大声で「被告人は無罪」と言ったのには驚いた。

。弁護人のしゃべり方も、おとなしくしゃべる人と大きな声でしゃべる人がいて、苦しいときは勢いでもっていく感じを受けた。

。裁判官が女性だったが、しっかりしているなと強く感じた。裁判が始まる前に弁護人と検察官がとげとげしい雰囲気ではなく、にこやかに話をしているのをみて意外だった。

。検察官と弁護人の意見が全く違うので、どちらが本当かなと迷った。法廷の雰囲気はおだやかな感じだった。

。事前準備はどのように行っているのか、又記録の量はどの位なのかとの質問があった。これに対しては引率者の方から一般論としての説明をした。

。裁判官がおだやかで、こわいというイメージがくずれた。

。自分たちが普段の生活で、事実などをどの程度正確に話しているか反省させられた。

。法廷傍聴は刑事訴訟法の勉強になると思った。

。司法試験受験のことについて、偏差値の問題や個人的な問題（環境・能力など）が話題となったが、引率

者の方で「昔も今も変わらない」「継続は力なり」などの激励の言葉があった。

。大学の授業で一般教養の先生から、中大生はアホンダラ学生が揃っていると言われた。

。予備校で教えている先生の講義は実践的で面白いと感じた。

他に、

。夜間部にも司法演習講座を設けてもらいたい。

。夜間部の学生が法職講座の講義を受けたいと思っても、大学の授業（基本教科の憲・民・刑）とかち合っていて受講できない、なんとかならないか。

などの要望があった。

② 平成一〇年一月四日「法廷傍聴」の実施について

（担当者）

新井嘉昭（司法演習民法担当・法曹会担当副幹事長）

飯沼 允（法曹会担当事務局次長）

田中 茂（当委員会副委員長）

鈴木康洋（当委員会委員長）

（学生参加者）

二一名

（感想・意見交換会の概要）

。今回傍聴した法廷の被告人は外人、いわゆるオーバーステイの事件であったので、被告人が外国人の裁判は始めてなのでどうなるのかと思っていたが、意外にスムーズに進行したのには感心した。又、大変勉強

強になった。

。被告人が外国人の事件を傍聴できたのはよかった。

。検察官・弁護人ともに口が余りにも早すぎることに文章もずい分固いと感じた。

。通訳が同時通訳であったのはきわめて印象的であった。

。通訳の人も専門用語など、専門的なことを勉強しなければならないのは大変だと思った。

。手続が教科書どおりなのは（さっき説明を聞いたとおりなのは）感心した。

。通訳が入っていたので手続が分り易かった。

。弁護人が弁論で再犯の虞れはない、ということを見たが、甘いと思った。再犯の可能性はあるのではないか。

。（審理終了後、裁判官は退席しない俣即決で判決言渡しを行ったことについて）どうも事務的にすぎるのではないか、又、考えていた以上にあっさりしているとの感じをもった。

。もっと検察官と弁護人との言い争い（論争）の場があるのかと思っていたが、イメージが変わった。

。（判決が執行猶予だったので）判決は怪いのではないか、いや、妥当なのではないかななどの感想があった。

3 平成一一年度司法特設講座「法曹論」並びに「司法演習」担当講師の推薦

平成一一年度の司法特設講座（内容は前同）担当講師の推薦状況（但し、平成一一年二月五日現在。刑法Ⅰの一名が残っている）は別添「平成一一年度演習担当講師推薦名簿」（内、客員講師五名）のとおりである。

4 学校法人中央大学法職講座運営委員会委員の推薦

同委員会の委員である中村茂八郎先生が同年三月任期満了で退任となるので、その後任に鈴木孟秋先生（二一弁・一四期）を推薦した。

5 司法演習担当講師相互の意見交換会の実施

平成一〇年一二月一〇日司法演習担当講師からの要望により、憲・民・刑各科目担当代表者による「司法演習の今後のあり方」を中心として意見交換会を行った。

6 司法演習終了、司法演習担当講師慰労懇談会の実施

平成一一年一月九日新宿「魚市」において、前年度の申合せに基づき当委員会主催のもとに司法演習担当講師慰労懇談会を行った。なお、この会の開催については、執行部より、前年度に続き財政上格別のご配慮をいただいたことを付記させていただく。

7 本学法学部教授と司法特設講座担当講師との意見交換会の実施

平成一一年一月二〇日本学駿河台記念館に於て、本学法学部教授と司法特設講座担当講師との「司法演習の今後のあり方」を中心として意見交換会を行った。

この意見交換会において、司法特設講座司法演習の趣旨・目的、並びに、受講生の定員問題などについて活発な意見交換が行われ、きわめて有意義であった。

8 「法学部三年次生を対象とした『専門講座』（民法特殊講座）」設置についての提言

司法演習民法担当の荻原静夫・大辻正寛・石井芳光（主査）各講師から「法学部三年次生を対象とした『専門講座』（民法特殊講座）設置問題について」の提言があり（別添「要望書」参照）、当委員会として意見交換の結果、大学側の考えを十分に配慮しながら、今後実現の方向で前向きに検討を行っていくこととした。

最後に、この二年間、田宮 甫幹事長を始めとする執行部各位、わけでも新井嘉昭担当副幹事長並びに飯沼 允担当事務局次長には財政上の措置を含め、当委員会の運営に格段のご配慮をいただいたことに心から感謝の意を表し、筆を擱くことといたします。

以上

平成10年度演習担当講師推薦名簿

1コマとは90分単位の1クラスのことです。

H10. 3. 6現在

科目	講座	コマ数	新任	氏名	期	弁護士	担当コマ数	備考
法曹論				才口 千晴	18	東	1	
憲法	I	8コマ	○	青木 康國	29	一	1	
				根岸 清一	35	二	1	
				中村 裕二	39	東	2	
				寺本 吉男	39	一	1	
				草薙 一郎	39	東	1	
				鈴木 秀一	40	一	1	
	山田 明文	46	二	1				
	II	5コマ		青木 康國	29	一	1	
				山崎 司平	31	二	1	
				溝口 敬人	35	東	1	
				木村 美隆	36	東	1	
				草薙 一郎	39	東	1	
	III	5コマ	○	原 誠	23	二	1	
				山崎 司平	31	二	1	
				溝口 敬人	35	東	1	
				木村 美隆	36	東	1	
				真野 文恵	45	二	1	
	民法	I	16コマ	○ ○	荻原 静夫	15	一	
石井 芳光					17	東	2	
曾田 多賀					19	東	2	
清水紀代美					21	東	1	
川村 延彦					22	一	2	
元木 徹					29	一	1	
細田 良一					31	一	2	
行方 美彦					36	二	2	
湯川 将					38	東	1	
滝田 裕					40	二	1	
中野 正人					40	一	1	
II		16コマ (但し、 内1コマは専 任教員が担当)	○ ○	石井 芳光	17	東	1	次期幹事就任予定
				猿山 達郎	19	二	1	
				新井 嘉昭	21	二	2	
				村田 裕	21	東	1	
				山田 忠男	23	二	1	
				篠原 由宏	24	一	1	
佐藤 勝	27	東	2					
高石 昌子	34	東	1					
湯川 将	38	東	1					

科目	講座	コマ数	新任	氏名	期	弁護士会	担当コマ数	備考
				釘沢 知雄	39	二	2	
			○	嘉本 益巳	39	二	1	
			○	滝田 裕	40	二	1	
	Ⅲ	16コマ (但し、 内1コマは専 任教員 が担当)		大辻 正寛	16	東	1	
				猿山 達郎	19	二	1	
			○	友野 喜一	20	一	1	
				新井 嘉昭	21	二	2	
				村田 裕	21	東	2	
				山田 忠男	23	二	1	
				御蘭 賢治	23	東	1	
			○	宮崎万寿夫	34	一	1	
				平松 和也	37	東	2	
			○	河東 宗文	38	東	1	
				厚井乃武夫	40	東	1	
			○	鈴木 和憲	41	一	1	
刑 法	Ⅰ	12コマ		小貫 芳信	27	検	1	
			○	小黒 和明	30	検	2	
				塚越 豊	31	東	1	
				辻居 幸一	35	二	1	
				伊達 俊二	36	二	1	
				額田みさ子	37	二	2	
			○	嶋田 貴文	38	一	1	
			○	八木 清文	41	一	1	
				大西 裕	41	一	1	
				松田 豊治	43	一	1	
	Ⅱ	8コマ	○	小貫 芳信	27	検	1	
			○	小黒 和明	30	検	2	
				塚越 豊	31	東	1	
				辻居 幸一	35	二	1	
			○	伊達 俊二	36	二	1	
			○	額田みさ子	37	二	2	
	Ⅱ	6コマ		羽成 守	28	東	1	
			○	平尾 雅世	35	検	2	
				横井 弘明	36	二	2	
			○	川添 丈	43	一	1	

(注) 法曹論(検察官) 杉山茂久検事に交代。

平成11年度演習担当講師推薦名簿

1コマとは90分単位の1クラスのことです。

H11. 2. 5現在

科目	講座	コマ数	新任	氏名	期	弁護士会	担当コマ数	備考
法曹論				才口 千晴	18	東	1	留任
憲法	I	8コマ		青木 康國	29	一	1	留任
				根岸 清一	35	二	1	〃
				中村 裕二	39	東	2	〃
				寺本 喜男	39	一	1	〃
				草薙 一郎	39	東	1	〃
				鈴木 秀一	40	一	1	〃
				山田 明文	46	二	1	〃
	II	5コマ		青木 康國	29	一	1	留任
				山崎 司平	31	二	1	〃
				溝口 敬人	35	東	1	〃
				木村 美隆	36	東	1	〃
				草薙 一郎	39	東	1	〃
	III	5コマ		原 誠	23	二	1	留任
				山崎 司平	31	二	1	〃
				溝口 敬人	35	東	1	〃
			木村 美隆	36	東	1	〃	
			真野 文恵	45	二	1	〃	
民法	I	16コマ		石井 芳光	17	東	2	留任(幹事)
				曾田 多賀	19	東	2	〃
				清水紀代志	21	東	1	〃
				川村 延彦	22	一	2	〃
				元木 徹	29	一	1	〃
				細田 良一	31	一	2	〃
				高石 昌子	34	東	1	行方先生の1コマの後任
				行方 美彦	36	二	1	留任(1コマ減)
				湯川 将	38	東	1	〃
				滝田 裕	40	二	1	〃
				中野 正人	40	一	1	〃
		○ 沢野 忠	40	一	1	新任(荻原先生の後)		
	II	16コマ (但し、 内1コマは専 任教員が担当)		石井 芳光	17	東	1	留任
				猿山 達郎	19	二	1	〃
				村田 裕	21	東	1	〃(幹事)
				山田 忠男	23	二	1	〃
				篠原 由宏	24	一	1	〃
			高石 昌子	34	東	1	〃	
	湯川 将	38	東	1	〃			

科目	講座	コマ数	新任	氏名	期	弁護士会	担当コマ数	備考
				釘沢 知雄	39	二	2	留任
			○	嘉本 益巳	39	二	1	〃
				土井 隆	39	二	2	新任 (新井先生の後任)
			○	滝田 裕	40	二	1	留任
				廣渡 鉄	44	一	2	新任 (佐藤先生の後任)
	Ⅲ	16コマ (但し、 内1コマは専 任教員が担当)		大辻 正寛	16	東	1	留任
				猿山 達郎	19	二	1	〃
				友野 喜一	20	一	1	〃
			○	村田 裕	21	東	1	〃 (但し1コマ減)
				杉井 静子	21	二	1	新任 (村田先生1コマ減の後任)
				山田 忠男	23	二	1	
				御蘭 賢治	23	東	1	留任
				宮崎万寿夫	34	一	1	〃
				平松 和也	37	東	2	〃
				河東 宗文	38	東	1	〃
			○	厚井乃武夫	40	東	1	〃
				伯母 治之	40	東	1	〃
			○	鈴木 和憲	41	一	1	新任 (新井先生の後任)
				海老原 覚	44	東	1	留任
刑法	I	12コマ	○	保倉 裕	33	検	1	新任
				小黒 和明	30	検	2	留任
				塚越 豊	31	東	1	〃
				辻居 幸一	35	二	1	継続予定
				伊達 俊二	36	二	1	留任
				額田みさ子	37	二	2	〃
				八木 清文	41	一	1	〃
				大西 裕	41	一	1	〃
				松田 豊治	43	一	1	〃
	Ⅱ	8コマ	○	佐藤 崇	33	検	2	新任
				宮崎万寿夫	34	一	1	樋口先生の後任
				伊達 俊二	36	二	1	留任
				横井 弘明	36	二	2	〃
				嶋田 貴文	38	一	1	留任 (Iから移動・川原先生の後任)
				平手 啓一	39	一	1	留任
	Ⅲ	6コマ	○	羽白 守	28	東	1	留任
				佐藤 崇	33	検	2	新任
				横井 弘明	36	二	2	留任
				川添 丈	43	一	1	〃

要 望 書

中央大学法曹会
法職教員検討委員会
委員長 鈴木 康洋 殿

当職らは、貴委員会に対して、次のとおり、要望いたしますので、当該制度の実施に向けてご検討ください。

平成10年6月17日

中央大学法学部司法演習講座
民法担当講師

総則担当世話人

弁護士 荻原 静夫

物権担当世話人

弁護士 大辻 正寛

債権担当世話人

弁護士 石井 芳光

要 望 事 項

中央大学法学部法律学専門講座（三年次生・四年次生）に司法演習講座の特色を生かす民法特殊講義（民法判例研究・判例解説など）を設置し、その担当講師として、司法演習講座担当講師の中から適任者（若干名）を選任される制度を新しく開設していただきたい。

要 望 の 理 由

- 1 中央大学法学部では、中央大学学会法曹会との協力により、平成五年度から司法演習講座（憲法・刑法・民法）を開設し、同法曹会からの推薦による法曹が担当講師として、同講座を担当し、受講者の学生諸君から好評を得て、同講座が順調に運営され、着々と成果をあげていることは、ご承知のと

おりです。

しかし、同講座は、受講対象者が一年次生・二年次生に限定されているので、同講座による司法演習の特色が三年次生・四年次生までの全学年を通して一貫した教育効果を十分にあげることができません。

そこで、司法演習講座の特色を生かしながら、三年次生・四年次生の学生諸君を受講者とする民法学特殊講座（民法判例研究・判例解読など）を新しく設置することを提案します。

2 同特殊講座の担当講師には、原則として、現在、開設されている司法演習担当講師のうちから、次の選考基準に合致する若者千名を選任することが望ましいと考えます。

- (1) 司法演習講座担当講師を少なくとも五年間経験した者
- (2) 中央大学法曹会法職検討委員会の推薦を受けた者
- (3) 中央大学法学部教授会で承認をした者

以 上

司法試験在学合格マニュアル

総目次

- はじめに
- 第一章 「司法試験とは」
- 第二章 「在学合格へのタイムテーブル」
- 第三章 「司法試験の勉強（一般的事項）」
- 第四章 「受験勉強の環境」
- 第五章 「基礎的な学習の期間」
 - 一節 「民法」
 - 二節 「憲法」
 - 三節 「刑法」
 - 四節 「商法」
 - 五節 「民事訴訟法」
 - 六節 「刑事訴訟法」
- 第六章 「試験に向けての学習の期間」
 - 一節 「短答式試験対策の勉強Ⅰ」
 - 二節 「論文式試験対策の勉強Ⅰ」
 - 三節 「弱点補強の勉強」
 - 四節 「答案練習会にあわせた勉強」
 - 五節 「短答式試験対策の勉強Ⅱ」
 - 六節 「論文式試験対策の勉強Ⅱ」
 - 七節 「口述式試験対策の勉強」

はじめに

中央大学に入学された皆さんの中には、将来、裁判官、検察官、弁護士（これらを併せて「法曹」をいいます。）を志す人も多いことでしょう。近時は、毎日のように裁判に関するニュースが新聞の紙面を飾り、また、法曹の活躍を題材にしたテレビ番組や映画もあり、法曹は社会の注目を集めています。さらに、国際化、規制緩和等の社会の流れの中で、国民の社会に対する意識も、「暗黙のルールが支配する村社会」から「法律に従った契約社会」へと変化しつつあります。このような状況において、

法曹の担う役割、責任は益々増大してきます。

そして、法曹となるためには、まず、「司法試験」に合格しなければなりません。司法試験に関しては、最近、合格者の増員、修習期間の短縮等の制度改革が広く報道されていますが、大学に入学して間もない時期においては、漠然と「難しそう。」といったイメージが強いかも知れません。

しかし、先に述べた合格者の増員等の司法試験制度の改革は、これから法曹をめざそうとする皆さんにとっては「大きなチャンス」です。

また、中央大学は、ご承知のとおり、永い間幾多の法曹を

輩出し、「法科の中央」といわれています。近年、残念ながら、合格者数がやや減少していますが、それでも全国の大学で上位を確保しています。

さらに、中央大学においては、他大学に比べて、大学の法職講座や司法試験受験のための研究室の充実、先輩法曹実務家からの指導など、受験環境にも恵まれているので、皆さんは、努力次第では十分に在学中に合格できる環境にあるのです。

ところが、初めて勉強する「法律」を目の前にすると、難しいというイメージばかりが先行してしまったり、何をどのように学習すればよいか分からなかったりと様々な問題にぶつかります。このようなことから、残念なことですが、せっかく十分に在学中に合格できる環境にありながら、当初志した法曹への道を諦めてしまう人もいます。

本書は、法曹を志す初学者を対象に、一人でも多くの学生が初志を貫徹することができるようにすることを目的として作成されました。

本書は、次のとおり六章から成っています。

第一章 (司法試験とは) では、司法試験の概略を説明しています。

第二章 (在学合格へのタイムテーブル) では、在学中に司法試験に合格するための大まかな計画をあげています。

第三章 (司法試験の勉強) では、各試験科目に共通する

第四章

一般的な司法試験の勉強方法を説明しています。
(受験勉強の環境) では、研究室、法職講座、予備校の利用方法について説明しています。

第五章

(基礎的な学習の期間) では、司法試験の試験科目である、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の勉強のスケジュールや注意事項を説明しています。

第五章の構成は、

一節 民法

二節 憲法

三節 刑法

四節 商法

五節 民事訴訟法

六節 刑事訴訟法

となっています。

第六章

(試験に向けての学習の期間) では、基礎的な学習の期間を終えて、実際に司法試験を受験する時期の勉強方法について説明しています。

第六章の構成は、

一節 短答式試験対策の勉強 I

(一回目の短答式試験に向けての勉強)

二節 論文式試験対策の勉強 I

(一回目の論文式試験に向けての勉強)

三節 弱点補強の勉強

(論文式試験終了後の弱点補強期間の勉強)

編集後記

四節 答案練習会にあわせた勉強

(答案練習会に参加する時期の勉強方法)

五節 短答式試験対策の勉強Ⅱ

(二回目の短答式試験に向けての勉強)

六節 論文式試験対策の勉強Ⅱ

(二回目の論文式試験に向けての勉強)

七節 口述試験対策の勉強

(口述式試験の向けての勉強)

となっております。

本書は、初めから最後まで通読する必要はありません。興味を持ったところから読んでみましょう。また、自分が今何をすべきか見失いそうになった時に開いてみましょう。

法曹となった皆さんに会える日を心待ちにしています。

後輩諸君へのメッセージ

「司法試験」と言えば、後輩諸君には「国家最高の試験」とか、「国家最難関の試験」というイメージが最初に浮かんでくるのではないかと思います。そのため学生諸君のなかには「そんな難しい試験に挑戦しても、自分にはとても無理だ」とひとり勝手に決めてかかり、最初から断念してしまう人がいるとすれば、これほど残念なことはありません。

たしかに、私が司法試験に取り組んでいた昭和三〇年代前半頃には、先輩から「基本書を最低一〇回はまわせ」「読書量一〇万頁」などという気の遠くなるような叱咤激励を受けながら頑張った記憶がありますから、「司法試験は簡単だ」などと安易に言うつもりはありません。しかし、同時に、少し勉強が進んだ頃に「司法試験は人格試験」「一夜明ければ先生だ」などの絶妙な指導にほだされ、机にしがみついていたら「合格」が向うからやってきた、というわけですから、司法試験は後輩諸君がひとり頭で考えているほど難しい試験ではありません。

まして時代は大きく変わりました。司法試験制度の改革により、いわゆる丙案導入により三回未満受験の受験生にはきわめて有利な合格枠が与えられ、合格者の数も当面一、〇〇〇名にまで増やそうということになりました。出題の傾向も、

採点の方法も、初等者向きに変わってきているように見受けられます。初等者の後輩諸君にとって今こそチャンスです。自信を持って司法試験に挑戦してください。

ただ注意しなければならぬことは、司法試験も競争試験である以上間違った方向に走りだしたら、何年かかっても合格から遠のくばかりで、ゴールに到達することは絶対に不可能です。

本学は、建学以来、「法科の中央」の名にふさわしく、永年にわたり多くの有為な法曹を世に輩出し、その成果を赫々たるものがありました。ところが、どこをどう間違えたのか、平成九年の司法試験において五位転落という大陥没となり、平成一〇年の司法試験においても失地回復にいたりませんでした。

この厳しい現実を前にして私たちOB・OGは危機感を抱き、先輩として後輩諸君のために何か役に立つことができなしか真剣に意見交換を行いました。その結果、私たち自身新しい現状認識のうえに立って、「こうすれば在学中に司法試験に合格することができる」とのノウ・ハウを策定し、これを後輩諸君に提供し、多くの後輩諸君に自信をもって司法試験に挑戦してもらうことが、危機脱出の一つのきっかけとなるのではないかと結論にいたりました。

そして、昨年四月に、本学法曹会の所管の委員会である法職教育検討委員会のなかに、このノウ・ハウ版策定のための専門委員会として「法職プロジェクト小委員会」を設置し、

司法試験受験指導に定評のある元木 徹を総括におき、以下、練達の伯母治之・厚井乃武夫・今村健志・海老原 覚・金澤賢一の六名をもって小委員会を構成し、以後、約一〇ヵ月間の経過を経て、ようやく本書刊行の運びとなりました。

ここで一つだけ注意して欲しいのは、司法試験に合格するための勉強方法としてこれが全てではない、ということですが、受験生の環境は各人各様でそれぞれ異なるでしょうし、受験勉強にとって受験生個々の個性を無視することは絶対にできないからです。私たち先輩としては、後輩諸君が本書の基本方針に沿って的確な努力をしてくれれば間違いなく司法試験に合格できる、との自信をもっておりますが、後輩諸君としては、個々の環境と自らの個性を十分に考慮して、自分に最も適した勉強方法をとって欲しい、と思えます。しかし、その際、本書を十分に参考にしていただければ、更により結果となることを確信いたしております。

本書の利用方法については、司法試験に取り組む前に、全編に一度目を通していただければそれに越したことはありませんが、自己の勉強の進度に従い、或は、科目別に、その都度必要な箇所を目を通すという方法によっても本書の目的は十分に達成できるように編集してありますので、後輩諸君が自由に利用してください。

本書の刊行にあたり、田宮 甫幹理事長以下中央大学法曹会執行部各位及び「中大テミスを育む会」(阿部三郎会長)には、財政上の措置を含め格段のご理解とご支援をいただき、

—— 執筆編集担当者 ——

本学法職講座の関係スタッフには事前にお目通しを願ひ、貴重なご意見をお寄せいただきました。また、日立印刷株式会社の中澤茂明氏には、本書の装丁及び全体の構成等について格別のご指導をいただき、更に、新井嘉昭担当副幹事長・飯沼 允担当事務局次長・田中 茂担当副委員長には、小委員会の運営に萬般のご配慮をいただいております。それぞれの関係各位に紙上をお借りして、深甚の謝意を表させていただきます。くれぐれ次第です。

最後に、多数の後輩諸君が本書を一つの道しるべとして勉学に励み、輝かしい勝利の栄冠を獲得されることを心より祈念し、筆を擱くことといたします。

平成一一年一月一日

中央大学法曹会法職教育検討委員会

委員長 鈴木康洋

担当委員長（中央大学法曹会法職教育検討委員会委員長）

東京弁護士会 鈴木康洋（一五期）

担当副委員長（同上副委員長）

第一東京弁護士会 田中 茂（二九期）

中央大学法曹会法職教育検討委員会内法職プロジェクト小委員会委員

第一東京弁護士会 元木 徹（二九期・総括）

東京弁護士会 伯母治之（四〇期）

東京弁護士会 厚井 乃武夫（四〇期）

第二東京弁護士会 今村 健志（四三期）

東京弁護士会 海老原 覚（四四期）

第一東京弁護士会 金澤 賢一（四九期・主査）

担当副幹事長（中央大学法曹会副幹事長）

第二東京弁護士会 新井嘉昭（二二期）

担当事務局（中央大学法曹会事務局次長）

東京弁護士会 飯沼 允（二七期）

大学問題委員会活動報告



委員長

中津靖夫

- 一 当委員会は、幹事長の諮問に対し、法曹会が中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申するための回答をするための試案の作成を目的とする委員会で、毎月一回定例会を開催しております。
- 二 当年度、田宮幹事長より発せられた諮問は、大きく二つに集約されます。即ち、
 - 1 中大キャンパス計画に対する意見
 - 2 司法試験受験対策に対する意見であります。
- 三 中大キャンパス計画に対する意見の骨子は、以下の通りです。
 - 1 キャンパスは、単に学生を収容する場を用意するのではなく、青年をいかに教育するかの理念に裏付けられる必要がある。中大は私立大学として建学の精神（実学の尊重）を有するが、それを踏まえてセールスポイントを考える必要がある。

2 中大は、六学部を擁する総合大学であるが、セールスポイントの観点から、法学部の興隆、とりわけ司法試験の合格者を多数出すことを重点政策として考えるべきである。

3 右観点に立つと、法学部の都心回帰を何としても実現すべきである。

(一) 法学部の全面都心復帰の可能性——春日町校舎の工学部と多摩校舎の法学部の入れ換え

(二) 法学部の部分的都心復帰

(三) 法学部大学院を都心に展開

四 司法試験対策に対する意見の骨子は以下の通りです。

1 司法試験対策に対して予算の重点配分を行うこと——せめて二億円程度予算化されたいとの要望に対し、次年度予算に一億円程対策費が上積みされたことは改善の徴候か。

2 中大生の司法試験受験回避対策——法曹による演習講師担当など。

3 択一对策・論文対策について、法職講座の一層の充実化をはかること

五 それぞれの項目をいかに充実発展させるかは、それぞれの機関の一層の御尽力に期待するところです。

中大テミスを育む会報告

事務局長
中津靖夫

一 学会名誉会長堂野達也先生を發起人代表として「中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援し、「法科の中央」の名を高からしめこと」を目的として「中大テミスを育む会」が四五〇名のOB有志の御参加を得て、平成一〇年五月一四日に設立されました。

会則上の組織は、別添の如く雄大であります。とりあえず現在は、会長阿部三郎・副会長松家里明・同中津川彰・同角田邦重・事務局長中津靖夫で執行部を構成し、企画運営委員会委員長新井嘉昭の下に、毎月一回例会を開催し、司法試験対策をはかっております。(敬称略)

二 中大司法試験対策の一本化を図るため、中大法学部・中大法曹会・学研連・法職講座運営委員会・テミスの会の五者が適宜会合し、対策を話し合っております。

三 テミスの会・法曹会・学研連が主催し、今年も、択一式模擬試験(一五回)を、予備校の協力を得て、低価格で中大受験生に提供しました。

成績優秀者の表彰など工夫を凝らしております。

四 論文式試験対策のため、答案採点経験のある先生方の講演を企画しております。

五 順次司法試験対策のための企画を工夫し、将来は全国の優秀な高校生を中大法学部に入学せしめるための施策も考えていきたいと思えます。

六 全ては緒についたばかりです。心ある中大OBの一層の御支援御協力をお願い申し上げます。御意見をお寄せ下さいますようお願いしております。

中大テミスを育む会（司法試験受験生を支援する会）会則

（平成一〇年五月一四日制定）

第一条（名称）

本会は、「中大テミスを育む会（司法試験受験生を支援する会）」と称する。

第二条（目的）

本会は、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援し、「法科の中央」の名を高からしめることを目的とする。

第三条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 中央大学関係者の司法試験合格者増加のための施策を企画実行する。
- 2 中央大学関係受験生のための特設講座などを設け、受験生の勉学の支援をする。
- 3 全国から有為の高校生の中央大学法学部への入学の勧誘を行うための施策を企画実行する。
- 4 その他、前条目的を達するに必要な事業

第四条（会員）

会員の入会資格は、本会の趣旨に賛同するものを以て組織する。

第五条（役員）

本会は、次の役員を置く。

役員は、総会において選任し、その任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

会 長 高裁管内ごとに各一名以上
幹 事 長 一名
副 幹 事 長 高裁管内ごとに各一名以上
常 任 幹 事 相当数
幹 事 相当数
会 計 監 事 若干名
事 務 局 長 一名
事 務 局 次 長 相当数（高裁管内ごとに各一名以上）
顧 問 必要に応じ、総会の選任により置く

第六条（役員職務権限）

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長・幹事長・副幹事長・常任幹事・幹事は、おのの所定の職務を行う。
- 3 会計監事は、本会の会計を監査する。
- 4 事務局長・事務局次長は、おのの所定の職務を行う。

第七条（役員任期）

役員任期は、全て一年とする。

一年の任期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

但し、再任は妨げない。

第八条（委員会）

法職講座抜本的改革プラン四カ年（平成一一年度から平成一四年度まで）計画

—ゼミチューター派遣のお願い—

中央大学法職講座運営委員会

法職講座運営委員会は平成十一年四月から四カ年にわたり「法職講座抜本的改革」を実施することを決定いたしました。

「法職講座抜本的改革プラン4カ年計画」と名付けたこの改革プランの目標と骨子は以下の通りです。
また、この改革プラン実現のために中大法曹会の諸先生方には是非ともお願いしたいことがあります。

I、目標

(1) 短期的目標

◎中央大学最終合格者の総数について平成十一年度七〇人台後半、平成十二年度八〇人台後半、平成十三年度九〇人台後半と確実に増やしていく。

(2) 中期的目标

①平成十四年度司法試験最終合格発表において中央大学の最終合格者の総数が一〇〇人に達する受験指導体制をつくる。

②平成十一年度以降の入学生の大半が4年次までに少なくとも択一試験には合格できる受験指導体制をつくる。

II、改革プラン骨子

(1)カリキュラム編成・講座内容面

①従来の講義（マスプロ教育）中心のカリキュラム編成に修正を加えて、少人数のゼミ形式の授業（レクシンプロ教育）を大幅に取り入れる。

具体的には若手弁護士をチューターとする「答案の書き方ゼミ」や新合格者をチューターとする「基礎ゼミ」、「択一答案練習会復習ゼミ」を設置する。

②講座講師・ゼミチューターの依頼は「司法試験の現状に精通する方」に限定する方向で調整していく。

③講座カリキュラム編成は「憲法・民法・刑法の主要3科目のマスター」・「在学中の択一試験合格」を念頭においたものとする。

④ガイダンス・シンポジウムを計画的に実施し、在学生の受験勉強のペースを作る。尚、ガイダンス、シンポジウム等の法職メディアを活用し、司法試験に対する「難関意識」を払拭し、「在学中の最終合格が珍しいものではない」という意識を在学生に浸透させていく。

⑤法職研究室（駿河台・多摩）の指導体制の一層の充実化をはかる。

⑥日本一の答案練習会といわれる「法職講座公開答案練習会」（駿河台記念館実施）を多摩校舎でも実施し、在学生の論文答案練習体制を強化する。

(2)組織編成面

①改革プラン実施のために中大司法試験関係者の協力体制の確立が不可欠のものとなる。そこで五者協議会（法学部・中大法曹会・中大テミスを育む会・学研連・法職講座）を設置し、協力体制を確立する。

②改革プラン実施のためには司法試験受験の現状に精通している若手スタッフの認識・意見を幅広く吸収していくことが不可欠である。そこで法職講座運営委員会の下部機関として受験指導スタッフ幹事会を設置し、若手スタッフの認識・意見を吸収する機会を制度的に確保していく。尚、受験指導スタッフ幹事会の構成メンバーは法職講座出身の若手合格者（弁護士・修習生）を中心とする。

③改革プラン実施のためには熱心で優れた受験指導スタッフを数多く確保する必要がある。そこで、スタッフ管理機関を設置する。

Ⅲ、御協力をお願い

法職講座運営委員会では「法科の中大復活」のため今回の改革プランに並々ならぬ覚悟で臨んでおります。

つきましては中大法曹会及び学研連の諸先生方に十分なご理解をいただくとともに御協力をお願いしたいと思います。具体的には指導能力のある「若手弁護士」の方に講座講師・ゼミチューター・答案練習会添削者をご担当いただきたく思います。

ここでいう「若手弁護士」の方とは原則として弁護士登録後五年以内の方を指します。

前述のところから改革プランのカリキュラムを実現するためには講座講師・ゼミチューター・答案練習会添削者として指導能力のある「若手弁護士」を数多く確保していくことが不可欠となります。そのため法職講座運営委員会としても「若手弁護士」の確保に奔走しております。しかし多摩キャンパスが都心から離れているためになかなか引き受けてはいただけません。そこで中大法曹会及び学研連の諸先生方にご協力をお願いする次第です。

受験指導の現場から離れていらっしゃる諸先生方には「若手弁護士」をご推薦・ご派遣いただくことを切にお願いいたします。

尚、指導能力のある方であれば中央大学出身者であるか否かを問いません。

ご担当いただくのは主としてゼミチューターです。尚、謝礼につきましては一コマ・三時間・五万円（税・交通費込）を予定しています（現在交渉中・未確定）。

「若手弁護士」の方の確保がままならない場合には今回の改革プランは挫折します。

現在、法曹養成教育の在り方が盛んに論議されていますが、今回の改革プランが挫折すれば「法科の中大の復活」への道は閉ざさる可能性が極めて高いといえます。

是非ともご協力ください。詳細は法職講座事務局（TEL〇四二六―七四―三二二〇）にお問い合わせください。また、中大法曹会執行部・学研連執行部にも正式にご協力を要請しております。

以上



現場からの抜本改革プラン

(私が一年間司法修習を遅らせた理由)

清水の舞台から飛び降りる覚悟で

中央大学法職講座
司法試験受験指導相談員

阿部 鋼

I はじめに

三三才、受験回数十二回、独身、これといった社会経験も無くいわゆる「司法試験バカ」。私が平成九年度に悲願の司法試験合格を果たしたときのプロフィールです。どう考えても普通なら早く司法修習を終わらせて実務ついてしまわなければ「手遅れ」な状態です。

しかし私は司法修習を一年間遅らせることに「し」ました。正確に書くなら遅らせることに「して」いました。それは以下の理由に基づきます。

まず、中大法職講座の長年の課題であった「駿河台公開答案練習会」、「駿河台法職研究室」、「多摩法職研究室」以外の「法職講座の抜本的改革」をお手伝いすることです。私が二〇歳の時からお世話になっている「三和一博法職講座運営委員長」と一緒に「法職講座の抜本的改革」を推進しようということになっていたわけです。この事は私が受験生であった平成九年三月頃に三和運営委員長との間で約束していました。私は数年間法職講座でアルバイトをしており、法職講座の現場（「駿河台公開答案練習会」、「駿河台法職研究室」、「多摩法職研究室」）のことをある程度まか

されていきました。そこで、平成八年の中大合格者数凋落ショックをうけ、「今年仮に司法試験に合格しても一年間修習を遅らせてお手伝いします。」と申し上げました。ですから「法職講座抜本的改革」のための基盤整備を三和先生と開始しました。このため私は受験生である時に既に「中央大学法職講座司法試験受験指導相談員」という肩書をいただいております。つまり平成九年に最終合格しようがしまいが、三和委員長とともに「法職講座の抜本的改革」をスタートさせようということになっていたわけです。

このようなことから悲願の司法試験最終合格後も私自身はなんら躊躇することなく、誰に相談することもなく、司法研修所への「修習願い」を提出しませんでした（もっともその後は周囲から賛否両論の多数のご意見をいただきました。）。

そして、もう一つの修習を遅らせた理由は、機会があればこの数年間法職講座をお手伝いして感じてきたこと、あるいは自分を含めた「法職講座で受験指導のために一緒に汗を流してきた若い受験指導スタッフ」達（本学の若手専任教員の方を含めて）が共通に疑問に思ってきたことを「中大出身の先輩法曹の方々」に訴えたいと思ったことです。現在の中央大学関係者の体制の中ではよほどのことがない限り、私達のような若輩が偉大なる大先輩方に対して意見を述べることはできません。しかし修習を遅らせてまで母校で後進の世話をすればいつかは意見を述べる機会があるだろうと思っておりました。そして遂にこの「中大法曹」に原稿を掲載し意見を述べる機会をいただくことができました。

私はこれから先の文章を「一年間修習を遅らせることなどは比較にならない程の覚悟」つまり「清水の舞台から飛び降りる覚悟」で書きます。これから述べることには「大変不遜な意見」がたくさん含まれています。大先輩方のお叱りをうけるかと思えます。しかしそれでもかまいません。私を含めて、受験指導の現場で身体を張って頑張っている者達は、現在の中大司法試験関係者の方々の対応に耐えられない不満をもっているのです。

II 中大合格者数が凋落した原因

1、『キャンパス多摩移転』について

以下に述べることが私自身法職講座で数年間働き、また十数年間にわたり中大受験生として受験を戦ってきたことから感じた中大合格者数凋落の原因です。

最大の原因はいうまでもなく「キャンパス多摩移転」です。これによって「都心から」のアクセスが不便になり「学研連」における先輩法曹を中心とした「ノウハウの確実な継承」が阻まれましたし、また、そこそこの優秀な偏差値エリートが少なくなりました。また、「陸の孤島」である多摩キャンパスは「都心へ」のアクセスの不便さから「司法試験予備校」を中心に発展した「受験ノウハウの進化」からも取り残される惨状を導きました。

しかし、「キャンパス多摩移転」は中大の歴史の中で揺るぎない事実なのであり、それが誤った選択であったという結論を二〇年間の過程の中から今さら導き出したとしても、意味が少ないことは私よりも諸先輩の方が痛感していらっしやると思います。

* 中大生合格者の総合格者数に占める割合 (%)

最終合格者総数 中大最終合格者総数 中大生の占める割合

昭和二六年 一位 二七二名 九三名 三四・一九%

昭和三九年 一位 五〇八名 一七〇名 三三・四六%

昭和四五年 一位 五一九名 一三八名 二六・五八%

* 多摩移転 昭和五三年 二位 四八五名 八七名 一七・九三%

昭和五八年 三位 四四八名 六三名 一四・〇六%

平成 八年 五位	七三四名	五七名	七・七七%
平成一〇年 五位	八一二名	六八名	八・〇八%

問題はこの「キャンパス多摩移転」によるビハインドをさらに悪化させた事情があることです。以下の二つです。一つは①「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」、もう一つは②「勢力分散の下の司法試験対策」です。以下、詳述します。

2、「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」について

①先輩法曹の方々

この雑誌に先輩法曹の方々とは若手合格者・スタッフの対談記事が掲載されています。これを企画された萬羽先生や中津先生との事前の打ち合わせで企画目的、企画内容やパネラーの人選を任された私は、①企画内容として「最近の合格者の素顔」、②パネラーとして「予備校育ちの早期合格者」、「予備校に精通するスタッフ」を選出することを決めました。そして、この企画の目的は偉大な先輩方の御発言と若手合格者・スタッフの発言に相当な「ズレ」があることをはっきりさせることに置きました。

この企画目的は見事に達成できたと思います。

対談に参加された諸先輩に失礼な発言になるかとは思いますが、覚悟して書きます。諸先輩は「現在現実に行われている司法試験」（試験形式の変化・受験勉強方法の変化）や「現在現実に受験している受験生や合格者」（環境の変化・気質の変化）についてのご認識が欠けていらっしゃいました。

おそらくこれは当日参加された諸先輩に限ったことではないと思います。私が今年一年間いろいろな形で一緒に過ごしていた諸先輩に多かれ少なかれ共通していえることなのです。

皆さんが同じように「自分が受験していた時は」、「自分が合格した時は」、ここから司法試験対策を云々されます。つまりご自身が受験勉強をされた時の御認識をもとに、時の経過により状況がかなり変わっている現在の司法試験対策を決定しようとするわけです。

その最たるものが先輩法曹の方々は現在もなお「司法試験はいかに難しい試験か」ということを必要以上に強調し、受験生活を必要以上に「ストイック」なものに祭り上げる傾向があるということです。いわば司法試験やその合格者を「神棚に上げ」ようとするのです。

これは大変な問題です。

現在の司法試験はデータが示すとおり若手が「大変合格しやすい」ものになってきています。これはいわゆる「丙案」導入の成果のみならず、昭和六年以来の司法試験改革が功を奏しているからだと思われます。また、受験生活自体も必ずしも「ストイック」なものではなく、いわゆる「彼女や彼」がいてあたり前になってきています。例えば、論文試験場の前の路上には交際相手が高級自家用車でお出迎え等の場面も珍しくないので。

このような「司法試験は受かりやすくなっている」という事情から他大学では受験者数が増加傾向にあります。ところが中大だけは減少傾向にあるのです。正確に言えば全体の受験者数に占める中大生の割合は毎年落ちてきています。これは大学の対応にも問題がありますが、先輩法曹の方々が必要以上に司法試験を「難しい」ものに「祭り上げている」傾向があることにも一因していると思われる。

* 出願者数における中大生の全体に占める割合(%)

中大生の占める割合

平成 三年

一七・八四%

五年	一六・二七%
七年	一五・二七%
九年	一四・三八%
一〇年	一三・六一%

さらに悪いことには先輩法曹の方々に私たち「若手合格者」の意見を申し上げても耳を傾けてはいただけません。懇談をしていると多くの場合、私たち若手発言は途中で遮られ最後まで意見を聞いていただけません。

「現在現実に行われている司法試験」についての御認識を欠くのみならず、それについてのご認識をもつ機会すら放棄される。

ある予備枚の経営者の方に指摘されたことを紹介いたします。その方はある某大学教授の方に「中大も昔合格されたOBの人達が口を出しているうちは復活はないですね。」とうそぶいておられたそうです。

② 大学関係者の方々

ところがこのような「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」は先輩法曹の方々だけに見られることではありません。

大学関係者の方々にも強く見られます。

私がこの数年法職事務室で働いて痛感したことは「中大は司法試験の学校」というけれども「大学自体は司法試験を全く知らない」ということでした。ここで知らないと申し上げているのは先輩方に見られたような「現状認識の欠如」ということではなく「歴史的に司法試験そのものを判っていない」ということです。

歴史的にみて中大が司法試験王国たりえたのは「学研連その他」の反体制の学生組織が大学に反発しながら、受験

勉強に奮闘していたからではないでしょうか？つまり、過去の栄光を築き上げるプロセスの中で中央大学法人が組織として司法試験対策を展開し、成果をあげたということではなかったのではないのでしょうか？

このような背景がありますから、大学の企画する司法試験対策は多くの場合「的はずれ」なものになってしまいます。その最たるものは何を隠そう「多摩の法職講座」なのです。いかに的外れな講座であっても、何も知らない新生には「中大法学部ブランド」に基づいた信頼がありますから、新入生が入学した段階では六〇〇人近い法職講座受講生が生まれます。ところが一年六ヶ月経過後にはその数が三〇人に減ります。二〇分の一に減少してしまうのです。

原因はいくつかありますが、最大のものは「司法試験受験のための講座」ではなく、「学部授業のダイジェスト版ないしリピーター版講座」としての内容しか提供できていないということです。つまり「一握りの教授の方」を除き、講師の大半が「司法試験という特殊な資格試験」の「現在の姿」に精通していません。そこで「学問としての法解釈学」と「受験勉強のための法解釈学」との異質性を意識しないまま授業を進めてしまい、その結果「受験生のニーズ」あるいは「受験合格のレベル」とはかけ離れた講座になり、受講生が離れていってしまうのです。

尚、誤解のないように申し上げておきますと、講師の中には受講生に大変人気のある方もいらっしゃいます。そして講師の大半が「司法試験という特殊な資格試験」の「現在の姿」に精通してないといっても、これは講師の方々が「本来学問の探求者であって、そもそも司法試験受験指導の技術者ではない」ということに原因があります。また、「学内行政の雑用が多すぎてお忙しすぎる」ということにも原因していると思われると思います。つまり、そもそも講師の方々に大変なご無理をお願いしていることに問題があるのです。

それでは法職講座を去っていった五七〇人はどこに行くのでしょうか？

多くはそのまま「挫折」します。「司法試験の勉強は難しい」、「司法試験なんかより公務員試験や就職試験の方が楽だ。」というように一年生の段階で決定してしまいます。そして大半のものは二度と司法試験の世界には戻って

きません。他方一〇〇人くらいの者はいわゆる司法試験予備校に行きます。そこでは「司法試験という受験勉強のための講座」を提供してくれます（尚、後述しますように司法試験予備校にもメリット、デメリットがあります）。

このように予備校に行って勉強を続ける者とはかく、やめていく者が大半です。これは前述のように中大の司法試験受験者が占める割合の低下が物語っています。一部には「多摩法職講座」が今まで「中大の司法試験受験者予備軍」を絞め殺したのだという指摘すらあるのです。

この指摘とは別に、ある予備校の経営者の方（先ほどとは別の方）が「中大は新生に先ず、大学の教授の講義を聞かせるからダメなんだ。東大生は大学が何もしていないから予備校の講義を先ず聞きにくる。スタートラインで中大生と東大生との間には大きな差ができてしまう」という指摘をされていました。

それではこのような現状について大学はどのような対応をしてきたのでしょうか？
一切何もしません。正確に表現すれば何もしないに等しい程中途半端な対応をしています。

この十数年間、大学Ⅱ「法職講座」のやることは多くの場合「場当たりの」でした。まず、「思いつき」で司法試験対策を実施します。いわば「箱」をつくりまします。しかし、「成果の検証」は一切しません。その「箱」をつくらから「箱に何が入ったか？」「何も入らなかったら、何故入らないのか？」一切検証はしないのです。そのうち始めの「思いつき」に「飽き」がきて、次の「思いつき」に飛びつくか、あるいは「成果の検証」をしないまま、「例年やっているから」との理由だけで「意味のない企画」をただ「繰り返す」だけなのです。

具体的な例としては、例年四月に実施している「法職講座開講シンポジウム」があります。

「開講シンポジウム」は例年途中で退席する学生がたくさんいることで有名でした。

私自身は昨年初めて参加させていただきましたが、本当に途中退席者が続出していました。びっくりしました。この現状を目の当たりにした私たち若手合格者はその後の懇親会で法職講座運営委員の先生方に苦言を呈しました。

「生意気なことをいうな」と叱る方もいらっしやいましたが、一番驚いたのは「ここ一〇年間毎年、途中で帰る者はたくさんいるのだから別に驚くに値しない」という御発言でした。

学生は馬鹿ではありません。役に立つものであれば積極的に受け入れます。途中退席者が続出するのは「役に立たない」と考えるからなのです。この御発言でこの二年間中大の合格者が坂道を転げ落ちるかの如く凋落した理由を痛感しました。

中央大学は「現在の司法試験」どころか「司法試験そのもの」に対する認識が全く欠如しているのです。

③相乗効果

そして問題はこれら二方面の「現状認識」を欠いている方々がいずれも中大の司法試験対策を決定する権限をもっているに過ぎることなのです。二方面の「現状認識の欠如」は相乗効果をもって「中大の司法試験対策」を「時代遅れ」かつ「効果のない」ものにしてしまいます。

三、「勢力分散の下の司法試験対策」について

前述の「現状認識の欠ける方々による決定」の結果生み出された「司法試験対策」は今度は中大名物「勢力分散」によってその「効果的な実施」契機すら失われます。ここに「勢力分散の下の司法試験対策」とは「法学部」、「法職講座」、「学研連」、「中大法曹会」、「中大テミスを育む会」が相互に緊密な連絡をとることなく、おのおの思い思いに司法試験対策を実施することを指します。

尚、誤解のないように申し上げますと中大の歴史の中で前述5者が何らかの関わりをもって司法試験対策を生み出してきた事実もあることは否定しません。例えば「法職講座」が生み出されてきた経緯は「大学・法学部」と「先輩法曹の方々」の相互協力があったのことに聞いております。しかしここで申し上げたいのは相互協力がそれっきりであったということです。つまり相互協力があってもそれは希薄かつ非継続的なものであり、親密かつ継続的に五者が

一同に会して司法試験対策を決定するなどということはありえなかったことではないでしょうか？
これは以下のような事情に基づくと痛感しております。

①まず「法学部」・「法職講座」(大学側)について

法学部教授会は歴史的に「反司法試験」派で占められていると聞いております。司法試験にアレルギーをもっておられる教授がほとんどであったと聞いております。現在では「協力する人はやればよい」という風に微妙に変化してきたと聞いておりますが、やはり司法試験対策推進派は少数派であると同っております。

だから「法職講座」はそのような「法学部」の在り方と切り離れた司法試験対策の拠点として設置されたと聞いております。司法試験対策推進派の教授の方々が御熱心に担当されたと伺っております。そのような経緯から設置されている以上「法学部」と「法職講座」の連携は今一つ中途半端なものとなっております。

②次に「学研連」・「中大法曹会」・「中大テミスを育む会」(先輩法曹側)について

これについては私より諸先輩の方が詳しいはずなので詳述をさけます。一言だけ申し上げますと、構成メンバーの方が異なり、取り組みの方向性が異なっていると伺っております。

③最後に大学側と先輩法曹側について

上記二つの勢力は歴史的に相互協力的に消極的であったと聞いております。大学側からすれば「OB」は外野であり大学教育という「聖域」に踏み入ってくることに極端なアレルギーがあります。他方、先輩法曹の側からすればそれが「非協力的」な態度に思え、ますます反目し出します。

それぞれの勢力がそれぞれバラバラな上に、さらに両勢力が反目しあっているわけです。このような「勢力分散」状態の下、それぞれが思い思いに司法試験対策を実施すること、これが「勢力分散の下での司法試験対策」の姿です。

このような「勢力分散の下での司法試験対策」がどのような弊害を生み出すか？

中大受験生（とりわけ在學生）の混乱及び負担過剰です。
具体的な例を挙げると、新入生が典型的です。

四月に新入生が入学します。

すると、法学部の「正規授業」がほぼ毎日、午後六時近くまで入っています。それに加えて法職講座が週二回午後六時から午後九時まで「基礎講座」を実施します。そして、これらの講座にプラス「中大法曹会」による「司法試験特設講座」や「司法演習」が展開されます。「司法演習」では多くの場合課題が課されます。さらにプラスして法学部教授による「基礎演習3」が設置されます。「基礎演習3」でも多くの場合課題が課されます。加えてこれらの授業はほとんど「予習」をしてきていることを前提にしてすすめられます。また、「新入生のほとんどがまだ高校生の頭」であることは無視して進められます。最後に学研連の研究室が独自のカリキュラムの下に受験指導をします。

新入生は何が大切か判らないので、これらをほとんど全てこなそうとします。そこで疲れきってしまうのです。この結果挫折する者も多く出てきます。

四、総括

これまで述べた現状の全てがかみ合った上、中大合格者数の凋落を招きました。

つまり、「キャンパス多摩移転」だけでも相当のビハインドである状況下で、「現状認識を欠いた決定」の下に打ち出された「司法試験対策」が「勢力分散」状態の下バラバラに実施されます。中大受験生、とりわけ在學生は混乱し、ある者は挫折し、ある者は混沌とした受験環境をそれでも進み続け「合格への最短コース」を踏み外します。ほんの一握りだけが生き残り「早期合格者」としての栄冠を勝ち取ります。

ある関係者の言葉を借りれば、「今の中大の現状で第五位にとどまっていることの方が奇跡的な快挙だ。合格者総数が一〇〇〇人になっても、中大が三桁の合格者を輩出するとはとうてい思えない。いずれ一橋大学にも抜かれる」とい

うことになります。

私を含めて受験指導の現場で身体を張って頑張っている者達（本学の若手専任教員の方も含めて）は、今まで述べたような中大の司法試験関係者の方々の対応に耐えられない不満をもっているのです。

昭和二六年から昭和四五年まで中大が司法試験合格者数において第一位の座をずっと守り続けていた頃とは全く実情が異なっています。

私が修習を一年間遅らせてでも、諸先輩方に申し上げたかったことは、今まで述べたことなのです。

現在の中大合格者数の凋落、司法試験対策の停滞は、二〇年後、三〇年後の将来、私たちが社会の中枢になったときに、私たちに跳ね返ってくると思います。現在の惨状によって、もっとも被害を被るのは私たちの世代なのです。諸先輩方に、私たちの世代の将来を混沌に陥れるような現状を、断固として解消していただかなければならないのです。

次に、このようなどうにもしようがない現状の下で、私達、受験指導の現場で身体を張って頑張っている者達（本学の若手専任教員の方も含めて）が考案した「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」の内容と課題をご紹介します。と思います。

Ⅲ 修習を遅らせた一年間の軌跡

↳「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」を中心に

1、プラン概要について

私は修習を遅らせた一年間のほとんどを「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」の作成作業に費しました。

① まず、プラン作成過程についてご説明いたします。

今回のプランは「法職講座運営委員会小委員会」（三和委員長、丸山秀平委員長代行）及び「法職事務室」の下、

法職講座出身の若手合格者が中心になって検討し、作成したものです。スタッフのほとんどが平成七年以降の合格者であり、いわば中大や法職講座の実態及び司法試験の実態を把握しているものの手によって作成されたものといえます。また、必要に応じて瑞法会会長福原紀彦中大教授や学研連駿河台研究室管理運営委員会の諸先生にご意見を伺いました。皆さんお忙しい中、貴重な時間をさいて手弁当でご協力いただきました。

今回のプランは中大司法試験関係者が一丸となって、苦心の末に生み出したものなのです。

②次に、プランの概要をご説明申し上げます。

プラン目標と計画は長・中・短の三段階からなっています。

短期的目標

中大最終合格者の総数について平成一一年度七〇人台後半、平成一二年度八〇人台後半、平成一三年度九〇人台後半と段階的に増やしていく。

平成一一年度から司法試験合格者総数が一〇〇〇人になることからすれば、七〇人台後半という数字はレベルの低すぎる目標と思われるかもしれません。

しかし現場の認識はそんなに甘くありません。平成一〇年度の中大最終合格者総数は司法試験合格者総数が平成九年度に比べ一〇〇人増え、八〇〇人になっているにも関わらず、平成九年度より九人減の六九人なのです。

これは昭和六一年より始まった試験傾向の変化が一〇年経ってより洗練されてきたにも関わらず、中大生のほとんどがその変化についていけないことに原因しています。

このような現状からすると三年間にわたって一〇人ずつ、「ブロック」ではなく「計画的」に合格者総数を増加させるにはそれなりの対策を計画的に実施する必要があります。決して低すぎる目標ではありません。

そして短期的目標達成のための方策としては、法職駿河台研究室（学研連駿河台研究室も含む）及び法職多摩研究室の指導体制強化を考え、既に実施しております。両研究室は日本でも屈指の受験指導体制を備え、合格者数も駿河台研究室において毎年二〇人平均で在室員から合格者が輩出されております。また多摩研究室も設立四年目で昨年、一昨年と一人ずつしか最終合格者を出していないものの、択一合格者は倍々で増加しており昨年は卒業一年目以下の室員だけで一七人、元室員を含めると四一人もの択一合格者を輩出しました。これは全国でも類のない大変な成果だと思われまます。

短期的目標達成のための方策としては、この二つの研究室合わせて平成一一年度は三〇人、平成一二年度は四〇人、平成一三年度は五〇人の合格者を出すことを考えております。それなりの実力を持った者を集中的に鍛えることが手っ取り早く合格者を増やす方策だと考えたわけです。

中期目標

- ①平成一一年度以降の入学生が三年次（平成一三年〜）、四年次において「六〇〇人」択一本試験を受験する体制を創る。
- ②平成一一年度以降の入学生が四年次（平成一四年〜）において「三〇〇人」択一本試験に合格する体制を創る。
- ③平成一四年度司法試験最終合格発表において中央大学の最終合格者数が一〇〇人に達する体制を創る。

そして中期的目標達成のための方策が「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」です。細かい説明は省略しますが、ポイントをいくつか紹介いたします。

①まず、第一に従来のマスプロ教育を部分的に修正して、「レスンプロ教育」つまりゼミによる指導を強化しました。これは寺子屋的指導という「中大学研連」の伝統的手法による受験指導をより多くの中大生に施すというものです。

②次に、第二に講座の講師を「司法試験に精通する方」に限定する方向で調整しております。これは前述の司法試験に精通していない方による受験指導の問題性を直視した結果です。

③さらに、第三に中大合格者総数を四年後に大幅に増加させることよりも、受験者数・択一合格者数をまず増加させるカリキュラムを採用しました。これについては賛否両論あるところですが、現在の法職講座の基礎体力（マンパワー・設備など）と現在の大学生の気質（主体性が弱く、楽な方を選ぶ等）を勘案するとやむを得ないとの判断に基づきます。中大在學生は気弱になり、年々司法試験を「敬遠」し受験者自体が減少傾向にあるのです。せめて在學生の時に択一に合格すれば、司法試験に勇気をもって挑戦するのではないのでしょうか？そういう戦略です。

最後に長期的目標ですが、これは法学部カリキュラムの構造改革（夜主コースの採用・社会人大学院の設置）に連携し、嘱託職員である私が云々する問題ではありません。後で少しだけ希望を述べさせていただきます。

2、プラン実施に伴う様々な整備について

このような抜本的改革プランを実現するためには様々な環境整備をする必要があります。これは前述の「中大合格者数が凋落した原因」を少しでも改善していくための環境整備であり、抜本的改革プラン検討に平行して実施してきました。

①「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」についての改善としては、まずその方々に現状を認識していただくことが必要です。

そのための企画がこの「中大法曹」に掲載されている「対談企画」です。是非諸先輩にこの「対談企画」を読んでいただきたいと思います。

②そして、次の改善方法としては「司法試験対策の決定」の過程に現状認識のある者が関わる必要があります。そのための方法として法職講座としては法職講座運営委員会・法職事務室のパートナーとして「受験指導スタッフ幹事会」を設置しました。

「受験指導スタッフ幹事会」は今でも法職講座の現場で受験指導をしている法職講座出身の最近の合格者によって構成する組織です。ここ最近法職講座の運営は現場の受験指導者達や職員の方々が中心に担ってきました。しかし法職講座運営委員会の決定事項に職員の方々が事実上関与することはあっても受験指導者達が関与することは制度上は担保されていませんでした。そこで法職講座運営委員会自体の決定事項は現場の指導者達の意見とは食い違ったもの、つまり現状を反映することのないものになることが多く、また、司法試験というものについて専門知識や体験のない職員の方々が事実上関与することがそれに拍車をかけていました。受験指導スタッフ幹事会の設置はそのような弊害を制度的にクリアする画期的な存在です。幹事会のメンバーは法職講座運営委員ではないものの、幹事会会長に三和運営委員長、副会長に丸山運営委員長代行が就任され、法職講座運営委員会との連絡を制度的に確実なものとするようになっていきます。また、幹事会の執行部は運営委員会にオブザーバーとして参加できることとなっています。

③他方、「勢力分散の下の司法試験対策」についてはとにかく中央大学の司法試験関係者が統一的意思決定をできる組織を構成することが必要となります。そこで、三和法職運営委員長のかけ声の下、法職講座主催で第一回

「五者協議会」が一九九八年二月二日（土）に開催されました。ここに五者とは「法学部」、「学研連」、「中大法曹会」、「中大テミスを育む会」、「法職講座」の五者を指します。

従来から関係者の協議会が開催されていたことは存じております。しかし、今回の「五者協議会」は中大の歴史の中でも次の点で画期的な存在と思います。まず、第一に中大の司法試験関係者のほとんどが一堂に会するという点です。従来から部分的な協議会はあったでしょうが、これほど大規模なものは初めてではないでしょうか。そして第二に単なる関係者間の意見交換に止まらず、「法職講座の抜本的改革四カ年」を実現するために具体的な協力体制に関する協議がなされているということです。どの関係者がどの役割を担当するのかが具体的に協議され、決定事項については各関係者がそれぞれの機構に持ち帰り、その実現のために働きかけることになっていきます。さらに第三としてこの協議会は単発的なものではなく、定期的、継続的に開催されるものだという事です。この結果、「法職講座の抜本的改革四カ年」計画はその進行中に絶えず、五者による検証と修正にさらされ計画改善必要性と方向性を常時チェックされます。

④最後に「法職講座の抜本的改革四カ年」計画推進のために「予備校のアウトソーシングの利用」をはかるための枠組みを確立することができました。

「法職講座の抜本的改革四カ年計画」の弱点は法職講座のマンパワーに限界があり、カリキュラムの中のいくつかの講座は予備校の講座をアウトソーシング的に利用せざるを得ないという点にあります。つまり、法職講座カリキュラム中の講座の一部をその講座を得意分野としている予備校のもので代用するわけです。

具体的には「択一答案練習会」です。この練習会は択一問題の傾向が相当に変化している関係上、問題を法職講座で作って答案練習会を運営ことができず、予備校の「択一答案練習会」を取り込み、補うしかありません。

しかし天下の中央大学法学部のお膝元では如何に法職講座であっても予備校という「非正規軍」と提携するこ

とはできません。

そこで、既にご存じかとは思いますが、「中大法曹OB三者」（中大法曹会、中大のテミスを育む会、学研連）の合同主催、中大生協教育事業部共催という枠組みによる「予備校択一答案練習会」との提携です。この提携の背後には「法職講座の抜本的改革四カ年計画」推進のために法職講座からの強い要望があったわけです。このような枠組みの下に予備校と提携をするのであれば法職講座は何ら予備校と関わりをもっておらず、中大法学部からのクレームをかわすことができます。この枠組みは実は法職講座のみならず、中大司法試験受験生にとっても（多摩校舎で択一答案練習会を受講したかった）、中大法曹OB三者にとっても（受験生の役に立ちたかった）、生協教育事業部にとっても（司法試験部門にも業務を拡張したかった）、非常にメリットのある予備校との提携体制といえるのです。このような枠組みを確立できたことは、その他の法職講座の不得意分野も同じ方法で補うための可能性が生まれたということになるのです。

IV 「抜本的改革プラン四カ年計画」の課題

このように一年間にわたって「抜本的改革プラン四カ年計画」（以下プランとします。）をスタッフと検討し、周辺環境を整備してきました。

今年四月からいよいよプランが動き始めます。

しかしプランが始動してもいくつかの課題を抱えています。これらの課題について次に書きます。

1、大学側の課題

①抜本的改革に伴う痛みに中央大学事務機構は耐えられるのか？

今回のプランを実現するためには①スタッフ（受験指導スタッフ・事務スタッフ）、②お金、③建物（教室）の三つの条件が満たされることが不可欠です。

このうち③については後述しますが、①と②についてはここで紹介いたします。

①については、開設講座を充実させる観点から講師としての受験指導スタッフ、裏方としての事務スタッフの充実が不可欠です。前者については予備校にも劣らない謝礼を準備することが必要です。これには経理部が大変な決断を迫られます。また、後者のためには大幅な事務スタッフ人員増が不可欠です。これには人事部が大変な決断を迫られます。

問題ははたして人事部や経理部が私たちの望むようにこれらの大変な決断をしてくれるか否かです。

例えばプラン実施のためには現在の事務スタッフ数では人手が全く足りません。そこで現在専任職員を二名、パートタイム職員を二〇名程度増員することを現在人事部に交渉中です。問題はこれを通るか否かです。

現在中央大学はリストラ中であり、専任職員を二名増員し、法職事務室に七名の職員を配置することは大変な決断だと思います。

しかし、法職講座としては明確にこれを要求しております。

次に経理部との関係でいえば大幅な予算増加を求めています。これは合格者・修習生・若手弁護士の指導手当のための予算増加要求の色彩が強いいえます。これも中大の受験者が減少し、財政的にも逼迫しつつある現在において大変な決断だと思います。

私は数年間法職講座でアルバイトをし、中央大学の事務機構が悪い意味で官僚的な組織であることを痛感するとともに辟易してきました。

これまで何度も法職事務室を通し、人事部や経理部その他の部署とも交渉してきましたが、多くの場合判断基準は「前例があるか否か」、「他とのバランス」がとれているか否かでした。

このような発想では新しいことには全く対応できないのです。

例えば、嘱託職員としての私の採用が平成八年の中大凋落ショックの前の六月に大学のトップレベルで確認されました。択一試験合格者数の凋落からの判断でした。つまり中大歴史上ではじめて「司法試験専門の嘱託職員」の設置が大学のトップレベルで確認されたわけです。

しかし採用されたのは翌年八月です。それも結局、雇用形態はアルバイトのまま「司法試験受験指導相談員」という名称が付与され、本俸が少しあがっただけでした。

なんと一年二ヶ月間も、大学事務機構の中で決断が先送りされていたのです。

そして本俸も当初提示されていた最低保証額の半分に押さえられました。

私はその一年二ヶ月間で、それまでも持っていた大学の事務機構への不信感をより強くしました。

しかし、抜本的改革プランに伴う法職講座の様々な要求をこの調子で扱われては困ります。今回のプランは中大一五年の歴史で初めてとられる政策なのです。

前例にはなかったことばかりなのです。

また、今回の改革では前述のように大変な財源が必要になります。

そこで、この点については大学の事務組織の至るところから「財源のタレ流し」という批判をうけます。法職講座の講座収入と支出とのバランスがとれていないことからくる批判です。指摘されている通り、本当に今回の改革にあたっては膨大な赤字が見込まれます。

しかし、これは先行投資なのです。

多摩移転以来、中央大学は膨大な借金の返済を中心に財政を計画し、最近返済し終えたと聞いております。しかし、その間司法試験対策について、「新しい展開」のための投資をほとんどして来なかったと思います。たしかに法職講座にそれなりの予算をつけてきましたが、それは「新しい展開」のための投資ではなく場当たりのその場しのぎの

投資でした。

ところが、今回、中大一一五年の歴史で初めて大学が司法試験対策に正面から立ち向かう姿勢を示しています。初めから採算などとれやしません。暗中模索の中で右往左往するのが当然なのです。そしてそのうち採算がとれるようにしなければならぬのです。ここで採算というのは司法試験対策について財政が好転することのみをさしているわけではありません。司法試験合格者がいる程度回復すればこれは非常に有効は「広告塔」になります。

いうまでもなく大学は一八才人口の減少のもと「生き残り競争」の渦中にあります。

その中で「魅力ある大学」であれば生き残れるといわれています。ここに「魅力ある大学」の要素の一つとして「卒業後社会で自立的に生きていくためのアイテムの伝授」があるかと思えます。このアイテムとして「法曹資格」はうってつけのものです。

「中大への入学は法曹資格取得への近道だ」というイメージを社会の中に復活できればこれほどの「広告塔」はないでしょう。

しかしこれが実現するためには一定の時間が必要です。最低四年間、投資していくことが不可欠なのです。

中央大学の事務組織はこれに耐えられるでしょうか？

日本の経済構造の中で企業が「痛みを伴う改革」に耐えられるかが問われている現在、同じ事が司法試験対策について中央大学にも問われています。

大学トップは司法試験合格者増員策を優先課題としている以上、事務機構がそれを拒否することは組織構造上認められないことです。ところがかつては問題先送りとして事実上の拒否がまかり通ってきました。

抜本的改革が実現するための課題として事務機構が改革に伴う痛みに耐えられるかがまず挙げられます。

②大学のトップは司法試験対策を抜本的に考えることを全学レベルで浸透させられるのか？

今回の抜本的改革プラン実現のためには大学のトップの方々が司法試験対策を抜本的に考えることを全学レベルで浸透させていくことが切に望まれます。

事務組織に余計な波紋が広がり、動揺が生じているのはトップがその意向を全学レベルで浸透させることができているに基づくのではないのでしょうか？

私は大学の中で司法試験対策に数年間携わり、「理事会が司法試験対策を最優先にしている」とか、「評議員会で司法試験対策について意見が紛糾した」とか頻繁に聞いたことがあります。

しかし法職講座事務室以外の事務機構のレベルになるとそのような認識の下に必要な積極的行動をとったという話は一度も聞いたことはありませんでした。

これは中央大学の運営機構の根本に関わることなのだと思います。早急にこのような問題点を改善できると思っ
てはいません。

ただ、今回の抜本的改革プラン実現のためには全学レベルでの理解が絶対不可欠です。

ですから抜本的改革プラン実現のために大学のトップは司法試験対策を抜本的に考えることを全学レベルで浸透させていただきたい思います。

そして是非「抜本的改革プラン四カ年計画」のその後についても検討していただきたいと思っています。

といいますのは前述したとおり抜本的改革プランの目標は平成一四年度の最終合格者が一〇〇人という大変謙虚な目標です。そして最低でも一〇〇人の合格者を出すことは中大司法試験関係者は誰も異議はないと思います。

問題はその後です。「草のみどり」という雑誌の中で大学でもトップクラス教授の方々が「合格者の一割が中大生であればよい」という趣旨の御発言をされています。その一方で先輩法曹の方々は昭和三一年度の合格者における中大出身者の占有率が三五%近くだった時代を念頭に「司法試験王国中大の復活」を標榜されていると思います。

四年後に目標を達成した後、さらに合格者を増加させる方向で行くのでしょうか、それとも毎年一〇〇人合格者が出る体制を維持できればよいのでしょうか？

この問題は二一世紀において、中央大学の法曹教育が社会全体の中で、どのような形態でどのような役割を果たしていくかという問題と密接に連携すると思います。是非とも今からこの問題について真剣に検討し、四年後には明確にビジョンを出せるようにしていただきたいと思えます。

③抜本的改革四カ年計画と法学部との関係

(1)学生の過剰負担の解消を早急に

さらに今回のプランの課題としては「在学生の過剰負担」が全く解消されていないことがあげられます。

抜本的改革プランの検討中に根本的問題として、現在の法職講座のカリキュラムが在学生に過剰負担を強いているのではないかとこの点がありました。

つまり、例えば一年生についてみると月曜日～金曜日（九：〇〇～一八：〇〇）の正規の授業、そして法職講座の基礎講座を中心に週二回（一八：〇〇～二一：〇〇）の課外授業を受講します。加えて先輩弁護士による「司法演習」、大学教授による「基礎演習3」が司法試験対策として用意されています。これら全てそれなりの予習が求められますから、正規の授業の語学を中心とした自習時間も含めるとほとんどが講座の予習時間にとられ法律書を読んで自分で考えるといった「予習時間」はおそらくとりづらいでしょう。非常に非効率的な受験勉強を強いられる仕組みになっています。

そこで本当であれば「法職講座」のカリキュラムを夜一八：〇〇～二一：〇〇に設定しなくても法学部の正規の授業で法職講座のような授業内容を実施できていれば理想です。ところが法学部の授業でそのような内容を提供しているただくのは先生方のご理解を受けること自体難しいのですが、実は本来おかしいこととも思います。といいますのは、

司法試験に合格するための勉強は法学部のアカデミックな授業と必ずしも一致しません。

このようなところから在学生の過剰負担を解消するために「法職講座」のカリキュラムを正規の昼間部の授業時間帯に組み込ませて欲しいとの交渉をしました。しかし、現在のカリキュラム編成からは難しいとの回答でした。

抜本的改革プランを実現するためにはただ、講座内容を改めるだけでは足りません。

在学生が司法試験を受験しやすい環境を整えることが必要です。

この点である有名大学は予備校主体の受験勉強を支援するため、夕方の時間帯には必修科目の授業は置かないようにカリキュラム編成をしているそうです。

我が大学でもこのような配慮は不可欠です。それだけでなく「多摩キャンパス」は郊外にあるため「通学時間」の点でも在学生の「自習時間」を奪うものとなっています。

在学生の過剰負担をなんとかしても解消する必要があります。

法学部は二〇〇〇年から夜間部を廃止し、「夜主コース」を採用することと、そのためのカリキュラムを検討中です。このカリキュラム検討過程において「法職講座」の授業時間帯をより在学生に負担のかからないように設定できる工夫をしていただけることを切に望みます。

(2) 法学部の授業内容（ソフト）との役割分担を明確に

他方、法学部の授業内容（ソフト）についても法職講座と明確な役割分担をすることが必要です。

前述のように司法試験に合格するための勉強は法学部のアカデミックな授業と必ずしも一致しません。

つまり司法試験で求められる学習レベルは法学部の先生方が当たり前のこととして「自習」に委ねている部分が大半です。また学習範囲は建前としては一応法学部の授業が網羅している範囲とされているものの、現実の授業がカバーする範囲を超えているのが通常です。

そして何よりも司法試験は「学問としての法律学」を問う部分はほとんどなく、法律解釈学の基本的な知識や思考方法を問うてはいるものの、受験テクニックもかなり要求されます。

ですから法学部のアカデミックな授業と受験勉強は峻別し、明確に役割分担をする必要があると考えるのです。尚、誤解のないように申し上げておきますと、ここでの峻別はあくまでも法学部の授業と受験用の授業との役割分担の峻別です。大学の先生方が受験用の授業に携わることを否定しているわけではありません。例えば、答案練習会の出題や最新判例の分析等、司法試験に合格しているだけでは担当できない受験指導もたくさんあります。そのような分野は是非大学の先生方のお力が必要です。

それでは私たち受験指導に携わる者が法学部の授業の役割分担としてお願いしたいのは何かというと、私たちを含めて中大の法曹が社会に出て実現すべき「理念」、「価値」を教えることです。

私たち中大出身の法曹は正に現実の社会の中での法律問題の解決や判例の作出に携わる職務を担います。その時に指針となる「理念」や「価値」を私たちにお教え下さい。

「百尺竿頭に一步を進めよ」法学部教授・斉藤誠二先生が法職講座合格祝賀会で示されたお言葉です。中央大学の卒業生が法曹人口の多数を占め、中央大学法学部の影響力は非常に大きいものと聞いています。まさに「百尺竿頭」です。しかし、このまま中大の法曹人口が減少すればその影響力も減少していくことになるでしょう。

そこで斉藤先生は「百尺竿頭に一步を進めよ」と私たちを激励してくださいのだと思います。

私たち司法試験受験指導の現場にいる「受験屋」は名門中大の復活に向け全力を尽くします。まさに私たちの時代に「百尺竿頭に一步を進めよ」めるためです。

そこで法学部の先生方は是非私たちが社会の中で実現するべき「理念」や「価値」を教えてください。

中央大学出身者の法曹人口を増やすだけでは虚しいのです。私たち「白門の使徒」が進むべき道を示してください。

④法学部事務室との関係

今まで法学部事務室との関係では司法試験については法職事務室が担当するという慣行的な役割分担がありました。この点はうまく役割分担できていたと思います。

しかし、今後は抜本的改革推進のために必要なデータの提供、施設の提供を法学部事務室にお願いするという点を中心にもう少し両者の連携を強化する必要があると考えます。

⑤法職講座事務室職員の方々の待遇改善を早急に。

私は大学の事務機構について大変な不信感をもっていますが、唯一法職講座事務室の専任職員の方々には感謝の気持ちでいっぱいです。

諸先輩は法職事務室の職員の方々が「現在」どれだけ骨身を削って、私たち後進達の合格をささえてきてくださったか、ご存知でしょうか？

物腰が低く、若い受験指導スタッフを大切に扱ってくださる相沢室長をはじめ、法職事務室は五人の専任職員がおります。この職員の方々、そしてパートタイムで働かれている方々は、本当に受験の現場で裏方として私たちを支えてくださっています。朝は八時、夜は一時まで稼働している法職事務室は「不夜城」といわれている職場です。

このような法職事務室は大学の中で大変異端な部署といえます。

他の多くの職員の方にとってここは「不思議の国」です。何をやっているのかがまずわかりません。大学職員の全体からすれば「司法試験」なんかは「別世界の出来事」なのです。そしてハードワーク。加えて相手にしているのは誇張して表現すれば、社会性に乏しい司法試験受験生、原稿の締切を守らない大学教授、偉そうなOB法曹。また、いくら司法試験の合格者が増えても、職員の方々の給料が増えるわけではありません。ですから法職事務室は「職員」の来たくない部署」第一位なのです。

ところが「現在」の法職事務室職員の方々は、本当に献身的に私たちに協力してくれます。

「現在」の法職事務室の職員の方々は、私たち中央大学の司法試験関係者にとって、本当に心から感謝すべき存在なのだと思います。

もっとも「現在」の法職事務室と強調しています通り、過去の歴史の中では、基本的には法職事務室の職員の方々の多くには辟易してきました。

私が法職事務室で働きはじめたのも、そんな辟易に耐えられなくなったことが理由の一つです。もちろん本分は司法試験受験生でしたが、生来の人の良い性格から、円滑かつ効率的に業務遂行がなされていないのを見るに耐えられなくなったのです。自分を含めた中大の受験生にとってあまりにもマイナスが大きかったのです。

ですからここ数年間の法職事務室での私の活動のほとんどは①法職事務室の職員の方々ではまかなえない業務を円滑かつ効率的にすること、②職員の方々を批判し理想的な方向にもっていくことでした。中大受験生の多くは、私が職員と言いつ争っている姿を何度も目撃していると思います。

法職事務室は中大司法試験対策の中心部分です。もし今後、過去にあった様ないい加減な対応が、職員の方々に見られるようなことがあったら、私たちは一致団結して是正を促す必要があります。

しかしいずれにしても現在の法職事務室は大変に良い人材でいっぱいです。数年間にわたって多摩を一人で支えてこられた帖佐副課長。同じく駿河台を支えてこられた須藤副課長。昨年から法職事務室に移動されてきましたが既に相沢室長の片腕として大黒柱的存在になった林和生さん。そして今までの中央大学職員像を一新する新しい感覚をもって法職講座を獅子奮迅の働きで支えている須賀晋一郎さん（尚、須賀さんの司法試験に関するデータ分析は関係者から高い評価を受けています）。本当に法職事務室は専任職員の方々の人材に恵まれています。皆さん中央大学の中で本当に高い評価を受けている方々ばかりです。

抜本的改革プラン実現のためには法職講座事務室の大活躍が求められます。学校法人部門を中心に関係者が法職事務室の特殊性を認識し、その役割を果たしうるように適切に協力していくことが不可欠です。そして業務の継続性を確保しつつ確実に職員の方々を移動させてあげられるシステムの構築も不可欠です。

抜本的改革プラン実現のために職場環境の整備を含めて、法職講座事務室職員の方々の待遇を早急に改善していく配慮が絶対に不可欠です。

⑥ 運営スタッフを確保できるか？

私はこの原稿の中で大変偉そうなことを述べています。諸先輩に対して大変不遜なことと恐縮しております。しかし、私は一つ一つの記述に責任と自信を持っています。

といいますのは、私は中央大学司法試験対策を取り巻く状況や法職講座の現場を、おそらくOBの誰よりも熟知しているという自負があるからです。いうまでもなく、法職講座が誕生したときのいきさつは伝え聞くだけでよくは判りません。しかし、ここ五年間くらいの法職講座の現場のことは手に取るように判ります。私は今年いきなり泡のように沸いてきた存在ではありません。私は嘱託職員として修習を遅らせる前に、四〇五年間法職講座でアルバイトをしてきました。ですからこの原稿での発言は全て経験に裏打ちされたものなのです。

前述した通り、私が担当してきた主要業務は法職駿河台・多摩研究室や公開答案練習会を受験生のニーズに合わせてたものにし、それに応じた適切なスタッフを確保することです。いわば「潤滑油」としての存在です。この業務は中大の専任職員の方では担当できません。この業務は実際に司法試験受験を経験していなければ判断できないことが多く含まれるからです。

私がこの業務を長年担当してきた理由は、第一次的には合格しなかったからです。しかし、それだけではありません。もう一つの理由は、自らこの業務を担当したかったからです。つまりアルバイトになる前の法職講座の現状に耐

え難い感情を抱いていたのです。

というのはそれまでの法職講座は、受験生のニーズ、受験生からの信頼などには全く無頓着で講座自体が受験生の足を引っばっているという様相すらあったからです。私はこのようなことには耐えられないタイプの人間なのです。そこで自ら望んでアルバイトになりました。今では恐ろしいことに専任職員のどなたよりも私が法職事務室で古株になっています。

このようなことを書くとき「こいつの頭はおかしいのではないか？」と諸先輩に思われるでしょうが、覚悟しています。まず、「受験生なんだからもっと勉強しろー！」といわれると思います。

おっしゃる通りです。この点には反論はありません。

もっとも「受験生にそんな業務が担当できるのか？合格者ならわかるけど」という批判があるとしたら明確に反論いたします。このような批判は全くの誤りです。受験生でも十分に担当できます。この業務は「司法試験に合格しているか否か」と全く関係のないことだからです。司法試験に精通していることは必要ですが、合格している必要は全くありません。

現在その存在なくして司法試験を語れないといわれる「司法試験予備校」の経営者の半分は司法試験には合格していません。そして現場をささえているのは「受験生」ないし「受験生くずれ」の司法試験受験経験者なのです。加えてその「受験生」ないし「受験生くずれ」の多くは中大出身者なのです。他大学の受験者は予備校を中心に勉強をし合格します。そしてその予備校の現場は中大出身者が支えています。とすると、実は他大学の合格者は間接的に中大出身者によって支えられている、という構図すら考えられるのです。

今回、一年間修習を遅らせた私に、中央大学は一一五年の歴史の中で初めて設置したポストである「司法試験受験指導相談員」（嘱託職員）というポストをくれました。いわば「司法試験の専門家」として職員に採用してくれたわ

けです。

抜本的改革の実現のためには、今後も司法試験に精通したスタッフを多く抱える必要があります。今回私が嘱託職員のプロトタイプをいただいたことは、良い前例になると思います。

受験に精通した運営スタッフを今後も確保していくことは、抜本的改革のために必要な条件となります。そのためには、やはり大学側が待遇面を中心にそれを受け入れうる体制を確立していくことが不可欠です。

私が修習を遅らせた理由の一つに、私が数年間法職講座で担当してきた主要業務（受験生と法職講座との間の潤滑油としての役割）を今後継承するシステムを確立してから法職を後にしたかったこともあります。しかしこの業務は極めて特殊なもので、私が抜けたらすぐ他の誰かが担当できるという類のものではありません。不遜ではありますが、大変大切な業務です。そこでこれを確実に継承できるシステムを確立しておきたかったわけです。

2、中大法曹OB・OG側の課題

①「学研連VS大学・法職講座」という対立構造からの脱皮を。

「中大合格者数凋落」の象徴的事実が「学研連の凋落」です。学研連はご存知のように、例年五月から六月にかけてやる気に満ちた新入生を一〇〇人近く入室させます。ところが、平成一〇年度の司法試験において学研連の合格者は二〇人程度でした。そして、この内から合格時に法職研究室に在室していた者等を除けばおそらく一桁の数になると思われまます。単純に考えて学研連室員の一〇人に一人も合格できないということです。

これに対して、駿河台法職研究室は在室員だけで二〇人程度合格しています。第一研究室という合格する力をもった室員からなる研究室の受験者が八〇人程度いますから、四人に一人は合格することになります。そしてこの第一研究室は最近五年間で毎年平均二〇人の合格者を輩出しています。これは駿河台研究室の指導体制の決定が最近の合格者からなる組織でなされ、また、所属団体を問わず、中大の名の下に集合する二〇人近い合格者スタッフが、人海戦

術で受験指導をしているからだと思います。つまり合格直前の受験生が、最近の試験傾向に合致した極めて充実した指導体制のもとで受験勉強をしているので、合格者を輩出できるわけです。

尚、ある雑誌の中で「もともと最終合格すべき者を入室させているのだから、研究室が何もしなくても一定数は必ず合格できる、とも言われていました。」という記述がありました。このような指摘を私も聞いたことがあります。

しかし、この指摘は全く誤っていると思います。駿河台研究室に「もともと最終合格すべき者を入室させている」とのことですが、「もともと最終合格すべき」受験生等には私はいないと思います。皆、工夫して努力をして最終合格していくのであり、駿河台研究室をそのための修練の場として、上手く活用できた者が合格していているのだと思います。仮に「もともと最終合格すべき者を入室させている」としましょう。それでは何故、そのようなレベルにある者が駿河台研究室に集ってくるのでしょうか？これは駿河台研究室にそれだけの魅力があるからなのです。

*法職駿河台研究室の実績

平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度	平成一〇年度
最終合格者数	二二名	二二名	一六名	二二名
			二二名	一八名

*法職多摩研究室の実績（多摩研から駿河台研に移った者も含む）

平成八年度	平成九年度	平成一〇年度
択一合格者数	四名	一四名
	一四名	四一名
最終合格者数	〇名	二名
		五名

また、ここ三年間ほど力を入れて受験指導体制を確立してきた「法職多摩研究室」も大変な成果をあげつつありま

。「法職多摩研究室」は四年前に法学部棟（六号館内）に設置された、法職講座直営の、在学生を主体とした学生研究室です。室員達は「三年次で択一合格、四年次で最終合格」をコンセプトに設定された受験勉強のカリキュラムをこなし、日夜受験勉強に励んでいます。この研究室は間違いなく「司法試験王国」中大復活の「大黒柱」となる存在です。

そして現在、学研連研究室を退出して、法職駿河台研究室や法職多摩研究室に移転する者もたくさんいます。また、学研連研究室の入室試験受験者数も激減しています。

これらのことから私が諸先輩に申し上げたいのは学研連としては今後は法職研究室あるいは法職講座と積極的に連携していくべきではないかということです。

歴史的に学研連が「大学にももの申す団体」として大学と対立してきた団体であることは十分に承知しております。しかし、その歴史は過去のものであり、今現在は学研連の中堅・若手を中心に大学・法職との連携を待望する声が強いと思います。また、中堅・若手の大学の先生方に学研連との連携を拒絶する機運はありません。今、学研連と法職との連携を阻害するものは過去に形成された「学研連VS大学・法職講座」という対立構造であり、そのような見方を未だに捨てられない先輩方の存在なのです。

学研連委員会最長老の岡田錫淵先生は「学研連・四〇周年記念誌・学研連ができた事情」の中で、「大学側から学研連に対し法職講座への協力要請」があったことについて「この上なく喜ばしい感銘を受けた」との表現をお使いになっておられます。

一〇年前、最長老である岡田先生が「学研連VS大学・法職講座」という対立構造の解消をこの上なく喜ばれておられるにも関わらず、その後は未だに「学研連VS大学・法職講座」という対立構造の下で流れているかに見えます。「このままでは学研連は法職講座に吸収されるのではないか？」という危機感をもつのではなく、法職講座という

中大全体の共通の土俵の中に学研連を生かしていくことこそ必要なのではないのでしょうか？

今年、一九九九年は学研連創立五〇周年を迎えます。半世紀を経て学研連と大学・法職講座との関係を抜本的に変革していくことを何よりも推進することを求めます。

②「司法演習」の役割分担を明確に！

現在、諸先輩の中には法学部の正規の授業としての「司法演習」を担当されておられる方も多いと思います。この「司法演習」の受講者が年々減少しているというデータがあるのをご存知でしょうか。これがどのような原因に基づいているかは判りません。しかし、「司法演習」に対しては講座趣旨が明確ではないという批判が教授陣からよく聞かれます。また、憲法、民法、刑法でスタンスが異なり、科目、担当講師によっても内容にバラツキがあると聞きます。例えば、民法は問題集を使用していますが、問題内容は司法試験の合格レベルを遙かに超える「難しすぎるもの」がたくさあります。その結果、学生達は私たち司法試験合格者に助けを求めに来ます。私たちがすらわからない難問です。これでは一体なんの為に演習問題があるのか判りません。仮に、合格者と受験生が一緒に議論する契機を与えてくださっていると、納得できません。

結局、「司法演習」は「司法試験受験者層拡大のための企画」ということでまともなものであるようですが、この点について担当講師が共通のコンセンサスをもっていらっしゃると思えないのです。そして「司法試験受験のための動機付け」企画ということであれば前期・後期にそれぞれ原則週一回で実施していくという回数は不要と思われるのです。また、講師のなり手も少ないと聞きます。

このようなことからすると「司法演習」を現在のままで実施していくことには無理があるのではないのでしょうか？今年に入ってから内容の見直しがあったようですが、結局何も変わっていないとの印象を受けるのは私だけでしょうか？

法職講座は抜本的改革プランの一環として「司法演習」の講座内容を「法律家としての文章の書き方」に変革していただくことを求めました。

といたしますのは、現在の司法試験においては、法律の基礎知識を用いて日本語の論理にのせて正確に文章を書ける能力が決定的に重要です。我が中央大学の学生は大学入試までにそのような能力を必ずしも鍛えておりません。そこで大学一、二年生の段階でそのような能力を養う機会を設けたかったわけです。そのような能力は司法試験に役立つのみではなく、一般就職しても役に立つはずです。このような認識から三和運営委員長や丸山委員長代行が担当講師との交渉にあたられました。

しかし、講座担当講師からは「既にレポート等を課し、文章の書き方は試している」という趣旨の反論があり却下されたとお聞きしました。

この反論は私たちの主張に対する返答ではありません。私たちが求めているのはレポートを単発で書くというようなことではなく、継続的に文章を指導していただきたいという趣旨なのです。

司法演習で却下されたので、絶対に必要な「法律家としての文章の書き方」講座を別な形で若手弁護士チューター担当の法職講座のゼミの中で実施することにしました。やむをえないことですが、このような解決方法はまた、別の「演習ゼミ」を新たに設置することになり、学生への負担をまた加重することにもなりかねません。

今後、現在の問題状況を踏まえ、大学教授や我々現場の受験指導者との連携の下に司法演習の役割分担を明確にしていくことを切に願います。

3、その他の課題

①予備校との提携・「法職講座抜本的改革四力年プラン」の不十分な部分を補うべく、予備校講座のアウトソーシング

グ的利用を推進できるか？

法職講座の抜本的改革四カ年計画の目標は最終合格者一〇〇人の輩出であり、主眼は択一合格者の増加策にかかれています。「法科の中大」完全復活のためには択一合格者の増加が不可欠であり、その点で不十分です。これは法職講座の「マンパワー」に限りがあり、さらに現在の学生気質（楽な方に流れる）を考慮した上で計画を択一合格者の増加に絞らざるを得ないことに由来します。とりわけ大きいのはマンパワー不足です。ここでのマンパワーの不足は単に数的なものではなく、「司法試験に精通する」スタッフの不足という意味合いが強いです。そこでこれを補うべく、「予備校講座のアウトソーシング」的利用が考えられますが、法学部教授会への配慮からままならないといえます。については、中大出身法曹OBが一致して「予備校講座のアウトソーシング」的利用を推進する必要があります。ここに「アウトソーシング」的利用とは、今回実施した「辰巳法律研究所短答オープン講座の多摩校舎開催」に見られるような「予備校の人気講座」の多摩開催をいいます。

尚、特定の予備校との完全提携は絶対にさける必要があります。各予備校それぞれに得意分野と不得意分野があり、特定の予備校との完全提携は不得意分野まで中大に抱え込むことになり、百害あって一利もありません。実際、「予備校との完全提携」を実施した大学はそれまでもまして地盤沈下が著しいといえます。これは現在の「司法試験予備校全盛時代」を誤って理解し、闇雲に予備校との完全提携を実施したこと由来すると分析できます。「司法試験予備校全盛時代」とはいつでも合格者の大半は特定の予備校のカリキュラムを中心に勉強をし始めても、途中で予備校カリキュラムの限界に気づき、必要な修正を加えています。典型的な修正は当該予備校の不得意分野は別の受験指導機関（法職講座や他の予備校）を利用することです。

そこで最近の合格者に対するアンケートを実施し、各予備校の人気講座をリサーチし、法職講座の基本カリキュラムを補充する形で予備校講座をアウトソーシング的に利用することを推進するべきです。予備校のカリキュラムのメ

リットは実証性に乏しいものの、とりあえずそれに従えば「二年間で短期合格ができる」というコンセプトで構成されていることにあります。デメリットは高価な受講料が必要なこと、及びたとえ講座内容に瑕疵があっても受講生は「泣き寝入り」を強いられることにあります。これに対し、法職講座の基本カリキュラムは合格者が一〇人いれば七人が「共通に体験した受験経験」をもとに構成されている上に、極めて廉価であり、今後は講座内容も徹底検証し瑕疵が生じないよう品質保証システムも完備する予定です。反面、前述のようにカリキュラムに「二年間で短期合格ができる」というコンセプトがないので「現役合格」を目指す学生には物足りない内容になっています。そこで法職講座の基本カリキュラムを補充する形で予備校講座をアウトソーシング的に利用することを推進することが絶対不可欠なのです。

また、中大にとってみれば合格者を増やすことが最重要課題です。とすれば中大生の中で予備校を中心に受験勉強をする者がいても合格しさえすればかまわないはずですが、

この点でこれだけ実績のある予備校教育をいたずらに害悪視するのは問題があります。

②司法試験対策の為の建物の建設を早急に。

今回実施にする抜本的改革プランはソフト面が中心です。しかしこのソフト面の改革を実現するためには是非ともハード面での改革が必要になってきています。ハード面での改革とは「司法試験対策の為の建物の建設」です。

まず、多摩キャンパスに司法試験対策の為の建物が早急に必要です。

法職講座抜本的改革四カ年計画実施にあたり、近代設備を兼ね備えた専用のゼミ教室、講義教室がどうしても必要になってきています。例えば、公開答案練習会を多摩でも実施することになっていますが、解説講義を二元中継することができず、解説講義を一週間遅れで実施することになっていきます。これは受講生にとって大変なデメリットといえます。また、ゼミ教室の取得が学部授業との関係で複雑になっています。事務職員の方がこの対応に追われ、コス

トパフォーマンスに問題が生じているのです。

また、法職講座は専用研究室の拡張を強く求めています。法職講座は現在法学部棟（六号館）内に専用の研究室をもっていますが、一、二年生の部屋と、三、四年生の部屋が分離し、先輩の姿勢を後輩が学ぶという研究室メリットが希薄になっています。そして、入室希望者は一五〇人近くいるのに八四人しか収容できず、せっかくの貴重な受験希望者に対応できていません。

他方、法職講座は事務室の拡張も強く求めています。抜本的改革のために多数のスタッフを抱えています、事務室が手狭なため事務職員の方の業務効率が大変悪くなっているのです。

さらに、学研連を中心とした学生研究室棟（四号館）は設備不全及び老朽化のため、学生が研究室を利用しにくい状態が生じています。クーラーも防音設備もなく、大学が休みの間には暖房すら止まる研究室で現代の学生が受験勉強にいそむのは難しいといえます。そこで自宅中心の受験勉強体制になりますが、こうなると同じ研究室の中で切磋琢磨していくメリットを研究室はもてなくなってしまうのです。

そして在学生、卒業生ら受験生の三分の一が多摩キャンパスの周りに住んでいる以上、どうしても多摩キャンパスにこのような建物が必要なのです。

もっとも都心にも司法試験対策のための総合棟が必要です。

といいますのはまず、都心を拠点に受験勉強をする中大受験生も多いからです。近時、埼玉、千葉、神奈川という東京近郊の自宅に居住し、受験勉強を続ける中大受験生が極めて多く、全体の三分の一くらいを占めています。これらの者は、卒業すると「多摩キャンパス」ではなく、都心に受験勉強の拠点をおきます。例えば、「駿河台研究室」です。例年、駿河台研究室は多くの入室希望者があり、それらの者を収容しきれいていません。

* 駿河台研究室入室希望者と室員数の推移

入室希望者数 定員 室員数

平成一〇年度 一九一名 一五五名 一三八名

→ * 激増しているのは室料を一万二〇〇〇円程

→ 下げたため（現在六万円）。

平成 九年度 一三〇名 一五五名 一二九名

→ * この段階で第二研究室を設置した。

平成 八年度 一二二名 一〇五名 一〇五名

平成 七年度 一三七名 一〇五名 一〇三名

さらに法職講座の講座充実化戦略として都心の拠点が絶対に必要です。現在、法職講座主催の「公開答案練習会」(定員四六〇名、内他大一一〇〇名)は大変完成度の高い答案練習会として受験業界では認知されています。これは講座運営の水準の高さに加え、講師の質、受講生の質の両者が大変高いことに基きます。このように高い水準の講師、受講生を確保できるのは駿河台記念館で答練を実施していることに由来します。実際に「多摩キャンパスは半日仕事になるので講座を引き受けたくないが、駿河台記念館なら講座を引き受けると」いう有名講師が多数存在します。法職講座は抜本的改革の下、今後良質の講座を多数設置する予定です。そのためには高い水準の講師、受講生を確保する前提として都心の拠点が絶対に必要なのです。

このようにハード面での改革として多摩キャンパスと都心のそれぞれに司法試験対策の為の建物を早急に建設する必要があるのであります。

③ 受験指導スタッフを確保できるか？

抜本的改革が成功するか否かは、良い受験指導スタッフを確保できるかにかかります。

質の高い受験生も必要ですが、質の高い講師やチューターを確保することもかなり大切なことです。

そのために、法職講座では「中大法曹会」や「学研連」に若手弁護士の派遣を求めています。出身大学を問いません。法職講座一同、是非とも御協力いただきたいと考えております。

これについて、大学側としては待遇面を中心に受験指導スタッフを確保していくため工夫をしていく必要があります。謝礼額もさることながら、何よりも大事なのはスタッフを大切に扱っていくことです。大学の為に自分の時間を削っているOB・OGに対してそれなりの感謝を持って対応していただくことを切に望みます。

スタッフの確保は抜本的改革の死命を制します。

④ 意思決定機関、講座スタッフ管理機関、成果の検証システムの設置

中大凋落の原因として「勢力分散の下の司法試験対策」と「現状認識に欠ける方々による司法試験対策決定」を挙げました。抜本的改革プランの実現のため、このような問題を解決しておく必要があります。そのための組織として「五者協議会」が設置されたことは前述の通りです。つまり中大司法試験関係者の意思決定機関の統合をはかったわけです。そして各組織のトップレベルで構成される「五者協議会」の決定を現状認識に根付いたものにするべく、そこでの意思決定に法職講座運営委員会の下部機関である「受験指導スタッフ幹事会」や学研連委員会の下部組織である「学研連駿河台研究室管理運営委員会」の意見を反映させる努力もしています。

今後はこのように統合・整備された意思決定機関である「五者協議会」を確実なものにしていくことが必要となります。

他方、講座やゼミを担当する講師やチューターの質を如何に確保するかという問題もあります。過去に若手弁護士

が法職講座において「答案ゼミ」を担当したことがありました。このゼミ自体は大変評判が良かったのですが、「司法演習」を法学部が導入した関係でゼミ教室の都合がつかず廃止になりました。

ところで、このゼミが実施されていた頃、弁護士チューターの中には非常にいい加減なことをする者がいることが問題になっていました。例えば、授業開始後三〇分ほど遅刻してきて、授業終了の三〇分前に帰ってしまったたり、ゼミの予習を一切せずにその旨を受講生に悪びれもせず語ったりといった具合です。

そこで、今回の抜本的改革実施に際しては、若手弁護士の担当する講座を中心に講師やチューターを管理する体制を確立することになっています。この管理体制がしっかりしていくこともポイントの一つです。

また、一つ一つの講座について実績をチェックし、不評の講座であればその原因を検証し、次の企画ではその問題を改善したものにし、それでも成果がでなければ対策の決定者の責任を追及するという成果の検証システムも確立していく必要があります。今回の抜本的改革プランが成果をあげるためにはそのような成果の検証システムを確立し、計画推進中でも必要があれば躊躇なく計画を変更することが必要です。

尚、この一〇数年間毎年合格者数は減少してきましたが、中大の司法試験対策に携わる方々の顔ぶれは全く変わっていません。これは責任の所在が全くあいまいにされ、責任追及システムが確立していないことに基づきます。責任追及システムの設置も不可欠ではないでしょうか？

⑤ 付属高校との提携システムの確立

「法律は大人の学問」というイメージがあり、それ自体は否定するつもりはありません。しかし、私たちが携わる司法試験の勉強は「受験勉強」です。「受験勉強」である以上、合格のためのノウハウはできるだけ早いうちから身につけることが早期合格に役に立ちます。

そこで現在有名ライバル大学では付属高校生の時から司法試験を意識したカリキュラムを採用しているそうです。

このような関心は今回の抜本的改革案の検討過程でも話題にありました。

私たちのプランの中には中大の付属高校三つで①司法試験を受験するための動機づけとなるガイダンス、②論理的な日本語の文章を書く練習をする講座の二つを実施させていただきたいということが盛り込まれています。

幸いこの中の一つの付属高校では若い高校教員の方々を中心に「司法試験についてのカリキュラム」を用意したいという声があがっています。

現在、法学部とその付属高校との関係が話題の中心ですが、いずれは法職講座との関係も射程に入る可能性が高いとみています。

中央大学の付属高校は何れも優秀な高校生をたくさん抱えています。ですから、付属の高校生達は司法試験に合格できる資質に恵まれていると思われれます。

抜本的改革プラン実現のためには是非付属高校との提携システムを確立することが必要です。

V 総括く清水の舞台から飛び降りてしまった。

ここまで思い切って「意見」を述べさせていただきました。大変僭越なものが多く含まれていたことを深くお詫びいたします。

単なるベテラン合格者の私が、このようなことを述べても何も変わらないかもしれません。

しかし、私の様な若輩が意を決してこんなことまで言わなければならないところまで、中央大学の司法試験対策は末期的症状を呈しているのです。

仮に、何か言っても変わらないとしても、何も言わなくては何も変わる契機すら生み出せません。最後にもう一度まとめ申し上げます。

①中大合格者が激減してきている原因の一つは「現状認識の欠ける方々による司法試験 対策の決定」がなされてい

ることにあります。

そこで今後は「司法試験対策決定」の主導権を「現状認識をもっている」私たち若手に任せ、諸先輩方は施設面や予算面を中心とした中央大学との交渉という後方支援をご担当ください。

明確な役割分担が不可欠です。

現状では我々若手の意欲がそがれるだけです。

現在の中大合格者数の低迷は将来、二〇年後、三〇年後、私たちが社会の中枢になったときに響いてきます。現在の惨状によってもっとも被害を被るのは私たちの世代なのです。私たちの世代の将来を混沌に陥れるような決定は避けていただきたいと思います。

②もう一つの中大合格者が激減してきている原因は「勢力分散の下の司法試験対策」にあります。

そこで、今後は学校法人、法学部、中大法曹会、テミスを育む会、学研連、法職講座の六者が勢力結集の下に司法試験対策を決定するようにしてください。

現状では効率的な体制が組みません。

まず、中大合格者数の減少とともに只でさえ少なくなっている受験指導スタッフを効率的に活用することができません。

また、実際に受験する中大受験生にも混乱・過剰な負担を負わせます。

なんとしても勢力結集の下に司法試験対策の方向性を決定していく必要があります。

もっともここで申し上げたいのは関係者全員が同じことをするように強要するのではなく、各関係団体の独自性を認めた上で全体として調和を図るという「ソフトな勢力結集」です。

③そして、「法職講座抜本的改革四カ年計画」にご関心をお持ちください。

この四カ年計画は中大一一五年の歴史の中で大学が初めて真剣に司法試験対策に向き合おうとするものであり、これが失敗すればばらくは「司法試験王国中央大学」の復活はないという重要な計画です。

現在のところは、全ての関係者はなんとか実現し成果をあげようという気持ちでいっぱいに見えます。しかし今まで書きましたとおり、この改革は中央大学自体に大変な痛みを与えます。また、簡単には成果がでないと思われますとすると、これに耐えられなくなり、中大の内部の方々が悲鳴をあげ、撤退する可能性が十分にあり得ます。

昭和五三年の「多摩キャンパス」への移転以来約二〇年かけてここまで中大司法試験対策の基礎体力を弱めておいて、一年や二年で成果が出せというのは無理な話です。最低四年間、中大の内部の方々は痛みを耐えていただきたいと思います。そのためには司法試験対策関係者が抜本的改革四カ年計画の推進にご関心をもっていただくことが必要です。そしてそれぞれが時代に合わない司法試験対策を無責任に云々するのではなく、むしろ中大の内部の方々を勇気づけていただくことが必要です。

④加えて、大学関係者のトップの方々をお願いしたいのは、四年後に今回の抜本的改革の目標（中期的目標としての合格者一〇〇人）を達成した後のビジョンを確立して欲しいということです。

今まで述べたことに一見矛盾するかもしれませんが、今回の法職講座の抜本的改革四カ年計画は「司法試験王国中央大学復活」のための足がかりにすぎません。

一〇〇〇人最終合格者が出る時代に、たった一〇〇〇人の合格者をだすことを目標に設定していることから見ても明らかです。

しかし、現状では、抜本的改革計画といっても、謙虚に一〇〇〇人を目標とすることしかできないのです。とても「第一位に返り咲きます」とか、「合格者の三人に一人を中大出身者にします」等と無責任なことはいえないのです。

今回の抜本的改革四カ年計画は「とりあえず合格者を一〇〇人はキープして形は整えておこう」というものにすぎません。

ですから四年後に一〇〇人の合格者を出した後、長期的な目標としてその後司法試験対策をどうしていくのかを検討していただきたく思います。「一〇〇人であればこれでよいのか？それともかつての栄光を取り戻すまでやり続けるのか？」この問題は法学部教育の在り方、大学院教育の在り方、キャンパス整備計画の方向性にもからむ難問だと思います。法務省や文部省は既に「法曹教育の一部を大学に委託する」という構想を明言し始めたと聞いております。四年後はすぐにやってきました。早急な検討をお願いします。

VI 終わりに

私は一年間司法修習を遅らせ、「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」作成に携わって本当によかったと思っています。

この一年間は一〇〇年の伝統を誇る中大の中で、尊敬する大先輩法曹や研究者の方々、優しい大学関係者の方々に包まれて珠玉のような体験をすることができました。

例えば、幸いにも今年度は私の所属する済美会研究室が学研連当番であったため、尊敬する大先輩である松家里明学研連委員長の下で、学研連のお仕事もお手伝いさせていただくことができました。

あるいは法職講座でお世話になっていた関係から、やはり尊敬する大先輩である鈴木康洋先生、中津靖夫先生、新井嘉昭先生、中津川 彰先生の下で、昨年設立された「テミスを育む会」をお手伝いすることもできました。

偉大な先輩の下でいわば一年余分に司法修習をすることができたと思っております。
一年間修習を遅らせたことを全く悔いていません。

最後に法曹である先輩方を含め、中大出身の全OB・OGの方をお願いしたいことがあります。

中大出身者は中央大学出身者であることを隠したがると聞きました。それに対して早稲田・慶應の出身者は聞かなくても自分から出身大学を話し出すと聞きました。私はそんな校風を持っている早稲田・慶應がうらやましいです。

大学の中心は、その時々々の学生、先生方、職員の方々であることに疑いはありません。

OB・OGは、やはり過去の人だと思います。

しかし、校風というのはOB・OGも含めた関係者が一致団結して育んでいくものだと思います。

白門のOB・OGは社会の中で厳然たる勢力を持っています。

二一世紀に向けて、中央大学出身者であることを胸を張っていえる校風にかえていくために中大出身の全OB・OGが力をあわせて欲しいのです。

私が中央大学法学部に進学を希望したのは、私の父が本学法学部の出身者であったことが最大の理由です。父も法曹を目指していましたが、志半ばで転身してしまいました。私が中央大学に入学し、司法試験に合格しようと思ったのは父の姿を子供の頃から見ていたからです。そして、入学以来一五年間もの間、中央大学には大変お世話になりました。一年間修習を遅らせても中央大学にご恩返しをしたかったのは、父も含めて中央大学に大変お世話になったからであり、中央大学法学部に大変な誇りを持っているからです。

いつか後進達が中央大学出身者であることを聞かれなくも話し出す日が来ることを心から楽しみにしています。尚、このような原稿を書く機会を与えてくださった萬羽 了先生、小林美智子先生に心から感謝いたします。

以上

*この原稿に関するご意見、ご感想、ご批判があれば是非下記のメールアドレスまでメールでご連絡ください。

e-mail hagane@tamajs.chuo-u.ac.jp

座談会

現代司法試験事情～中大司法試験受験生を取り巻く現状 (「中大テミスを育む会」は中大司法試験受験生のために何をすべきか)

- 一、プロローグ 座談会出席者のご紹介
- 二、第1部「中央大学早期合格者の素顔」
～本日出席の修習生達は如何にして早期合格を勝ち取ったのか。
- 三、第2部「中央司法試験受験生を取り巻く現状」
～何故、こんなに中大の受験生は苦戦しているのか。
 - 1. 予備校は害悪なのか？
 - 2. 基本書主義は放棄されたのか？
 - 3. 大学の授業は司法試験合格に役だっているか。
 - 4. 中大の司法試験受験者自体が減少してきている。
 - 5. 択一試験、何故、中央大学は第1位の座から滑り落ちたのか。
 - 6. 論文試験、何故、中央大学は平成8年に第5位に転落したのか。
 - 7. 学研連その他研究団体は何故衰退してきたのか。
 - 8. 中央大学受験生と他の有力大学との比較
- 四、エピローグ「中大テミスを育む会」は中大司法試験受験生のために何をすべきか。

出 席 者 (敬称省略・順不同)

中大法曹会幹事長	田 宮 甫
中大法曹会副幹事長	新 井 嘉 昭
中大法曹会会長 法職教育検討委員会委員長	鈴 木 康 洋
中大法曹会会長 大学問題委員会委員長	中 津 靖 夫
中大法曹会会長 会報編集委員会委員長	萬 羽 了
中大法曹会事務局次長	小 林 美 智 子
修 習 生	小 林 謙 介
修 習 生	高 橋 明 人
修 習 生	中 野 達 也
修 習 生	吉 野 弦 太
平成9年度合格者 中大法職講座受験指導相談員	阿 部 鋼
中大法職事務室専任職員	須 賀 晋 一 郎
弁 護 士	永 山 在 浩

◆日 時 平成10年7月23日
◆会 場 第一東京弁護士会

一、プロローグ

座談会出席者のご紹介状



田宮 本日は皆さん、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。どうぞございます。

本日の座談会のテーマは、中大の司法試験合格者を増加させる方策を探る。こういうことでありまして、最近の中大生の司法試験の合格者は極めて危機的な状況にある訳であります。我々が受験していた頃は、司法試験の合格者は十数年ダントツの状況が続いておりまして、非常に中央大学全体としての活気があった。こういうふうに感じております。ところが昨今は、東大に抜かれ、さらには早稲田に抜かれ、しばらく御三家と言われているような時代はありまして、たけれども、さらには慶応大学に抜かれ、京都大学に抜かれて、ということでありまして、極めて危機的な状態になっております。中大法曹会の方々も極めて深刻にこれを受け止めている訳でありまして、これを

なんとか打開する方策はないものか。とこういうことでもあります。

そこで、学員会名誉会長堂野達也先生を発起人代表として、「中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援し、「法科の中央」の名を高からしめること」を目的として、「中大テミスを育む会」が四五〇名のOB有志の御参加を得て、平成一〇年五月一四日に設立されました。

「中大テミスを育む会」は、現在阿部三郎先生以下事務局長中津靖夫先生らで執行部を構成し、企画運営委員会委員長新井嘉昭先生の下に、毎月一回定例会を開催し、司法試験対策を図っております。中大司法試験対策の一本化を図るため、中大法学部、中大法曹会、学研連、法職講座運営委員会、テミスを育む会の五者が適宜会合し、対策を話し合っております。

今年、択一式模擬試験を、予備校の協力を得て、低価格で中大受験生に提供することを企画しております。

本日は修習生の諸君にこの座談会のためにお集まりいただきご意見をお聞かせいただきたいと、こう思っている訳であります。

す。それから中大法曹会側からは、副幹事長の新井嘉昭先生、法職検討委員会の委員長をしていらっしゃる鈴木康洋先生、大学問題委員会の委員長、今年設立された「中大テミスを育む会」の事務局長を務めておられる中津靖夫先生、中大法曹の会報編集委員会の委員長をしております萬羽了先生、会報編集委員会の事務局を担当していただいている小林美智子先生にご出席していただいております。



萬羽 本論に入る前にせつかく出席いただきました、さきほどご紹介した先生方から一言



新井 ご紹介いただきました中大法曹会の副幹事長を務めております新井嘉昭です。同時に中津先生が事務局長をされている「中大テミスを育む会」の会の運営企画委員会の

委員長も務めております。今日、今幹事長からお話をいただきましたように、中大の司法試験の合格者の減少という問題について今後どうそれに対応していくか、そういう大変重大な、また大学にとって危機的な状態を打破する必要があります。そのため

に新進気鋭というか、司法試験に若くして受かられ、これからの中央大学の若い人たちをどんどん引っ張っていくという立場にある修習生の皆様においでいただきましたので、率直な意見を出していただき、今後大学当局とともに、それから中大法曹会としても我々は何をすべきかということの指針を与えていただいて、我々としても出来るだけのことはしていきたいとそういうふうに思いますので、よろしく願いたします。

萬羽 それでは続きまして、鈴木康洋先生、願いたします。



鈴木 鈴木康洋で
ございます。中大
法曹会の法職教育
検討委員会の委員
長を務めておりま

す。本日は忌憚のないところを率直に話していただきまして中大法曹会といたしましても、執行部あるいはさらには大学当局にしかるべき提言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いたします。期は十五期です。

萬羽 それでは中津先生、願いたします。



中津 中津でござ
います。中大法曹
会では大学問題委
員会委員長をおお
せつかっております

す。「中大テミスを育む会」という新しく作りました会の事務局長をしております。私は修習は十七期です。私が合格してしばらくの間は中央大学は一位の座を保っておりますから、なんということはなかったらんでございますけれども、中大の合格が減るに従いまして、いてもたってもいられないような状態で、どうしたらいいのかというので、ああでもない、こうでもない、今日までいろいろみなさんとお話をし、対策も講じてきたんです。現在までの対策の効果は、あったのかなかったのか何れにし

ても現状の結果になっている訳で、中央大学出身者の司法試験合格者はこのままの状態で推移してしまいますと、我が中央大学の建学のもとでありますところの実務法曹を育てようという、その根本がなくなってしまう訳でそうなっては困ります。今日はいいいお話を聞かせていただいて、我々がどうすれば、後輩諸君を一人でも多く合格させることが出来るのかということをご一緒に考えていただきたいと思います。

萬羽 ちょっと付け加えますと、中津先生の大学問題検討委員会では司法試験の合格者を増加させるということのための、短期、中期、長期の対策を樹立するというふうにお考えのようですので、ぜひ今日のみなさんご意見を参考にさせていただきたいと、こう思う訳です。それから小林美智子先生、せっかくの機会ですから、一言。

小林 中大法曹会会報編集委員会の事務局を担当させていただいております小林でございます。たぶんここにご出席の中大法曹会の先生方の中では私が一番若いことは若いんですけれども、私が司法試験に受かったのは昭和五十七年ですからもう要するに

今司法試験をもう一回受けなさいと言われ
たら私は勉強の仕方わからないし、どう
いうものをやっているのかもわからない。

たぶん今出席されている先生方、みんなそ
うだと思えます。それから「中大法曹」と
いう機関紙を読んでいただく先生方もそ
ういう方が多いと思います。そういう先生方
にどういうことをして欲しいというよう
なことを言っていたら、こちらの方も対
応出来ればということでご企画いたしました
ので、よろしくお願いいたします。

萬羽 それではひとわり自己紹介を終わ
らせていただきます。以後は修習生の方々
のご意見を拝聴するというにさせていただきます
いただきたいと思いますが、その司会は本日
おみえいただいている阿部さんをお願いを
することにいたしております。阿部さんは
平成九年度に司法試験を合格されておられ
て、今日ご出席の五十二期の修習生と本来
ならば同じく修習をなさるべきところ、後
輩の指導をするということで、修習を見送
られて、後輩の指導に専念しておられると
いう非常にありがたい方です。そう
いう阿部さんに以後のお話についての司会

をお願いしたいと思えますので、ここでバ
トンタッチをさせていただきます。

二、第一部「中央大学早期合格者の 素顔」

本日出席の修習生達は如何にし
て早期合格を勝ち取ったのか。



阿部 どうも。た
だいまご紹介にあ
ずかりました阿部
鋼と申します。私
の方からまず、本

日修習生のご紹介とゲストとしてお二人の
方に来ていただきましたので、その方の紹
介をさせていただきます。まず、まず
修習生なんですけれども、向こう側から吉
野弦太さん。吉野さんは二十一歳で大学四
年生の時に司法試験に最終合格されました。
択一が二回論文が二回、学研連の中桜会研
究室に在室されて、大学の専門ゼミは浜田
ゼミ、商法の浜田先生。次に小林謙介さん。
小林謙介さんは二十三歳で司法試験に合格
されて、卒業一年目の合格であります。択

一試験は二回受けられていて、論文試験も
二回。小林さんの場合は、昨年度ですけれ
ども、法職講座の専任指導員という役割を
果しておりまして、研究室は法職多摩研究室、
法友会研究室それから法職多摩研究室、そ
れから最終的には駿河台研究室在籍時に合
格して、極めて多くの研究室を渡り歩いて、
専門ゼミは商法の加美先生です。三人目に
いらっしゃるのは高橋明人さん。高橋明人
さんは千葉修習で法職の駿河台研究室に在
籍中に受かられました。専門ゼミは商法の
豊岳先生です。最後に中野達也さん。中野
達也さんは埼玉修習で、昨年度の合格後法
職の多摩専任指導員の方を手伝っていただ
きまして、中野さんは二十四歳で合格され
て、択一試験が三回論文試験が三回。専門
ゼミは土本先生。高橋明人さんで説明し
なかつたんですが、高橋明人さんは二十二
歳で最終合格されて、択一試験は二回受け
られて、論文試験は二回です。以上が本日
来ていただいた修習生で、言うまでもなく
皆さんいわゆる早期合格者というかたちで
来ていただきました。次にゲストの方の説
明なんですけれども、これは今日の座談会

を進行するに当たって、出来れば充実したかたちでありたいというふうに萬羽先生にお願いして、ゲストの参加を認めていたのだ。永山在浩先生です。永山在浩先生は平成十年度の、本年の四月に弁護士登録をされて、弁護士になりました。合格は平成六年度の合格なのですが、司法試験の指導というよりむしろ大学受験をする受験生のために一年間どうしても指導したいということで、修習を遅らせて平成七年度合格者と一緒に修習をされました。それで法職の駿河台研究室ご出身なんですけれども、非常に指導には定評がありまして、多くの後輩達に慕われていますし、永山さんに指導されて受かったという人が非常に多いということです。それでも一つ申し上げますと永山さんは今某都内の大手予備校で専任講師をされています。もう一人須賀晋一郎さんに今日来てもらいました。須賀晋一郎さんは法職講座事務室の専任職員で、須賀さんも昨年法職講座に勤務することになった訳なんですけれど、その仕事ぶりは受験生あるいは合格者から極めて高い評価を受けて

います。もちろん夜十一時まで勤務時間を大幅に越えて働いていることなんかザラですね。勤務態度にも非常にいい評判があるんですけれども、それ以上に本日来ていただいたのは、データの分析面で、すごく適切な分析をしてくださって、我々受験指導に携わっている者に有意義なアドバイスをしてくれたりする訳です。須賀さんが四月ぐらいから二つレポートを発表しまして、そのいずれもが法職講座運営委員長の三輪委員長、あるいは法職事務室の相沢室長から高い評価を受けて、いろんなところで今須賀さんのレポートが注目されています。そのような実績を積み重ねているのでぜひ今日はそういう観点からご発言をしていただければ。以上出席の修習生の方々を紹介させていただきます。

それは本論の方に入っていきたいと思えます。本日のテーマは「中大の合格者を増やすために何をすればいいか」ということを。それで何をするかを検討するに当たっては、今どういう問題点があるのか、中大は何でこんなに司法試験で苦戦してるのかということの分析が必要ではないか。あるいは、中大の司法試験受験生をとりまく現状をまず確認することが必要なのではないか。まず第一部としまして「中大早期合格者の素顔」というかたちでお話を伺いたいと思います。本日の参加の修習生は、みないわゆる早期合格者ということですから、その早期合格者の方々にそれまでどのような勉強をしてきたか。まず司法試験の動機、あるいは中央大学法学部に入学した動機も含めて話をいただいで、あとは司法試験の勉強の開始。いつ頃から開始したのか。どこで、あるいは何をもらって受験に関する情報を集めたのか。それからどんな勉強をまず始めたのか。ここには大学の正規のカリキュラムもありますし、あるいは法職講座でやっているカリキュラムもあると思います。あるいは予備校と言われる、今の司法試験の非常に注目しなくてはならない教育機関のカリキュラムで勉強を始められた。あるいは学研連で代表される中央大学受験団体の中から勉強を始めたのかもしれない。そういうことをまず話していただければ、その中で択一対策、論文対策、口述対策などを一通り言っ

ていただいて、最終的には早期合格のポイント、何で自分たちは早期合格出来たのかということ、どのような軌道修正をしてきたかも踏まえて、お話しただければと思っています。

それでは吉野弦太さんからお願いします。



吉野 はい。今までOB、OGの方が中大の危機だということ、どうしてかという意見

が求められ、そのたびごとに僕は意見を言うんですが、すべて結局僕の意見が否定されて。それでまた中大はなぜ危機なのかと。毎年その繰り返しで全然話を聞いてもらえなかったというのがありまして、ぜひ今日は言いたいことをズバズバしゃべろうかなと思っております。ただ一部に話したいテーマがたくさんありますし、また一人十分ということなので、まず第一部では、簡単に僕の合格までの過程をしゃべってみたいと思います。受験開始の動機なんです、高校二年生の時にテレビで初めて検事という職業を知ってそれがあこがれて、たまたま

運よく知り合いに特捜検事の方がおられましたので、その夏にすぐ上京して検事さんのお話を聞いたら。そこではのほほんと暮らしてきた高校生にとってすごい刺激的な話、例えば捜査の仕方、どうやって使うとか、捜査をどうするのかという、言ってみれば裏の世界っていうのか、そういう話を聞いて、ますます検事に対する思いが強くなった。結局そのまま検事になりたいというあこがれだけで僕は司法試験を目指すことになり、そしてその方が中央大学出身者だったということだけで中央大学を選び、東京へやってきました。それで意気揚々と上京してきて、四月からさっそく勉強しようかなということ、どんな講座が用意されているんだろうと見たところ基礎講座がありましたので、法職講座を受け始めたいです。ところが現代っ子の典型と言うんでしょうか。文章も書いたことがない、本も読んだことがない僕には、本をとにかく最初読みなさいという方針である基礎講座は大変厳しくて、何も頭に入らない。理解すら出来ない。授業にもついていけないというので、五、六月早々にはいったんあき

らめてしまいました。それであきらめて、ここはもう遊んでしまっただけですね、夏休みまで。それでこんなことではいけないということ、さらに研究室、中桜会を受験したので、これも見事に落ちまして、結局は司法試験の道がどんどん閉ざされていくと暗い気持ちでいたところ、OBの方にやっぱ塾だと、これからは塾だろうということ、さっそく十月から気を取り直して一年間だけいわゆる入門講座というのに通いました。そして一年後、二年の五月にもう一度研究室入室試験にチャレンジして、そこで塾で学んだことが十分発揮されたので、受かることが出来ました。お金が無かったので、塾は一年間しか通いませんでしたので、二年生の十月からはまず論文模試を受けながらその十二月には同時平行で択一の勉強を始めました。それで三年の五月によく受かることが出来、そこから予備校のいわゆる模試、論文模試ですね、これに通って論文の試験に臨みましたが、ところがこれが落ちてしまったのですが、そのあとはもう独学ですと最終合格まで勉強した。簡単に言えばそういう過

程です。それでその他に特に利用した講座としては、大学の正規のカリキュラムで「司法演習」「法曹論」この二つには、僕はすごい育てられたなど。今でも感謝しております。このことの具体的な話はまたのちほどすることにします。択一对策なんです。僕が、僕は講座、予備校の講座には通うお金が無かったものだから、すべて独学でそうしてきました。ただ毎週一回ある模試にだけは慣れるために通いました。論文対策についてもまったく同じです。それで口述対策では、今回のテーマに関する、まつわる体験というの特にございませんので、ここは省略させていただきます。最後なんですけれども、早期合格のポイントと、最大の理由と書いてありますので、一言だけ述べるとすれば、物心両面からの支えが一番大きかったと。具体的には、物の面では予備校がこんな不出来な僕に、合格するためにはこうですよ、こうすればいいんですよというのをすぐに用意して待っていた。それに乗っかればよかっただけという点。物心の心なんですけれども、こちらは中央大学のOBの方々にたくさん会うことが出来

て、法曹に対する憧れを失うこともなく、むしろああこういう法曹になりたいなど、夢を与えてもらった、与えてもらい続けた。最終合格までそれが続いたと。この二つだと僕は今のところ思っています。というところで、簡単ですが終わらせていただきます。阿部 今、吉野さんの今までの勉強プロフィールについて話していただいたんですけれども、もし先生方の方から何かご質問があればどうぞ。

萬羽 いいですか。吉野さんは独学中心であるというふうにご説明なさったんですね、そうですね。それと物心両面の話のところ、予備校の指導が非常に適切であって、それに乗っかって突っ走ったという説明があるんですが、これはどういう関係になるんでしょう。

吉野 はい。僕は最終合格した今でも、最初の一年間で本当の基礎を学んだと。塾に通っている期間ですね。それがあからこそ、のちの一年間は自分で方針をたてることが出来たということです。

萬羽 独学で方針に従って進んだと。そういうことなんですね。

吉野 はい。そういうことです。

中津 今のお話の中でちょっとわからなかったのは、大学の講義、もしくは基本書、こういうものがあなたの受験にとってどういう位置づけだったんですか。

吉野 はい。最初基本書主義で行けと言われましたから、その通りやっただけですが、まったく僕にはちょっと無理だったということで、基本書中心主義は排除して、あくまでも塾で学んだことを補充するものとして、基本書は位置づけました。そして大学の講義になるんですが、もうぶっちゃけた話を言ってしまうと、教授の熱意も伝わってこない、それから週に一回という限定された回数、それからやっぱり学問という点で受かるためにはこうしなさいよという授業ではないという点で、受験勉強にはほとんど役立てませんでした。というか、授業にもほとんど出ませんでした。

阿部 他に何か。よろしいですか。では新井先生。

新井 新井ですが、さきほどスタートのところで法職の基礎講座を受けられたと。しかしまったくわからず投げ出したと、そう

いう主旨の話がありました。それは例えばいろんな問題点として、時間が長いとか、週二回とか、そういったシステム自体について自分に合わないということがあったんでしようか。それとも自分がついていけないという、あなたの個人の問題なのでしょうか。法職のシステムも多少こういうことに投げ出すきっかけになったのか。ハードだというような。

吉野 いや。システムではないと思います。なぜなら塾はそれよりもハードですから。システム上は個人的についていてなかったと思います。

鈴木 鈴木ですけど、だいたい一日に、平均的にですけど、何時間ぐらい勉強されたの。

吉野 時期によっても違うんですが、直前の場合は当然朝から晩まで。一、二年生の塾に通っていた時は五時間から、五、六時間です。だったと思います。

阿部 それでは次に小林謙介さん。



小林 小林です。

よろしくお願います。私が中央大学に入学した時には、実は司法試験

などとても自分が受けるような試験ではないというふうに思っておりました。それがなぜ受験に変わったかと言いますと、中央大学の法職講座の開講シンポジウムで、弁護士の先生の講演がありました。そこで弁護士というものが何者にも束縛されない、法律家はおのれの良心と法に従ってのみのものなんだというふうにおっしゃっていた。いただいた先生がおりまして、それに非常に感銘を受けまして、勉強を始めました。ただ具体的にどういうふうに勉強するかどうかというのは、よくわかっています。ただし、大学合格直後ですので、一日何時間も勉強すると言われていた司法試験にいきなりチャレンジする気にはなれませんでした。ところが法職講座という講座が中央大学にはあります。この法職講座は、だいたい五百人ぐらい毎年受けている訳なんです。それにつられて勉強を始めたという

のが本音のところ。法職講座のカリキュラム自体は最初のうちこそわかりやすく、何とかついていけたところもあるんですが、回を追うごとに吉野さんと同じなんです。全然ついていけなくなるんじゃないかっていう不安におびえながら、またこれをいつたいてい何のためにやっているんだろというふうな理解が出来ないまま基本書を読み、また大学の先生の授業を聞きながら、一年の冬ぐらいいまですとそのまま法職講座を聞いていました。わからないながらも基本書の七冊をすべて読んだことは覚えています。それからやはり中央大学に入学して司法試験をこれから始めようというふうな考える人たちが集まる場所は研究室です。学研連研究室ですから、その学研連研究室を受験しました。そしてその中で法修会研究室というところに入ることが出来ました。その中で席を与えられて、そこや図書館を中心に勉強を続けていきました。ただ実際はその法修会研究室で具体的にどういう指導をされて、指導があったかと言いますと、基本書を読むとか、そういうふうな指導はありましたが、なかなか

手取り足取り教えてくれるという訳ではなくて、やはり自分で基本書を読んで、自分で勉強するという体制です。と勉強するという状態できました。そんな訳で僕は法学会研究室という学研連の研究室の中で、また法職講座という中央大学の講座を受けていながら、たぶん実はその時点で論文試験というものがどういふものなのかとか、択一試験というのがどういふものなのかというところが、まったくわからないまま大学一年の冬ぐらゐまでそのまま過ごしました。そこで研究室の中においても、本当にこのままここにいて受かるのだろうかという不安がありましたので、大学の友達と一緒に予備校テープを買おうということで予備校のテープを買いました。これも予備校、某予備校の基礎講座のテープなんです、それを聞きました。それを聞いてから、これはこういうことだったのかというように、法律学の本当に基礎的なところがわかるようになりまして、その上で独学が出来るようになりまして。つまり予備校の基礎講座のテープを聞いたおかげで基礎力がつきまして、あとはもうその応用だけでどの科目も

やっていくことができました。しかしながら予備校のテープを聞いたおかげで、基礎的なことはわかったんですが、しかし、テープは限りがありますので、複雑な事案であるとか、そういうものに関してはよくわからないということが多い。その場合予備校の、いわゆる予備校本というのがあります。が、これを見てもそれはなかなか書いていません。予備校本というのは割とオーソドックスな私たちの事例とかに関してしか書いてありません。そこで私は大学の方の授業やゼミの方にむしろ積極的に参加しようというふうに考えました。そのどんな勉強をどこで始めたかという中に、大学の正規のカリキュラム、講義、司法演習、特講、専門ゼミ、私は司法演習の中で憲法をやはり大学の先生に教えていただきました。特講の中でも、実はこれは特講というのは授業形式にされておりますが、先生の中にはゼミ形式でやっていただける先生もおりまして、そのゼミ形式でやっていただけ民法や商法のゼミの中で、これも非常に応用力をつけていたのだというふうに思っております。ただ大学の授業を受けている時

には、必ず割り切りを考えておりまして、これは司法試験に直結するものではなくて、自分の学問上のよくわからないところを非常にわかりやすくしてくれる部分であると。自分の疑問を解かさせてくれるような非常によい場所で、行けば何でも大学の先生は教えていただける訳です。

但し、司法試験に直接全てが役立つというわけではないですね。予備校だけでも駄目ですが、大学のカリキュラムだけでも足りないのです。

そんな訳で、大学の他の研究室を受けることになりました。僕は最初に法修会にいましたが、その後法友会、法職多摩研究室、法職駿河台研究室というふうに研究室を渡り歩いております。これはなぜかと言いますと、その研究室その研究室でよいところはあるんですが、やっぱりある程度物足りないなというところがありまして、いろいろ研究室を渡ってみて、いいところをいって、合格することが出来たというふうに思っております。特に法職の研究室に入った時には、合格に直結するような、例えば論文の書き方であるとか、択一の解き方

あるとか、そういうものを非常によく教えていたきました。その中で択一対策というのも過去問をいちいち合格者の方に、ここはこうやって解くんだといいところを教えてくださいましたし、論文に關しまして、過去何年の先輩が書いていらっしやるような非常にすぐれた書き方というのを教えていただきまして、それで合格することが出来たというふうに思っております。その後の口述対策に關しましては、私はほとんど寝耳に水の状態を受けましたので、なかなか。最後に早期合格のポイントですが、中央大学を本当に十二分に利用して合格することが出来たというふうに思っております。大学の授業は司法試験には直結しないというふうな考え方もあるとは僕も思いますが、それはもう本人の利用の仕方ひとつでぜんぜん違うことになるというふうに思っています。中央大学の大学のゼミとか、特講演習、特講の授業がなければこんな早く受かることもなかったのではないかなというふうに思っております。

阿部 それでは小林さんに何かご質問があれば。じゃ新井先生。

新井 新井です。いくつか研究室に所属したということ、特に法職の研究室の中でいろんなことを教わったとお話がありましたね。研究室では先輩から教わるという部分と、仲間どうしでいろいろそのグループをつくり勉強し合うという効用があると思います。そこで力がつくと一、二年のうちにござり受かるというような、そういうのが今までわれわれの時代にあったんですが、研究室の中の仲間うちのこういう勉強の有用性という点はどうですか。

小林 それはまだ学研連のよい点ということで多摩研究室でも駿河台研究室でもたぶん生き残っております。ただ特に大学三年生、四年生のみがやるゼミによって、それだけでよいものが作れるかというと、そうでもない訳です。やはり先輩が一緒にいて、その人からどんどん盗んでいくというかたちで勉強するのがよいと思います。

阿部 萬羽先生どうですか。

萬羽 あなたの場合は予備校テープを聞いたのが、基礎の理解に対して非常に役立ったとこういうご説明でしたけれども、予備校の授業は受けたことがないんですか。

小林 予備校のテープは買って聴きました。が、授業は受けてない。

萬羽 その予備校はさきほどの吉野さんの予備校と同じですか。

小林 吉野さんの受けた講義とは違うんです。違うんですけど。

萬羽 非常に基礎講座が法律学というものに対して興味を持ちたり理解するのに役立った。そういうお話なんです。

阿部 他にご質問があれば。よろしいでしょうか。それでは高橋さん。

高橋 司法試験受験の動機は、僕は伯父が弁護士をやっております、漠然とした感じで、司法試験と云うか弁護士にあらがれを持っていました。それで中大法学部に行つた理由というのは正直言っておりません。

たまたま受かったうちの一つです。受ける時には私大ばかりでしたけれども五つ法学部を受けて、そのうちの中で両親と話をして、中大にすればと、伯父からの勧めもあったので、それで来たという訳です。

司法試験やろうというつもりでいたんですけれども、一年生の時はぜんぜん勉強する気がなかったもので、まったく司法試験の勉

強もしなかったですし、大学の授業にも出ませんでした。二年生になって、少しやろうかなと思って。だけど、当然一年生の時に大学の授業に出ていないので、大学の授業で何かを初めようと気にはあまりなれずに、最初から教えてくれるのはやっぱり予備校かなということで、予備校のパンフレットをたくさん集めて。私の合格体験記が早稲田経営出版、早稲田セミナーから出ている雑誌に、今月号なんですけど、載ってますので、もしよろしければ。これを読んでいただければ大学二年の時から合格まで全部書いてありますので。これをコピーして配ってしまうと、今日しゃべることなくなってしまうので。もしよかったらあとで読んでください。僕は早稲田セミナーの基礎講座に通ったんですけれども、あまり内容もなく、人気はなかったのかなという気がして。途中でうすうす気が付いたんですけれども払ってしまったから行くのかなというところで、とりあえず一年行っただんですけれども、ただ行くだけで、別に復習したり予習したりということもなく、二年生の時はちょっと本当に無駄に過ごしてしまったのかなと

いうふうに思います。三年生になってどうしようかなと思っただんですけれども、ちょっと予備校の他の講座に通ったら、ちょうど基本書をテキストにして、基本書をかみくだいてしゃべってくれる講師の人がいて、それに行ったらけっこう基本書は面白いかなと思って、予備校のテキストを、その通り勉強しようと思って、これからはけっこう真剣にやって、もう一回基礎三科目から基本書をやってくれる人はいないかなと調べたらいので、その先生について本当に大学三年生の基本書を中心にして勉強しました。そしてその先生は司法試験の指導者としてはどうかという感じはするんですけど、かなり学問チックなことをやられる人で、早稲田ゼミの土井という講師なんですけども、その先生に言われるままに、基本書をもう買いあさって、民法だけでも十冊という。それで並べて読んでいたという大変なことだったんですけれども。択一の勉強を始めたんですけど、これは予備校の講義を受けたり、基本書を行ったり来たりだけでした。それがちょうど僕に合ったみたいで、わからないところだけ基本書に戻っ

てやっていたら、四年生の時に択一は受かりました。ところが。択一はそれでいいんですけど、論文はそれをただ読んでいると、絶対にこれは書けないですね。基本書のまんなまを論文で書いてきたんですけど、そのまんま写していたという感じなんですけど、実はぜんぜん評価がつかない。Gだったんですけど。これでは駄目だと。論文書くにはどうしたらいいのかと思って、またこれいろいろと本とか体験談とかをあさったんですが、ここで僕がやっぱり一番受かった原因となったかなという本があって、今レックにいる柴田隆之という講師がいるんですけれども、この人が書いている本で「司法試験機械的合格法」というたぶんベストセラーだと思うんですけども、非常に僕にとっていい本なので、司法試験の勉強と大学の学問とは違うから、基本書の勉強も必ず割り切れと。基本書読んでもいいけれど、それは司法試験の勉強をやるんではなくて、本当に自分の学究心を満たすためにやれということが書いてあって、やっぱり割り切らなくては駄目なんだと。ただ僕は基本書で勉強して、それをまたもう一回

予備校に戻すのは、大学二年生の時の経験があるのではちょっと抵抗があったので、基本書をまずは司法試験受験用に変えられないかというふうに考えて、予備校の講座ではなくて予備校のテキストをたくさん買ってきて、両方を使っていいところ取りという感じですけれども、だいたいこのへんが出るんだよと。簡単に言うところなことなんだよということをやってみて、どうしてもわからないのを基本書で戻るといふかたちでやっていました。それで論文の書き方も要するに学問的な論文じゃなくて、本当に司法試験の答案ですね、答案というのはどうやって書けばいいのかというかたちでいっぱい予備校から出ている論文、要するにフォーマットみたいなものを集めてきて、それに慣れたという感じです。それで僕は大学に残ったんですけども、自主留年と単位も全部取って、しかも奨学金が出るということ、大学に残ることにしました。これは本当に精神的に非常に楽だったんですが、私はまだ学生ですと言いたい張れるのは非常に楽だったなと、これは本当によかったと。

それから、それまでどっちかと言うと予備校で、あまり友達も予備校で作らず一人だったので、ちょっとつらいなと思ったので、中大の駿河台研究室に入りました。こどもゼミを開いてもらったりして。そのゼミは直接この方に教えていただいて受かったということじゃないんですけども、まわりの人がどの程度のことを考えているのかなということがわかったので、まわりのレベルを知ることの意味でよかったなというふうに思っています。それで僕が中大にいて恩恵をこうむったのは奨学金とそれから駿河台研究室ということになると思います。ですの、簡単に言ってしまうと、最初予備校から入って、予備校のテキストべったりでいこうかなと思ったんですけども、それは駄目。それで次に基本書に移行して、また今度基本書だけでいこうと思ったんですけど、これもやっぱりそれでは受からない。結局最後にその両方のいいところを取って勉強するのが一番いいんじゃないかということになりました。択一对策、論文対策に関して、今出た話の中で出たと思いますけれども、口述に関しては僕はあまり言う

ことはないと思います。早期合格のポイントですけれども、一番言いたいのは自分の方向を確立してしまえばいいと。予備校だけでも受かる人もいますし、基本書だけで受かる人もいますし、基本書も、僕はその両方をミックスしたのが一番で、じゃあその方法をどうして探すかと言うことになるんですけども、それは徹底的にリサーチする必要があると思います。すべて自分でやってみると。予備校でいいという講師がいたら、ちょっとだけでもいいからかじってみて、その人はどういう人か。それからいい本があると言われたら、とりあえず買ってみる、ないしは立ち読みしてみ、その上で決めていく。自分の判断で、集中して勉強する。その前提にあるのはすべてを提供してくれるところはない。大学も全部提供してくれる訳ではないし、予備校も全部提供してくれる訳ではなくて、本に関しても基本書をそれから予備校もそれぞれがちょっとずつ何かを提供してくれると思うので、その意識があればいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。阿部 それでは高橋さんに何か質問があれば

ば。はい。では新井先生。

新井 予備校の先生にアタリ、ハズレがあるということですね。情報をきちっとリサーチして、自分に合うものを受けるといいういう予備校の利用方法は、いいですね。私は正直言って、予備校の先生で基本書をかみくだいて講義するという先生がいることは驚きですね。周囲の人たちから聞いている話では、予備校は予備校のテキストがあつて、合格して何年かたった人たちがいろいろな本をまとめて教えているというよな、そういうようなものを扱うのが予備校だという認識を、私は持っていたんですが、予備校に対する認識を変えなければなりませんね。

高橋 それは予備校にそれぞれの基本書を読み込む講座とかいうのが、主流ではないと思いますけれども、少しずつあります。新井 あなたはそういうことをきちっと情報をつかんで選択した訳ですね。一般的に予備校を受験する人でそういうような認識を持って、どの学校のどの先生というような選択をして受講しているという人は多いんじゃないか。

高橋 予備校は必ず事前に無料の講座があつて、その講師がしゃべりますので、それにいくつか出席して、もうほとんどの予備校は講師と合うか合わないですので、その話し方が嫌いかか合つかいこのならそれで切っちゃつてかまわないと思いますけれども、なるべく多く参加して、なんとなくまわりがどんなに言つても、この人の話っぷりはいいかなとか、使つてるテキストはいいかなどかいうので、選びますのでね。

中津 憲法、民法、刑法、などの基本書の読み方を予備校で教えてくれるんですか。それぞれの科目で一冊の基本書を取り上げて、これはこういう具合に読むんだということを教えてくれるのですか。

高橋 そうです。基本書をたくさん読めという人なので、一冊一冊軸になる本を決めておいて、その軸になる本の読み方を教えて貰つた。

中津 全科目の基本書について指導してくれるのですか。基本書の読み方についてはまずわかってもらわなくても、五回で十回でも、要するに読み込めという、そういう指導もあると思うんです。例えば目次の

中で重要なポイントをとらえて、そこを読んでいけばいいんだとか。いろんな読み方がありますよね。

その予備校では基本書をどういふ具合に読みなさいと教えてくれるのですか。

高橋 ちょっと難しいんですけども、あの該当箇所があつて、そこが司法試験にどういふふうに出されているか。過去問を提示してくれて、要するにこのフレーズ、このフレーズ、このフレーズを論文では書いてくればいいし、択一ではこのことがわかっていけばこの問題が解けるでしょと。あと択一の細かい話があるんですけども、そこは本に載つてない。載つてなくてもいくつかわかれば書けるだろうと。だからそこだけこう読んでいけばいいんだと言われて、具体的にはなかった。かなり歴史的なことを話してくれるので、憲法なんかですと、宮沢先生とか美濃部先生。何か憲法がただそこにあるんじゃないかと、歴史的にこういう変遷があつてこういう解釈があるんだよというのを教えてくれたので、理解しやすい。無駄なことを言われているんですけども、その流れでこう覚えるので、ただ

暗記しろと言うよりもわかるようになって。歴史的な流れがあって、今こうなっているという動きを覚えてくれたので、僕としてもああそうなんだと。覚えやすかったです。萬羽 ちよっと聞きたいのですが、さきほど答案を作る場合に基本書だけでは駄目だという説明がありましたね。我々の頃は基本書だけを勉強してた。あと答案の作り方は自分の所属する研究室の答案練習で。それで受かっている訳で、基本書だけでは答案は作れないというところがどうも理解出来ないんですけれども、ちよっとそこを説明していただけますか。

高橋 話をそのまま書いてきても当然答案にはならないから、問題がこうあって、それに合ったかたちで、たぶん自分の言葉でということになると思うんですけれども、恐らく論文試験というのは答がある試験。試験ですから必ず答がある。受かったあと合格者の答案をいただいたんですけれども、受かった人の答案はほとんど同じ答案。書いてあることの順番も。一定の型があって、一定のパターンがあってもうそれは基本書には書いてない。

中津 そういうパターン化した答案というのが本当に優れた答案であるかどうか疑問はありませんか。

高橋 論文を受けた時に、とにかく学術的な論文を書いて、憲法なんかは、歴史までさかのぼって書いてみたんですけれども、……。一番なんとかなってる商法がCなんです。文章としても読みやすくなかったら、たぶん読んでくれないだろうと思います。

中津 中身について基本書だけでは足りないという意味ではなくて、論述の仕方が大事だということですか。

高橋 論述の仕方。出し方とか、どこまで出せばいいのかと。エッセンスだけを書かなくてはいけない。そうするとそのエッセンスが何なのかというのはいっぱい基本書読んでだけではわからない。そうすると予備校のテキストを見て、見た上で基本書に戻ればこれがエッセンスなんだと。これが主流なんだとかわかるので、中身としては確かに基本書ですけれども、何を書くか、何をどう書くかというのはいっぱい予備校のテキストによるのです。

中津 択一の試験だったら正解は一つしかない。論文式試験というのは僕らの理解だと答えは必ずしも決まっていなくて考えるのだけれども。応用問題の解き方にはパターンがあるのかもしれないが。論文式試験一般としては必ずしも答は決まっていなくてもいいかなという気がするんで、これは第二部の方の問題かもしれない。

阿部 鈴木先生。

鈴木 鈴木です。サークル活動とかそれから語学も非常に負担であったということをよく聞くんですけど、皆さんどうだった、そのへん。

高橋 僕は三年生ぐらいまでは、どっちかと言うとバイトずつとして、そこがサークルみたいな感じになっていて、そこではけっこう遊んでましたし。語学は二年生までで終わってしまった、それは負担にならなかったです。

阿部 じゃ次、中野さん。

中野 中野達也です。僕は自分は法律家になるとか法曹に憧れたことはありません。法学の勉強が好きだとか興味があるとかということはありません。中央大学を選んだ理由はと言いますと、家から近かった、

家から通える範囲だったというのでここを選んだということです。そのように中央大学に入って来た訳なんです、自分の場合は受験勉強をいつから開始したのかと言いますと、おそらく学年から言いますと、彼ら三人より自分は年長になるんですが、遅いです。大学一年時から勉強どころかアメリカンフットボール、スポーツをやっておりました。その頃そんなことをやりながら勉強出来る訳がない、もちろん出来ない訳です。司法試験の勉強はおろか大学の講義そのものもろくに出来ませんでした。一年生の本当の初めですね。学研連に一応入った方がいいのかなとか、法職講座っていうものを見ておこうかなということ、学研連に一つだけだったと思うんですが、受験はしましたら落ちて、したらまあいいやということです。また法職講座については、たぶん自分の頃にはまだ、二回ないし三回ずつだけ、とりあえずさわりをやるというカリキュラムが自分の代にはあったんですが、そのみ顔出すことにしたんですが、あまり面白くないんです。だからそのあと僕は

出ておりません。いつから勉強に取りかかったかという話になりますと、スポーツの方は三年の終わりでまで続けておりましたので、それが終わってから、それぐらいの時期になります。最初に何から始めたかと言いますと、予備校の入門講座のようなものです。正確に言いますと三年の半ばぐらいから行くだけは行っていったんです。入門講座については決してアタリとは言えない状況でした、その入門講座でよくわかったかと言われると、疑問が……。受験回数から言うところです。例えば一年で一つ階段が上がったということ。初めて受けた、一回目、初年度ですね。初年度は択一に受かっております。次の年択一、論文と通りまして、三年目に口述試験も通りました。一年に一個ずつ進んだというかたちになるんです。そこからの勉強方針はどうかと言いますと、ちょうど一年にワンステップに対応しているものといえば、最初の時にしましては、自分が始めた時が遅いということもありまして、初めて受験したのが四年の春ですね、たぶん。四年の五月ですか。そのぐらいで、始めてから一年も経っていない時期でした

ので、その期間がない部分を考えて、基礎をやって論文も書いて択一もなんて、全部はとても無理だということで、基礎の入門講座を覚えきらないうちにもう択一の準備に入りました。そこから択一の勉強をやっておりました。そしてその年、ややまぐれのところがあると思うんですが、択一に通りました、論文試験までは受けたんですが、当然そこまでに独自の論文なんか書いた経験ありませんから、お話にならないような成績でした。ここからどうしようかなと思ったら、中央大学の法職講座、お茶の水の駿河台にあります駿河台研究室というところにとりあえず入って、択一受かったら何か入れてくれるらしい、行ってみようかということ、そちらの方に、入室試験を受けたところ入れてもらえましたので、そこで勉強することになりました。そこから先は論文に焦点を絞ってかなりやりました。そこで駿河台研究室に入ったお蔭で、今まで見たことも聞いたこともなかった司法試験の合格者の方に直接お会いして、これが幸いだと思うんですが、自分にいい先輩方がいて、特に論文を書く時にですね、かなり

お話をいろいろ聞きましたので、そこから論文を読んで、次の年には論文に通ったということになります。自分の場合はなぜか口述試験落ちまして、そのあとの一年に関してはさすがに口述試験二度落ちる訳にはいかないのです、口述対策を中心ということでそれだけで一年を過ごしました。口述に關しましてはさすがに口述試験何が出るかわかりませんし、例えば学者の先生が質問してくるのであれば、かなり学問的な内容を聞かれます。という意味でここでは基本書をやら読みまして、各教科ですね、主要な先生の三人ないし四人程度、読んだ覚えがあります。例えば刑法であれば大塚、大矢、川端、前田、曾根あたりまでは、一応読んだ。最後に早期合格のポイントは、ポイントとなる考え方は人それぞれなので、絶対的なものがあるとは思いませんが、とりあえず自分に合ったいいものだけを吸収出来る要領じゃないかと思えます。

新井 口述対策の時は基本的にどうしたんですか。
中野 そうですね、口述に關しましては、予備校が直接係わる訳じゃなくて場を提供

するだけなんです。口述の落ちた人間が集まって、普段集まって、週に一回か二回なんです。口述ゼミっていうのがあります。これだいたいどの予備校でも開催しているんで、ただこれはゼミ員達が自分で勝手にやるというタイプのものでして、予備校が何かするという訳ではないのです。
阿部 それでは何か中野さんに質問はありませんか。

中津 四人の皆様に対して、二つ質問をしたいと思えます。一つは皆さん合格されてみて、今の司法試験に合格するためには、最低どれぐらいの期間勉強する必要があると思ったか。二年なのか三年なのか、そういうことなだけで、どれぐらいの期間勉強する必要があると考えたか。今の心境でお答えいただきたい。もう一つは、皆さん受験されてきた訳ですけど、受験時代にいわば同志的なのか、戦友というのか、そういう親しい受験仲間はいったか、いなかったか。友達はいったか結局は単独で勉強したということなのか、そういう仲間と一緒に勉強したのか。

阿部 吉野さん。

吉野 はい。期間なんですけれども、司法試験は三次までありますから、一年がかりですよ。五月から十一月まで。その一年を含めて考えると僕は三年必要だと思えます。それから友人についてなんですけれども、僕はたまたま大学のクラスにたくさん司法試験目指す子がいます、それは今でも付き合いです。親しい。それと研究室、それと塾では他大学生と、それと最後にサークルにもたまたま受験生がいましたので、その友達たちということで、受験仲間は多かったです。

中津 サークルはどこ。

吉野 英米法研究会です。

中津 ああ、そちらの方ね。

阿部 小林さん。

小林 はい。僕はさきほど話しましたが大学一年の冬から始めまして、やっぱり僕の方でやれば、それが最短だったんじゃないかなというふうに思っております。さっきちょっと言い忘れたんですけど、予備校本というものをあまり使わないでいたので、どっちかという要領悪いオーソドックスなやり方がたぶんやってたんじゃないかな

というふうに思って、そのやり方でやるとみっちりやってもだいたい四年か五年は確實にかかるんだろうなというふうに思いません。あと友人にしましては、僕は研究室を渡り歩いておりまして、各研究室の受験仲間が相当数。

阿部 次は高橋さん。

高橋 勉強期間については最後の一年を含めて四年なんですけれども、普通に勉強すれば三年。僕も最初の一年は言訳する訳ではないですけど、何もしないで無駄に過ぎちゃったという、ここからちゃんと勉強すれば、三年間でよかったのかなと思って、さらに言えば二年で通るかなと。本当に要領とやる気さえあれば出来るんじゃないかなと思います。それから友達に関しては最初僕はぜんぜんおりませんでした。でも駿河台研究室に来てからは一緒にゼミを組んだりしていましたから、その時に、僕最後に受かった年の論文前にゼミを組んでこれ非常によかったなと思ったんですけど、その時に友達としてベタベタするんじゃないで、要するに最後はあなたが落ちて私が受かるんだっただけということをお互

いに話して、そうしたらあなたは私が受かるための手段だというふうに割り切って、本当に勉強仲間として付き合えばどれだけ友達がいっても、害にと言うか、害になることはないで遊びに行っちゃうということではなくて、いい意味で友達と付き合えるんじゃないかなと……。

阿部 中野さん

中野 はい。一番年長の自分が言うのはなんですが、最低期間、本当に最低の期間は二年。下手すりゃ切れるんじゃないですか。そういう意味で試験に受かるということだけ割り切ってやれば二年を切るんじゃないかと思えます。仲間については一番初めに行った予備校でも、駿河台研究室の方でも仲間と言うか、仲のいい友達はありました。ただこれがこの高橋君とは逆でして、友達はいるけどあまり勉強の話なんかしない。これは自分あまり勉強の話や議論が好きではないというところあるかもしれません。萬羽 ちよっといいですか。中野君に聞きたいんだけど、あなたは三年の夏頃までアメフトやってたっていうんでしょ。

中野 三年の冬までです。

萬羽 冬まで。それで翌年の五月の択一受かったのね。これは驚異的なことなので、あなたはよほど頭がいいのか、それと合わせてどういう勉強をしたのか。一日何時間ぐらいどういう勉強をされたの。

中野 そうですね。その頃のことを今から思い返してみますと、フットボール終わったのは十二月の二十日頃でしたから、それより前に六月だか七月ぐらいから一応予備校にも通ってました。

萬羽 翌年になってから本格的に始めたん訳でしょ。択一の年になってから。

中野 そうですね。そうなりますか。

萬羽 そうすると、四ヶ月かそのくらいです。その間どういう勉強をしたの。

中野 そうですね。もうじっくり本を読む暇は確かにありませんから、ひたすら解く。そうですね、過去問が。過去問からスタートすると短い期間で確かに三週から四週ぐらいで……。時期にもよりますが、一月から始めて五月まで四ヶ月程度しかありませんから、それぐらいの期間であれば多少の無理は効くんですね。その意味でそのへん

にかかってからは一日八時間を切ることはなかったんじゃないかとは思いますが。萬羽 どこで勉強したの場所は。

中野 その当時は、自宅か予備校ですね。

三、第2部「中大司法試験受験生を

取り巻く現状」

何故、こんなに中大の受験生は苦戦しているのか

阿部 第一部ということで、中央大学の早期合格者の素顔というかたちで一通り話していただきました。これを先生方が直接聞いたことだけでも、ある程度のこの会の目的が達せられたんではないかと思えますけども、引き続き第二部なぜこんなに中大受験生は苦戦をしているのかということで、論点を八つほど挙げております。ここからはゲストの方を中心に話していただきながら、論点について分析をしていければと思っております。このまま進んでよろしいですか。それでは第二部というかたちでやらせていただきますと思います。

本日司会をやらせていただいております

私は、司法試験十二回ほど受験させていたでいて、昨年やっと合格出来た。それで現在私は何をしておりますかと言うと、中央大学の嘱託職員というかたちで、受験指導相談員というのをやらせていただいております。これは私が受験時代から駿河台にいては、公開答案練習会というのがあり、あるいは駿河台研究室というのを六年間ほどお手伝いさせていただいて、最近では多摩研究室の方を三年間ほどお手伝いさせていただいていると。その経緯から現在の三輪運営委員長の方からもう少しちょっと手伝ってみたらどうだというようなことも言われまして、私本当に中央大学にお世話になって、お世話になって、お世話になり過ぎたぐらいお世話になりました。そこでそういうことであればということで、一年だけ大学の方、多摩のキャンパスの方の法職講座が極めて問題視されている。そのへんの改革を中心にお手伝いしようかというところで、一年間残るかたちになりました。それでそういう過程から一年間修習を遅らせておりますので、私予備校ではいっさい仕事をしないというポリシーを持っておりま

して、現在は中大法曹会の「テミスを育てる会」の企画運営委員です。新井先生、中津先生もお手伝いしていただいております。

それから学研連は済美会の方に所属しております。済美会研究室が今年学研連当番ということになりました。学研連委員会の方でも事務局次長というかたちでお手伝いをさせていただいております。ちなみに専門ゼミは永井先生のゼミでした。

それです。第1の論点「予備校は本当に害悪なのか」という論点を話したいと思えます。これに関連して第2の論点「基本書主義は放棄されたのか」ということに関して話が出来ればなど。それでこれら1番と2番の論点は非常に密接に係わっている。ある中大関係の雑誌で、ある大学関係の方が予備校の利用の方法がまずかったら大変なことになると。せっかく中央大学に入っただから中央大学の講義を受けながら、ある程度力がついてから予備校に行って仕上げをするというかたちの利用を考えたらどうかというような指摘をされています。私も十何年間中大でお世話になっていて、必ず大学関係者の中から出る言葉は、予備

校には行くな。そういう発言が必ずあります。そのような発言と裏腹に出てくるのが基本書を読めと。基本書は何回も読んでいと受かるようになる。そういうようなこともよく言われています。そこでこの論点についていくつかのデータを示しながら、現在どうなっているのかということをお話と紹介したいと思えます。それでは須賀さんの方から予備校の利用状況と、それから予備校のテキストの利用状況についてお話をいただければ。



須賀 ご紹介にあずかりました須賀と申します。法職事務室でちょうど一年前から勤務しております、自分は司法試験を受けた訳でもありませんので、本当に素人の目から今現在こういう状況であるということになるべくわかりやすく話したいと思っております。まず今日資料を皆さんにお配りしまして、阿部さんとも相談したんですが、用意させていただきました。まず初めに一ペー

これは予備校の利用状況についてです。駿河台研究室は、このところの人数は学研連駿河台研究室も含めて一七〇人ほどになって、実際に予備校利用経験があるというふうに答えている人は一三八人ありました。また利用が特にないという人は十四人。これにはあえて予備校の名前を書いていないという人もいますので、もしかしたらもっと利用した人がいるかもしれません。無記入が十八人ということで、かなりの人が予備校を使っているということがわかってきます。次に予備校等の利用についての意見ということで資料3というのがその下にありますが、特に上の方にメリットについて、下の方にデメリット等についてまとめられています。予備校等のメリットについて、実際には答案を書く模試は必要である、全体像をつかむのによい、また最初から基本書を読んでも意味が分からず効率が悪い、それからまったく受講しないで合格するのは難しい、また司法試験も情報戦であるので予備校が必要だと、また他人と競争することで実力を伸ばせるので有用である。というように今日もさきほどから修習生の方

がおっしゃっていられるように、予備校というもののメリットは、このようなことであらわされているのではないかと思われるます。またデメリットに関係することだと思わりますが、この下に、目的意識を持つことが必要となっていますが、そのような意識がないと害悪になりかねないという声もあります。また間違ったことを教えること

もあるので、べったり勉強するのは危険がある、また法職講座も予備校も使い方次第で変わっていく、また受験機関は金儲けのために受験生の不安をおおがちになるということ、そのへんは考えておく必要があるというように、なことが主に挙げられています。これはいずれも司法試験合格者のアンケートから抜粋してあります。

阿部 受験機関の金儲けのためということとに関連して資料1について。

須賀 はい。一番上にいきまして資料1、法職講座および予備校にかかる費用についてということとまとめました。一番上に中大法職講座、それから右が各予備校です。最初に注意を申し上げますと各予備校

の同じ講座例えば同じ基礎講座と言いましても科目であるとか回数が違ってきますので、厳密な比較ではないんですが、あくまでも参考にしていただけだと思います。まず中大法職講座、基礎講座というのがありますが、これは一年生、二年生、全部で六科目ありますが、これらを足しても十一万八千円ぐらい。これぐらいの安価で受講することが出来る。それに比べて他の予備校、これは格差がありますがだいたい三十万円、高いものだと五十万円程度かかるといことがわかるかと思えます。少し下にいきまして、択一答練というところがあります、これは法職講座では実施してないので、予備校が中心になるのですが、この択一の答練を受けるだけで十万円ぐらい費用がかかります。この択一答練というのは受験生には非常に重要なもので、欠かせないものなんです、それで十万円程度かかるということです。

次に論文答練、これは大学でいえば公開答練というものになります、これですと三万五千円ぐらいで受けられる。予備校に行きますと、その倍から、あるいは高

ければ三十万円前後かかるといものもあるようです。そしてその下の合計というところ、これが一番問題をあらわしていると思うんですが、どの予備校も約八十万から九十万円ぐらいの費用がかかっていることがわかります。これは最短の場合ですね。約二年間ぐらいかけて受講した場合。それで八十万円ぐらいですから、もっと年数がかかってくると大変な金額がかかってくることになるかと思えます。参考までに法職講座のこれらの受講料を合わせると約二十万円程度。もちろん法職講座ですと、ゼミの指導が中心になっていますから、それ以外にも研究室の利用料ですとかはかかりますが、予備校と比べるとかなり安価です、逆に言えば予備校はかなり高いことがわかれると思えます。最後にポイントとしては、私もこれを機会に予備校のパンフレットを自分で見たんですが、いろんな講座があつて非常にわかりにくいという印象を受けました。もちろん大学入学したての一年生が見たら混乱するんじゃないかと。また今は二年合格、三年合格バックというそういう売り出しを予備校が働きかけています。パッ

クで受講すると安いと。だからそれを受けたくなるのはわかるんですが、それにばかり乗せられて高いお金を一ぺんに払ってしまつて、さっきもあつたように仕方ないから受けるというようなパターンがけっこう多いんじゃないかと。そんなことが感じられました。

阿部 それであと論点2についてもちょっと説明してください。

須賀 資料4というところで、予備校のテキストの利用状況についてです。これも駿河台研究室の資料をもとに出したのですが、どのようなものを勉強に使っているかということ、基本書を使っているという人が一四二人。それに比して予備校テキストを中心に使っている人は二十四人でした。ただこれには差があつて予備校のテキストを使っているという人はちょうど今日いらっしゃるっている修習生の方も経験あると思うんですが、いろんな科目の教科書がございますが、特に若い人なんかはほとんど予備校のテキストばかりを挙げているというのが目立っています。

阿部 はい。ありがとうございます。

鈴木 これ基本書ね。一四二というのはあれですか。予備校教科書のことですか。

須賀 いえいえ違います。

鈴木 そうすると一七〇人いて、一四二というのはちょっと解せない。

須賀 多過ぎるということですか。

鈴木 いやいや。一七〇人いる訳でしょ、全体で。それで基本書を読んでないのがさうすると三十人ぐらいいるということ。

須賀 そうです。

鈴木 まったくですか。

阿部 まったく。参考書的に使っているかどうかは別として、いずれにしてもいわゆる基本書というものを利用していないということなんです。それでさきほど来ちゃったお話が錯綜している中でどうも高橋君の、中津先生のおっしゃった基本書の意味が違っているんじゃないかと思うんですね。高橋君が予備校の先生の講座でいろんなものを読めと言われた時に、そういうかたちで基本書というのを読まれた。ところが中津先生はそれじゃ基本書じゃないよと、そういうことをおっしゃった。どうも今の時代で使っている基本書というのと先生方がおっしゃ

る基本書というのと使い方が異なっているように思います。だから鈴木先生のご指摘というのは昔ながらの基本書中心主義というのをイメージしておっしゃったんじゃないかなと。

須賀 はい。この資料4の基本書の数字とというのは、これは基本書だけを使っているというのではなくて、基本書を中心にして、そして他の予備校のテキストなんかも併用する。次の二十四人の予備校テキスト使用中というのは予備校のテキストを中心にして、こういう意味なんです。

阿部 はい。

須賀 ただし、中心に使用している教科書として、一冊も教科書をあげていない人がいて、それが、若い人に集中しています。鈴木 若い人が予備校中心主義だということですね。

阿部 それで論点1・2に関して資料がありまして、私の方で資料を添付させていただいたのが、早稲田セミナーの熊谷信太郎という先生の「超勉強法」からどうしたら効率良く勉強出来るのかという点まで書かれたもの、それから伊藤真塾の伊藤真先生

が書かれた「伊藤真の司法試験合格塾」という本の基本書の利用法というのがある。

これは先生方に事前に読んでいただいたり、パネラーの皆さんに読んでいただいているので、内容を説明しませんが、特筆すべきところとして、伊藤真の二二四ページを見ますと、まず基本書は司法試験用に書かれたものではありません。試験ではほとんど必要ない部分が詳しく書かれていますから、すべてを理解しようとする膨大なエネルギーを必要とししかも徒労に終わることが多いです。また試験ではとても重要な最近の論点が抜けていたり、その書き方などは当然書いてありません。よく何度も読めばわかるようになるという方もいますが、基本書の内容がわかるようになるということ、合格する答案を書けたり択一問題を解けたりすることは別のことと思っただけがいい。これが正しい、正しくないという議論ではなくて、伊藤真という、今一番受講者を集めている有名な講師の人が、こういうことを著書の中で書くと、それがだんだん多数を占めてくるんです。論点1・2ということでは話を進めていった訳なんです

が、それではこちらへんで永山先生のほうからよろしく願います。

永山 自分は予備校の講師というかたちで今日ここに来させていただいておりますけれども、お金儲けのために予備校で教えている訳ではなくて、もともと教えることが好きで、ずっと先生になりたくていたものですから、教えたいと。それで予備校に関しては、当然大学、中大でも教えているんですが、教えたいという願望が強い人間にとっては、より多くの人間を教えてみたいという。特に予備校の場合ですと、カセット通信教育というかたちで、日本全国どこにいても自分の講義が聞けるということなので、そういうことが目的でやっております。ですからいわゆる金儲け的な講義はいっさいやっておりません。自分の場合には本当に受験生にこういうことが必要であろうというものだけを予備校側と企画の段階から話し合って、不要なものに関してはすべてお断りして、必要と思えるものだけやらせていただくようにしています。この論点1・2なんです、今日自分は言いたかったのは、先生方が若い合格者の話を聞いた

ということ、本当に自分は以前から中大がトップであった頃の合格者の方々が司法試験に対してどういうイメージを持たれているのかというのを、生の声を聞いてみたいとずっと思っていました。ひとつ強く印象に残ったのが、これが実は自分が思っている中大凋落の大きな原因の一つであろうと思っていることとも関連するんですが、中大生、中大のOBを含めて中央関係者は他の大学の関係者に比べると司法試験自体が変化をしているということに無頓着な人が多いというのが、私の実感です。要するに以前の司法試験と現在の司法試験は大きく変わってしまったと自分は考えています。その一端は最後につけさせていたんですが、資料の中の後ろから二枚目に憲法と刑法の択一問題です。特に刑法の吾番。これなど以前であれば絶対に出ることなど考えられなかったような問題なんです。基本書を一生懸命読んだ人がこれを見て、もし問題を解いたらおそらく十人中七、八人はもう司法試験をやめてしまうんじゃないかと。なぜ基本書を一生懸命読んだ俺がこんな問題を解かされなきゃいけない

いんだということなんです。自分が中大凋落の原因とずっと考えているのは、今現在司法試験は以前のようなおらかな時代の試験ではなくて、どうやったら若年者が取れるんだろうか。若年者を取るためにはどういふ問題を出したらいいんだろうかということ。とにかく法務省が中心になって徹底的にコンピューター分析をしまでやっているというふう聞いておりますし、実はいろいろの中で自分としてもそういうことが本当にやっているんだという話は確認しております。以前のような、さきほど萬羽先生がおっしゃられた、そんなことではない答案が書けるのという話があって、以前の司法試験はいい答案を書けば受かる試験だったんですね。ところが今は向こうが落ちたいタイプの答案を書いた人間は落ちる。向こうが受からせたいタイプの答案を書いた人間が受かる。そういうのがはつきりあります。これは出す側の方から確認を取っております。ですからさきほどの高橋君のような合格者の答案が似通ってくるというようなことも、そういったことが原因です。そこから考えてみた時に、やはり同

じことが言えるのは、まず論点1の予備校は害悪なのか。以前の司法試験について、以前の予備校を考えていけば、害悪であるという結論が出てくる。ところが司法試験自体がすっかり様変わりをし、それに対し予備校というのはやはり営利産業ですから、その変化にいち早く対応し、それでも自分はまだまだ現在の予備校は対応しきれていないと思っっているんですが、大学よりは早く対応しております。ですからそこに對して大学側はやはり対応しきれていない。今の予備校は害悪なのか。この話をおそらく今の受験生に出したら、何のことですかって言う話になってしまふ。それくらい、何十年も時代遅れの話になってしまふ。基本書主義は放棄されたのか。これも一昔前の予備校なんですね。さきほど、新井先生ですかね、中津先生ですかがおっしゃられた、予備校のイメージは合格して四、五年目の人間が適当にちょこちょこっと何か自分がやったものを手を加えて参考書を作って、それをもとに講義していると。実は今の予備校関係で、そういうものをやったらず講座の人気は出ないんじゃないですか。で

すからこの基本書主義は放棄されたのかということに関しての資料があるように、一昔前の議論であって、もう現段階では何の意味もないものであろうと。そういう意味では、今回ようやくそういうことに中央OBの先生方が、おそらく薄々気づかれてこういう場を企画されたんだと思いますので、自分としてはやっとな中央にも明かりが見えてきたなど。そういう意味では今日は非常に嬉しく感じられます。

阿部 私達が見ている限りでは、何々予備校、何々予備校というよりも、予備校の中のコース、このコースの魅力についている部分というのが非常に大きくなっていて、その部分ではないかと思ひます。それから予備校のデメリットですね。私どもの方で考えた予備校のデメリットを一応挙げておきますと、さきほど出ましたとおり、お金が非常に高いんです。受験生、さっきも合格者からの意見というのもありましたけれど、受験生の不安をおおる、あおりがちというのもありまして、ありとあらゆる講座を設ける。ありとあらゆる講座の中で受験生が今欲しそうなものを敏感に察知するんです。

それを講座を設けてを実施する。とにかく大学の授業料だけでも大変なのに、予備校代もいろいろ払わなきゃいけない。それがデメリットだなということ。

永山 予備校は、受験生のためになって、受験生にいい評判を与えられる講座と、それとは別個にお金儲けが出来る講座と、二本立てで考えています。受験生にいい評判が出て、いい評価を得られる講座に関して、赤字覚悟でもやります。その一方で、その分を取り返すような自分から見ると、とてもそんな講座は引き受けられません。そんないい加減なコンセプトの講座は、私はやれませんと、そういうものもあります。その中には、受験生の不安だけをやらあおる。不安だから受けてしまふ、お金を払ってしまうという講座もあることは事実です。

阿部 はい。
新井 例えば大学の先生から、学生が予備校に通うには、ある程度基礎的な力をつけてからで、そのうえに予備校の授業を受ければ、有用だと、そういうふうなお話を聞いたことがあるんですが、今日のお話を伺うと全く違います。基礎的な最初のところ

で予備校は有用だと三人の方はおっしゃる。それで勉強の意欲がわいたり、わかったというお話ですが、そのへんのギャップはかなりありますね。それも含めて我々が学生から相談を受けたりする。私も司法演習の講師をやっている、相談を受けたりするんですが、予備校の実態を知らな過ぎましたね。今の永山先生のお話も、私がさっき一般的にこんな見方をしているという話をしましたが、それが全然違います。そのへんを大学の先生も含めて、司法演習の講師も予備校の実態と利用方法を、少しまとめてPRをしないといけませんね。予備校が害悪だという先入観あって、我々は実態を知らな過ぎますね。そのへんをひとつ工夫をしてやってみることが必要なんじゃないですかね。誤解に基づくというか、正確に実情を認識しないで、予備校はどうだこうだと批判をしている。反省すべきですね。

阿部 それでは三つめの論点として、大学の授業は司法試験合格に役立っているのだろうかというのですね。これは須賀さんの方から説明していただきたいのです。

須賀 法職各種講座受講者統計により

と、基礎講座は、民法、憲法、刑法と、こういう順で受講していきます。一年目は民法を受ける訳ですね。そしてその人達が次の年に憲法を受けることになっているんです。一番わかりやすい例でいきますと、一九九七年の民法、これは一年生の最初に受ける訳ですが、この受講人数が五五一人申し込んで受けている訳ですね。この民法を受けていた人は次の年の憲法を受けますが一九九八年一〇六人。大学の法職講座の受講生がこれだけに減ってしまうという状況になってきている訳です。

阿部 それで論点の方に戻りたいんですけども、大学の関係者の方はある程度力をつけてから、基礎体力という表現を使ってみました。基礎体力をつけてから予備校に行く方がいいということをおっしゃったと思うんです。ところが、今までの話で言うと、まず導入の部分で、吉野さんは初めの一年間で必要なことをすべて教えていただけんだという主旨のご説明がありました。一番基礎的な部分を教えていただけただということを言っていました。そこで基礎講座の激減ですね。基礎講座は一年生が、四月

から始めるものなんです。その人数の激減を見てもわかるとおり、どうも導入教育の部分では大学の授業は正直言って役に立っていないのではないかとというのが、データから見るとわかります。しかし、小林さんも吉野さんもおっしゃっていましたけど、役に立っている授業ももちろんあるんです。そこで大学の授業が司法試験に役立っているのかという論点をまとめると、高橋さんの話を引き合いに出しますと、高橋さんの話に大学の利用という言葉は一言も出なかったんですが、どうですか。

高橋 大学の授業は一つだけ真面目に受講した講座があって、それは五年生の四月から半年だったんですけども、その前の年に一応論文受けたんです。

阿部 それでちょっとまとめさせていただいて、どうも私が司法試験受験相談員としてお手伝いさせていただいて、実感するのは、どうも従来法職講座の基礎講座をはじめ大学法職講座というのは一方的な情報の伝達において、わからないのはお前が悪いって言う、予習して来い。教える側が教え方を問われるということは、かつてなかった

んです。ところが予備校の方は教え方が悪ければ、その講師は排除される。とにかくわかりやすく、いかに相手にわかったか。自分にも出来るか。成果があったと思わせるかということに関して精通している。そこで、大学の授業が実際司法試験の合格に役立ってかということが大きな問題なんです。現段階だと教える方に受験に役立たせようという意識はあまりないのではないかと。そういうふうな感想を持っています。

永山 一昔前は確かに予備校の講義を受ける前にはきちんと勉強しなければいけないという時代があったんですね。ところが予備校の方は先にそれに気づいて、それでは駄目だよと。じゃ大学と比較した時に、要するに商売ですから、隙間、隙間を狙ってくる訳です。予備校は、そうすると隙間はどこかというので入門講座というところに目をつけたんですね。その結果、現在、大学の授業はわからないという質問に対しては予備校の入門講座を聞いて一通りやってから受ければわかりますよと。逆に現在は、逆転してしまって、大学の講義を受けるには予備校の入門講座が必要であるというよ

うなレベルになってしまっている。予備校は当然商売ですから、聞きに来た人によかったと言ってももらえるものを提供しなければいけない。それに対して大学は一つのもの、一定の水準のものさえ提供していけばいい。それがいつしか、お前たちがあとと努力しろよと、この授業はわかるようになるのは。ただ自分は正直に個人の意見としては、入門講座がこんなに繁栄することっていいのはいいことなのかなっていうのはあります。本当にやっぱりそこが各人が努力をして悩んで苦しんで乗り越えていくのではないかなという個人的な意見は持っていますが、現段階でそういう人達がどんどん短期間で合格をしていく。それに対してやっぱり大学側は普通りのことをやっている結果、今や逆転してしまっただんじやないかなと思います。

阿部 はい。それでは論点4ですけど中大の司法試験受験生自体が減少している。これについて須賀さんの方からデータを。須賀 はい。今度は視点を変えまして、中央大学を取り巻く現状ということで、実際中央大学が苦戦を強いられていることにつ

いて詳しくお話したいと思います。資料の表2というところをご覧いただきたいのですが、全司法試験の出願者に対する大卒の出願者の割合の推移ですね。昭和六二年から今年の平成一〇年まで出しています。昭和六二年を見ただくとわかるんですが、全司法試験の出願者に対して中大の出願者というのは二〇パーセントいた訳です。他の大学は見ての通りなんです。中大がかなりの大部分を占めていた。それに比べて、平成一〇年まで来ると、中大が一三パーセントぐらいまで落ちていると。その推移を見ていただければわかるんですが、一九パーセント、一八パーセントというふうになって、だんだん、だんだんと減っていく。それに比べて他の大学がどうかと言いますと、早稲田大学を見てみれば、一二パーセントから一三パーセント、微増しています。他の大学も微増か、あるいはほぼ同じというように、司法試験を目指す人の大学ごとの違いがくっきり表れている。それが数になって表れているということがわかれると思います。表2をグラフ化したものが下にありますから、中大だ

けがどんどん、どんどん出願者の割合を減らしている。当然最終合格者もそれにもなって減ってきています。他の大学は微増か、あるいは最低でも維持というような状態です。

阿部 そのように割合がとにかく中大自体減っていつている。

永山 中央大学の人はどうして受からなくなってしまうたんだろう。要するにその原因がわからないということ、もたもたしている。それに対して試験が変わったんだという意識がないですね。特筆すべきはやっぱり慶応だと思うんですが、なぜ慶応はこんなに増えたのか。これは全体が増える中での割合の増え方ですから、異様な伸びをしているんですね、慶応は。やっぱり慶応関係者に聞いてみると、出てくるのが、今までの司法試験はひたすら努力をし、自分を自己犠牲をし、受けて受かる試験だったから、馬鹿馬鹿しかったと。ところが最近試験が変わってきた。変わってきた結果、好きなことをやりつつ勉強も一生懸命やって受かるような試験に変わってきたと。そう変わってくれば、やらない手はない。と

いう、要するに試験が変わってきたんであれば、やらない手はないという意識で、どんどん、どんどん受験生が増えているんですね。僕は中央だけが、受からない、受からない、受からないという。試験が変わったということに、正面から向き合えずにいる結果、逆に受からないのであればやめようかと。実際あるOBの方向人かの方とお話した時に、うちの息子司法試験をやらせたいので、中央ではなく他の大学に行かせたというんです。なぜですかと言うと、中央にいたら受かるかどうかわからないからと。

萬羽 ちよつと質問があるんですけど、慶応大学で司法試験が変わったということ、をいち早く察知して、そして学生にそういう情報を伝えてる人がいるんですか。

永山 慶応でもっと司法試験合格者伸ばしたいんだという熱意を持って、大学側といろいろ交渉をし、あとそれまでの慶応にも司法研ってあったんですが、その改革にも手をつけた個人なのかグループなのか知りませんが、そういう方がいたという話を聞いています。その方々が、とにかくたまた

ま時期が試験が変わる時期と重なった結果、そういうことに大学がのりやすかったという話は聞いております。

阿部 試験が変わる時期ということがありましたので、論点5・6に移ります。5番目の論点ですが、択一試験でなぜ中央大学は第一位の座から滑り落ちたのか。一昔前は中央大学は択一が一番だったんです。ところが、ある時期から早稲田大学東京大学にどんどん、どんどん水をあけられていく。あるいは平成六年、これは中大ショック、平成八年中大ショックですけど、あの時は論文試験自体が第五位になった。ここ十年間あとでデータを見ればわかるとおり、中大が東大に論文試験で勝ったということはないんですけども、この十年間の間にどんどん、どんどん雪だるまが坂道を転げ落ちるかのよう論文試験でも低下している。そういうところをちよつと次に論点として挙げたいんですけども。

須賀 資料の司法試験出願者数、合格者数主要大学別推移一覧とありますが、これで推移を確認いたしますと、特に中大と早稲田大学と東京大学を見ていただきたいと思

いますが、まず平成元年、中央大学の論文試験ですね。七五人に減っています。それに比して早稲田大学は九四人に増えています。その後平成四年には再び大きく水をあけられて以来その状態がずっと続いていきます。それから次に短答式試験なんですが、これも平成四年ですけど、中大七二八、早稲田が七九五でここを境に逆転現象が起きているということがわかります。それからその次の平成五年になりますと、早稲田大学だけでなく東京大学にも択一試験で逆転されています。この平成四年、平成五年からは択一試験に関しては早大、東大に差を広げられ続けているということがわかります。す。

阿部 今までの話に符合するとは思いますが、この原因ですね。永山先生の方から、いろいろあると思うので。

永山 僕は年齢はかなり上で、大学時代司法試験をやるっていうあれはなくて、学校の先生になるか塾の先生になることしか考えてなかったんで、卒業してから友達に誘われて初めて受けたのです。それまでもいわゆる記念受験というのではありません。初

めて本気で受けようと思って受けたのが昭和六〇年で、結局そのあたりから択一試験の新傾向問題というのが導入されてきました。要するに今までの知識問題ではベテランが受かってしまう。それをなくすためにどうしたらいいか。知識を使わない、知識がなくてもこの場で考えれば解ける問題。それがいわゆる新傾向問題ですね。それが六〇年から導入されて、憲法を中心に導入されていって、それでそのあたりから実は法務省の方はいろいろと、コンピューターまで使ってるという話なんです。合格者の分析を始めた。六〇年、六一年、六二年、憲法を中心に試してみた。その成果があった。それを民法、刑法にも導入した。年度までは忘れたんですが、確かそのあたりで法務省が異例のことなんです。合格発表のあとに各大学、予備校に出す文章の中で、今後、勉強を始めて三年以内の者が受かるような試験にしていきたい、基本書だけを読めば受かる試験にしていきたい。今までそういったことを発表しなかった法務省が異例のことで発表したんでね。そのあたりから明らかに試験はどんどん、どん

どん、知識がなくても、いわゆる基本的な知識はなきゃいけないんですが、さきほど四人が言っていた入門講座に代表されるような基本的な知識さえあれば、あとは現場で一先懸命考えれば解ける問題。択一では新傾向問題、それがまた論文にも同じようなかたちで出てきています。それがどんどん、どんどん導入されている。ところがその変化にまったく対応出来なかったのが中央大学。逆になぜ東大がこんなに伸びたかというのは、そのいわゆる新傾向問題と言っても、何のデータもなしに導入出来るはずはないですから、自分が確認は取れていないんですが自分が想像しているのは、おそらくその時使われたのは、共通一次試験、センター試験のノウハウだと思います。心理学の試験委員に元共通一次センターの所長が入った時期がありました。そのあたりから新傾向問題というのは一段と多くなった時期がありました。おそらくセンター試験、共通一次試験のノウハウが導入されたものだ。最近に至っては国家一種試験のノウハウですね、こういったものもどんどん、どんどん導入されてきています。そ

ここで考える時に、センター試験、共通一次

試験に強く、国家一種試験に強い大学はどこなんだと。東大であり早稲田なんですね。ですから当然そういうふうには試験が変わっていかば、結果は見えていたんだと思います。ですから法務省にすると、この結果は予想通り、狙い通りの結果であるという判断だと思います。論文に関しては問題自体は大きくは変えられないので、採点の方をずいぶん変えたという話を聞いております。以前は論点をたくさん書けばそれだけ高得点になるという採点方式だったのを、徐々に徐々に変えていって、現在は論理がきちっと示せる答案に高得点を付けると。

逆に論点、知識ばかりガッツと寄せ集めて論理がはつきりしない答案はあまり高得点は付けません。さっきの択一と同じなんですけど、論理をきちんと示せる大学、どこの大学生が一番論理をきちんと示せるのかと言えば、やはりそういったことに強いのは東大である。ですからたまたま東大がこんなに伸びたんではなくて、それは向こうが意図して狙った行為の結果が現在現れているということなんだろうと思ってい

ます。

阿部 平成八年の東京大学は一九一人論文に合格して、中央大学五二人しか受からなかった。十年近く前にはこんなに差はなかったところが、たったこれだけの期間の間に四倍差をつけられたと。これはちょっとおおよそ考えられないことなんです。そのようなことからこの論点5・6に関しては、一つの分析として聞いていただければというふうに思っております。

永山 昔なかったものが突然出来たんではなくて、比重が変えられたんだろうというふうに自分は考えてます。ですから択一でもいまだに知識問題は出ています。論文でも勉強やってなきや解けない問題も出てますけども、そのへんが少しずつ変わっています。ですから一見すると以前、昔受かった方が見てもそんなに変わっているようには見えない。

阿部 論点7、学研連その他の研究団体はなぜ衰退してきたのか。数字の上で入室試験希望者が激減したということと、それから本年度の択一試験の成績がどういうことを物語っているかということ、須賀さん

の方から説明してください。

須賀 九八年度の学研連入室希望者数は二七八名。これは正確な数じゃない部分もあるんですが、とにかく九八年度は学研連入室希望者が激減したということが言われている。他の年度との比較がないのでわかりにくいかもしれませんが、かなり減っているということが明らかです。学研連択一合格者数は一二七名。うち現役合格者が一名で、また定席保有者というのは、学研連の合格者の中で、どれだけの人が多摩校舎の研究室の中に現在定席を持っているかということなんですけど、四二名とはっきり言っただけでかなり低い数字になっているということがわかるかと思えます。

阿部 択一合格者数自体は学研連一二七名なんですけど、実際に多摩の研究室の中で勉強しているかと言うと、そうではないわけで、その一方で現在主体はどこに移りつつあるのかと言うと、私もお手伝いさせていただけですが、法職駿河台研究室、あるいは法職多摩研究室であります。多摩研究室が顕著なんですけども、一九九六年は四八人の室員のうち四人しか択一に受か

らなかったんですが、この二年間の間に一九九七年に十一人、一九九八年度は十七人というかたちで、合格者をほとんど倍近くずつ増やしています。駿河台研究室に関しては、これはアベレージなんですけれども、だいたい七十人：六十人から七十人ぐらいの枠の中で択一合格者を出しています。論文試験に関しても同じような、このような比率で出てきています。ですから現在主力は法職の研究室の方に今移っている。今回来ていただいた四人の合格者のうち三人の方は、さきほど来話が出ていましたように駿河台研究室の方に所属している。この前学研連の委員会の方で学研連室員達との意見交換というのをした訳なんですけど、その中で今在室員達の困っていることは実力のある先輩、いわば択一合格レベル、あるいは論文に合格するレベルの先輩達が研究室からいなくなって、駿河台研究室あるいは多摩研究室の方にも移っちゃっている。法職研究室の方に移っちゃっている。そのような主旨の言葉が相次いで、最近学研連の駿河台研究室というものを作りましたので、昨年度より、そちらの方にもとにか

く先輩が行って、今多摩の研究室自体が空洞化を起こしているということも言われています。この点に関して率直なところを学研連に在籍していた方、あるいはそうでなかった修習生に思うところを言っていただければと。

吉野 データにもありますように、もう大半が塾に通いだしたと。そして塾は合理的な勉強方法、受験に合った勉強方法を提供してくれる。その中で研究室はどうかって言うと、昔ながらの、はい本を読みなさいと。一人でずっと読みなさいと。たまにゼミをやってあげるよと。どうしても効率の悪い勉強方法を取っている。しかも環境が非常に悪い。

阿部 小林さん。

小林 僕もまさにそんな感じですよ。研究室の中では確かにゼミをしているところもあるんですけど、ほとんどの室員が各自予備校で勉強しています。まず基礎的なところは予備校に行つて。学研連研究室自体はもう本当に図書館の代わりというような意味しかなかったんじゃないかなというふうに思っております。ただ図書館の代わりにと

言いますけど、吉野さんおっしゃったように図書館ではクーラー効いているのに何でわざわざ暑い学研連にいなきゃならないのか。ほとんど野放し状態で席だけあげるから勉強しろというかたちでやっているという中では、学研連の方にも足が遠のいてしまう。そういうような状態では、やっぱり若い大学生っていうのはなかなか集まりにくいんじゃないか。さらに言うと、教えるプロのいる予備校に対し手作りのゼミをやる学研連は、若い人には、どうしても見劣りがしてしまうでしょう。また択一合格レベルになりますと、学研連の中ではもう同じように切磋琢磨するほどの仲間というのは少なくなるんですね。予備校の自習室で勉強しているという人がむしろ僕の場合には多かったです。

阿部 それでは高橋さんと中野さん。

高橋 二点だけ学研連に行かなかった理由なんですけど、一点目は予備校が、合格者七五〇人中うちの予備校使ったのは六〇〇何十人ですと言われれば、それが大きい。学研連でうちの十七人がゼミにいて、そのうち八人通りましたと言えば、それはもう

すごい。やっぱりそういうったアピールがなかった。魅力がなかった。もう一点は、誰が指導してくれるかと言うと、要するに上の人なんですけど、要するに上の人がこういうふうに勉強すればいいんじゃないとたぶん言うと思うんですけども。受かった修習生と合格した人が来てくれて教えてくれれば、やっぱりそれは少しは受かるのかなというのが言えると思うんですけども。

阿部 中野さん。

中野 一言で言えば性に合わなかったからと言えますが、実際はどうだったのかは入っていないで知りませんが、学校に来て学研連の部屋の中に閉じこもって勉強していても、合格できそうなそうもなかったというのがあります。もう一点は、メリットがどうも外から見てて匂ってこなかったんですね。何がいいのかと言われると、すごくいっぱい情報だとか来てる訳でもありませんし、毎日合格の人達の話が聞けるわけでもないし。

阿部 それでは論点8について。

永山 それに関して実は自分が一番言いたかったのは、もし本当に中央大学と他大学、

例えば東大と早稲田の間に差があるなら、法職駿河台研究室、多摩研究室の合格者も減っているはずなんです。ところが今中央、どういうことが起きてるかと言うと、従来からあった学研連の合格者はほとんど減っている。駿河台研究室が出来たのは昭和何年、平成元年だけ。一九八八年。ちょうど試験が変わってきた頃に出来た研究室なんです。多摩研究室もそのあとです。

その二つは試験が変わってきた頃に出来た研究室だから、いち早く対応が出来ているんだと思います。実際自分も駿河台研究室に入った時に割と周りの人間、合格者が当たり前のように、最近試験が変わってきているからという言葉を使っていたよ。だから、実際中央大学の受験者その他の優良大学の受験生との差を個々の見たら、差はないと。ところが中央の場合に駿河台研究室、多摩研究室は除いて、それ以外の受験生はどうしても昔の感覚で試験を頑張れば受かるんだと。ところが東大、早稲田、慶応っていうのは、試験が変わって来て、それに合わせれば受かるというふうなことを。これは研修所の中でもずいぶ

んいろいろ聞いたんですが、当たり前のように。そのへんの感覚の差。それが中央の中でも今出てきているんじゃないか。ですから中央自体に何か根本的に問題があるなら、駿河台研究室、多摩研究室だけ伸びているということが説明出来ない。何か試験に対する対応の違いではないかなというふうに感じます。

阿部 はい。ありがとうございました。

萬羽 最後に、以前と現在を比べて、そういう学生の全般的なレベルというのは、我々は相当低下しているんじゃないかと思ってるのですが、資質という面ではあまり変化がないと考えていますか。

永山 多少はあるのかもしれませんが、少なくとも司法試験に受かる合格レベル自体が変わってきていますので、そのために合格者が減っている。

阿部 それでは、一通り論点を終わりましたので、最後に今回の座談会のテーマの中大OBの方々は中大受験生のために何をすべきなのか。とにかく問題が色々できて、いろんな問題がありますね。まとめという形で最後に萬羽先生にしまして頂きたいと思

います。

萬羽 本日は、修習生の皆さん方、永山先生に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。我々が認識していなかったことが色々出てきたように思います。

私の司法試験に対する考えも本日の皆さんのお話を聞きまして大きく変わりました。我々が受験していた中大の黄金時代には、司法試験の指導機関は中大学研連のみと言ってよい状態であり、従って、学研連の各研究室の答案練習会には中大生はもちろん他大学からも多数の参加者があり、そこでの成績で本試験の合否が判定できるほどの權威があったものであります。

研究室員は答練のスケジュールに合わせて、全員一斉に同一科目を勉強しているので、そこから活発な議論が可能となっていたものであります。それが、答練もなくなり、各自がてんでんばらばらに勉強しているのでは図書館で勉強しているのと同じであり、研究室の存在理由はなくなってしまうのは当然でしょう。

中大の今日の惨状は、原因は色々であるでしょうが、要は、学研連の指導力が衰退

し、予備校に取って代わられたことにあると言えるのではないのでしょうか。

従って、中大が再び栄光の座を獲得する為には、持てる力を総合して、予備校に負けない指導体制を確立する以外に方法は無いものと思います。その為には先ず、司法試験の現状を正しく認識しなくてはならないということもよく分かりました。中大法曹会は、今後この方向を目指して強力にバックアップして行くことが大切と思います。

1. について

資料1: 法職講座および予備校にかかる費用について

中大法職講座	Wセミナー	辰巳	LEC	伊藤塾	
基礎講座(6科目)	118,400	324,000	513,200	308,000	344,000
多摩答練Ⅰ(憲民刑)	30,000	?	10万円程度	93,000	62,000
多摩答練Ⅱ(商訴)	18,000	?		36,000	
択一答練		86,200	98,000	108,300	?
論文答練	35,000	151,800	74,300	131,000	342,500
合計	201,400	888,000	825,900	840,000	888,000
多摩研究室(1年間)	12,000				
駿河台研究室(〃)	60,000				
ゼミ(有料・無料)					

注1) 中大法職講座を中心に各講座をあてはめてみましたが、予備校により講座の差異があるため、厳密な比較ではありません。

注2) 予備校では講座がバックになっている事が多く、講座ごとの単価は明確でないものがあります。

資料2: 予備校の利用状況(駿河台研究室・人)

予備校利用経験有り	利用なし	無記入	総数
138	14	18	170

資料3: 予備校等の利用についての意見(中大法学部「司法試験合格者アンケート」より抜粋)

- 答練模試は必要
- 全体像をつかむのによい
- 最初から基本書を読んでも意味が分からず効率が悪い
- 全く受講しないのは難しい
- 司法試験も情報戦であるから
- 他人と競争することで実力をのばせるから

- 目的意識を持つことが必要
- 間違ったことを教えることも多く、ずっとべったり勉強するのは危険
- 法職・予備校も使い次第
- 受験機関は金儲けのために受験生の不安をあおりがちになるとわりきって考えておくべき

2. について

資料4: 予備校のテキストの利用状況(駿河台研究室・人)

基本書	予備校テキスト使用中	無記入	総数
142	24	4	170

4. について

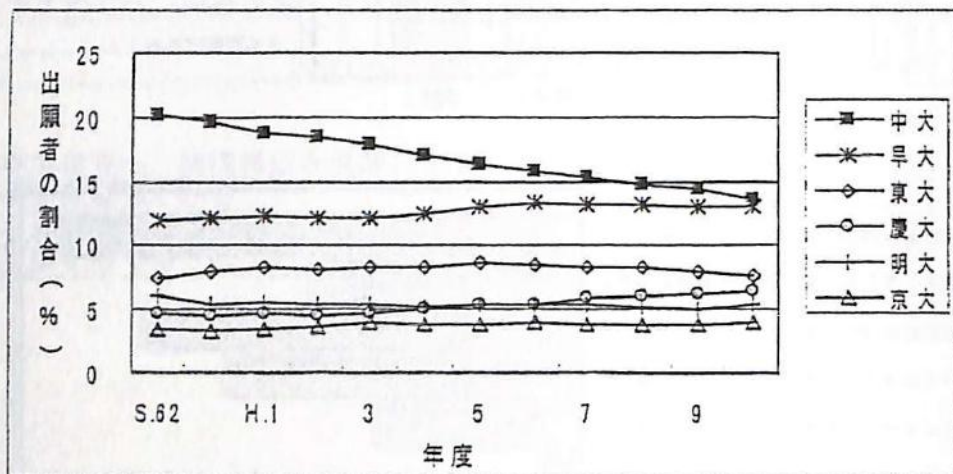
表1：H.10年度の択一試験合格者増加数

	H.10増加者数	H.10合格者数	H.9合格者数
中央大	12	738	726
早稲田大	97	1,054	957
東京大	61	936	875
慶応大	9	490	481
明治大	29	233	204
京都大	41	427	386

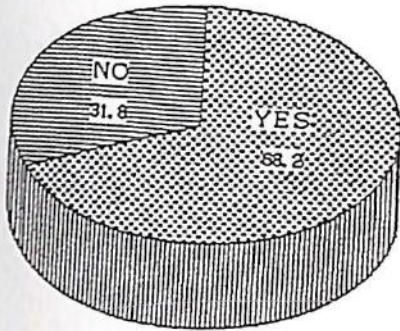
表2：全出願者に対する、大学別出願者数の割合の推移（%）

	中大	早大	東大	慶大	明大	京大
S.62	20.06	12.04	7.49	4.76	6.14	3.44
63	19.58	12.15	8.05	4.56	5.45	3.26
H.1	18.81	12.29	8.31	4.60	5.55	3.41
2	18.44	12.20	8.18	4.53	5.33	3.69
3	17.84	12.17	8.28	4.64	5.32	3.91
4	17.03	12.52	8.37	4.95	5.28	3.81
5	16.27	12.95	8.65	5.30	5.32	3.79
6	15.83	13.36	8.45	5.43	5.38	3.96
7	15.27	13.20	8.26	5.86	5.40	3.90
8	14.77	13.17	8.29	6.08	5.28	3.85
9	14.38	13.02	8.05	6.29	5.11	3.86
H.10	13.61	13.09	7.70	6.36	5.42	3.96

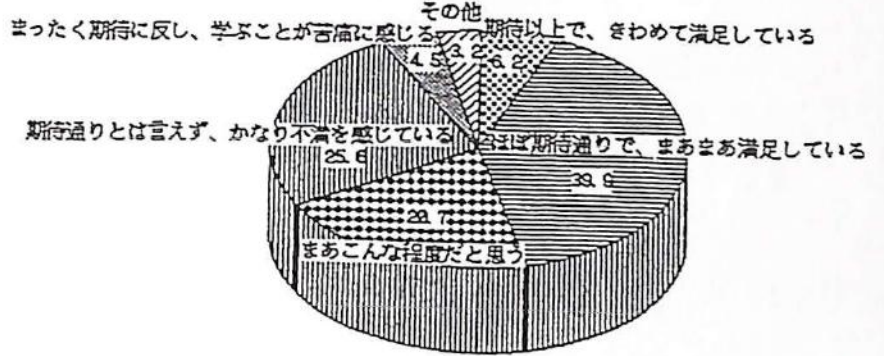
グラフ1：表2をグラフ化したもの



1. 法学志望ですか？

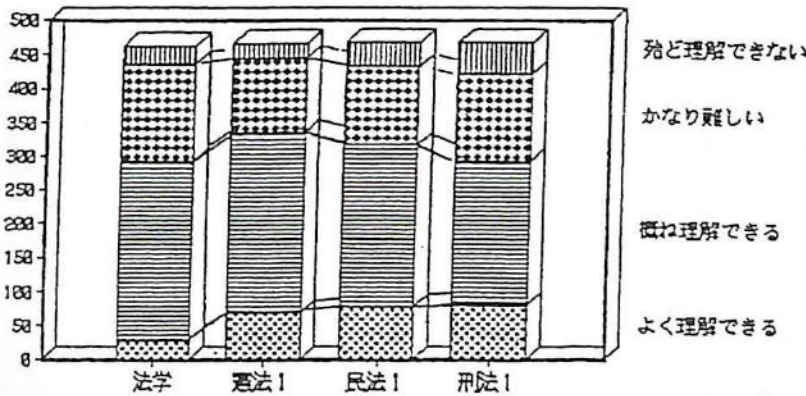


2. 中大の法学教育の印象は？

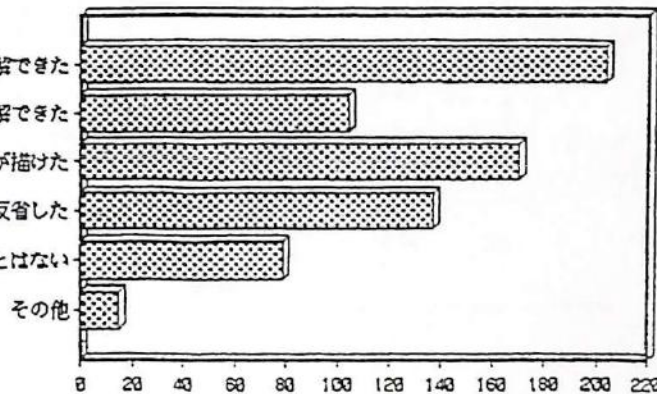


解できる	かなり難しい	殆ど理解できない	無回答
265	143	27	6
267	110	21	3
240	116	35	1
213	129	46	1

講義の理解度について？



裁判官、検察官、弁護士の仕事がよく理解できた
 法を運用することの難しさがよく理解できた
 法曹の使命について具体的なイメージが描けた
 法曹についてのイメージが安易だったと反省した
 特にイメージが変わったということはない



7 法曹へのイメージについて

3. について

◆◆「法曹論」受講学生へのアンケート結果◆◆

1995.7.15 実施

469人回答

I 属性について

(1) 法曹志望ですか？

YES	317
NO	148
無回答	4

(2) 中大の法学教育に対する印象は？

期待以上で、きわめて満足している	29
ほぼ期待取りで、まあまあ満足している	187
まあこんな程度だと思う	97
期待通りとは言えず、かなり不満を感じている	120
まったく期待に反し、学ぶことが苦痛に感じる	21
その他	15

(3) ~ (6) 講義の理解度について？

	よく理解できる	概ね理
法学	28	
憲法1	68	
民法1	77	
刑法1	80	

(7) 「法曹論」を受講して、「法曹」へのイメージは変わりましたか？

裁判官、検察官、弁護士の仕事がよく理解できた	203
法を運用することの難しさがよく理解できた	104
法曹の使命について具体的イメージが描けた	170
法曹についてのイメージが安易だったと反省した	137
特にイメージが変わったということはない	79
その他	15

(11) 実務法曹志望者へ、司法演習を受講しますか？

する	318
しない	30

(12) 実務法曹志望者へ、法職講座を受講しますか？

現在受講している	220
今後受講するつもりである	85
受講するつもりはない	42

者数主要大学別推移一覽

平成10年5月29日
法職事務室

東京大学	順位	京都大学	順位	一橋大学	その他	合計
1,873(944)		758(342)		362(153)	10,564(2,003)	23,269(5,267)
762(320)		302(138)		113(36)	1,294(106)	4,296(769)
111(43)		52(24)		20(5)	155(5)	535(85)
107(43)	4	52(24)	6	17(5)	150(6)	512(85)
1,923(968)		788(385)		337(136)	10,544(2,069)	23,135(5,302)
636(216)		266(123)		107(27)	1,253(76)	4,020(551)
122(37)		42(15)		15(1)	122(4)	523(61)
109(31)	4	43(15)	8	15(1)	119(4)	506(56)
1,868(925)		842(446)		372(159)	10,509(2,010)	22,839(5,301)
605(240)		266(130)		93(26)	1,198(95)	3,814(629)
98(43)		50(31)		18(7)	144(6)	506(97)
99(44)	4	50(31)	6	19(7)	140(4)	499(96)
1,867(870)		882(477)		383(159)	10,403(1,889)	22,550(5,016)
655(252)		280(141)		116(23)	1,515(102)	4,576(658)
135(52)		63(31)		15(3)	171(13)	616(108)
133(51)	4	60(29)	7	15(3)	170(14)	605(105)
1,958(910)		892(471)		427(161)	10,809(1,877)	23,391(5,090)
704(272)		298(152)		135(29)	1,472(127)	4,603(761)
125(55)		53(30)		28(4)	150(11)	634(115)
126(56)	4	52(29)	6	27(4)	148(10)	630(114)
1,800(715)		789(373)		395(136)	9,540(1,327)	20,818(3,692)
695(240)		275(123)		130(26)	1,510(104)	4,557(631)
145(57)		48(27)		26(4)	223(11)	759(112)
137(54)	5	41(24)	6	25(4)	207(11)	712(106)
1,901(707)		891(390)		453(177)	10,246(1,461)	22,484(4,124)
750(257)		325(147)		162(32)	1,615(107)	4,941(715)
161(63)		64(31)		36(3)	204(16)	759(134)
161(60)	4	66(31)	6	32(3)	197(16)	740(133)
2,018(727)		952(400)		488(177)	11,263(1,646)	24,423(4,447)
736(249)	5	341(152)	7	140(32)	1,580(151)	4,854(790)
174()	4	78()	8	20()	198()	753()
166()	4	74()	8	21()	197()	738()
2,106()		977()		533()	11,799()	25,391()
841()	5	371()	7	165()	1,723()	5,239()
191()	3	90()	6	35()	194()	768()
181()	3	86()	6	34()	182()	734()
2,177()		1,044()		552()	12,773()	27,038()
875()	5	386()	7	186()	1,866()	5,681()
202()	3	83()	6	34()	180()	763()
188()	3	86()	6	33()	182()	746()
2,348()		1,208()		596()	14,619()	30,507()
936()	5	427()	7	185()	2,077()	6,140()

5. について

司法試験出願者数・合格

年度	大学名 種別	順位	中央大学		早稲田大学		明治大学		慶応義塾大学	
			順位		順位		順位		順位	
63	出願者数		4,556 (692)		2,827 (682)		1,267 (208)		1,062 (243)	
	短答式		749 (31)		677 (102)		169 (10)		230 (26)	
	論文式		80 (1)		75 (6)		15 (0)		27 (1)	
	最終	2	76 (0)	3	67 (6)	7	15 (0)	5	28 (1)	1
平成 1	出願者数		4,351 (601)		2,843 (658)		1,284 (244)		1,065 (241)	
	短答式		701 (20)		668 (70)		163 (6)		226 (13)	
	論文式		75 (0)		94 (4)		17 (0)		36 (0)	
	最終	3	74 (1)	2	95 (4)	7	16 (0)	5	35 (0)	1
2	出願者数		4,211 (617)		2,786 (683)		1,217 (226)		1,034 (235)	
	短答式		671 (25)		585 (78)		159 (8)		237 (27)	
	論文式		73 (1)		70 (7)		13 (0)		40 (2)	
	最終	3	69 (1)	2	70 (7)	7	14 (0)	5	38 (2)	1
3	出願者数		4,024 (574)		2,744 (603)		1,200 (220)		1,047 (224)	
	短答式		786 (30)		766 (80)		196 (5)		262 (25)	
	論文式		84 (2)		83 (4)		26 (0)		39 (3)	
	最終	3	81 (2)	2	83 (4)	6	25 (0)	5	38 (2)	1
4	出願者数		3,983 (558)		2,929 (635)		1,235 (202)		1,158 (276)	
	短答式		728 (46)		795 (88)		176 (6)		295 (41)	
	論文式		98 (2)		118 (5)		17 (0)		45 (8)	
	最終	3	100 (2)	2	112 (5)	7	19 (0)	5	46 (8)	1
5	出願者数		3,387 (344)		2,695 (451)		1,108 (137)		1,104 (209)	
	短答式		660 (28)		774 (73)		209 (7)		304 (30)	
	論文式		94 (3)		138 (7)		22 (0)		63 (3)	
	最終	3	91 (3)	2	135 (7)	7	21 (0)	4	55 (3)	1
6	出願者数		3,559 (438)		3,003 (538)		1,210 (159)		1,221 (254)	
	短答式		717 (45)		820 (72)		218 (6)		334 (49)	
	論文式		95 (3)		128 (9)		19 (0)		52 (9)	
	最終	3	88 (6)	2	121 (8)	8	20 (0)	5	55 (9)	1
7	出願者数		3,729 (484)		3,224 (537)		1,318 (162)		1,431 (314)	
	短答式	3	683 (49)	1	834 (95)	6	194 (6)	4	346 (56)	2
	論文式	3	91 (5)	2	101 ()	6	29 ()	5	62 ()	1
	最終	3	87 (5)	2	104 ()	6	28 ()	5	61 ()	1
8	出願者数		3,749 ()		3,343 ()		1,341 ()		1,543 ()	
	短答式	3	672 (42)	1	856 ()	6	200 ()	4	411 ()	2
	論文式	5	52 (5)	2	115 ()	9	17 ()	4	74 ()	1
	最終	5	57 (4)	2	108 ()	10	15 ()	4	71 ()	1
9	出願者数		3,889 ()		3,520 ()		1,382 ()		1,701 ()	
	短答式	3	726 (58)	1	957 ()	6	204 ()	4	481 ()	2
	論文式	4	78 (8)	2	101 ()	7	14 ()	5	71 ()	1
	最終	4	76 (7)	2	99 ()	7	15 ()	5	67 ()	1
10	出願者数		4,151 ()		3,993 ()		1,652 ()		1,940 ()	
	短答式	3	738 ()	1	1,054 ()	6	233 ()	4	490 ()	2

TABLE 1

Summary of the results of the analysis of variance

Source of Variation	D.F.		Mean Square	F	P
	Numerator	Denominator			
Replications	3	12	1.2	0.1	0.95
Treatments	1	12	1.5	0.1	0.95
Blocks	1	12	1.2	0.1	0.95
Residual	12	12	1.2		
Total	16	24			

平成10年度合格者に対する印鑑贈呈式

H10.12.4 於スクワール麹町





第二部 各地会員からのお便り

雑感（会員拡大と分会設立の意義）

機構改革実行特別委員会



委員長 村山芳朗

一、中大法曹第一七号発行のため、中央大学法曹会機構改革実行特別委員会（以下「特別委員会」と略称します。）委員長として一文を寄せよと萬羽編集委員長から命を受けたものの、既に委員会・幹事会・総会等の開催都度、特別委員会の活動報告を重ねておりますので改めて形式ばった報告文を書く気分になれませんので雑感を述べてお茶を濁させてもらうことにしました。

二、平成九年六月、田宮甫幹事長から「中大法曹幹事会において母校中大の司法試験合格者減少は止まるところを知らない。中大法曹がもっと母校法学部をバックアップし、往年の名声を取り戻そう。そのために中大OBたる判事・検事、弁護士が一丸となれるよう中大法曹の組織を全国的組織とする改革をするため中大法曹会機構改革検討特別委員会を設置することになった。ついては村山君委員長を引き受けてくれ。」と要請を受けました。

瀧澤國雄先生が幹事長時代に森田州右先生が事務局長、私も事務局次長の一員として、中大法曹の事務をお手伝いさせていただいたこともあって、森田先生に意見を求めました。森田先生は「かつて同じことを検討したことがある。が、総論賛成、各論反対が多く委員会発足まで進まなかった。大変困難な仕事だが誰かが苦勞しなければな

らない。やって駄目ならしょうがない。大変だということ承知で引き受けてみたら」とのご意見でした。

私もかねてから、中大法学部はこれじゃ駄目だ。なんとかしなくちゃという感じだけは持っておったし、折から少子化、一八才人口減少をにらんで国公立大学では新入学生数の削減や学部統合又は閉鎖まで検討し始めている。そして私立大学においては経営上の問題から生涯学習の高年令層をねらった新学部増を図り、大学全体の学生増をねらうなど検討が始められている等のニュースが耳に入り始めていたので、ことは「法科の中大」などという名譽的なことでなく、中大の存亡にもつながることと大げさに考えて検討委員会委員長を引き受けさせていただきました。

三、特別委員会は「中大法曹に原則として全国地方裁判所管内に一箇づつの分会を設ける」ことを是とすることを骨子とし、それに伴う中大法曹会則改正案等の検討結果を平成九年一月二七日付答申をして任を終えました。

そうしたら、同年一二月五日開催の中大法曹幹事会は検討委員会は発展的に中大法曹機構改革実行特別委員会とすると決議され、委員長以下全員留任とさせられてしまいました。

四、特別委員会では先ず、弁護士を中心とした分会の立ち上がりを得て、後に判・検事の参加をも求めることとし、全国の中大OBである弁護士に呼びかけをはじめました。

名古屋弁護士会の伊藤典男先生が非常に熱心であられ、平成十年三月には分会を結成されました。伊藤先生は昨年十一月十日突然病で亡くなられてしまいました。誠に残念でなりません。ご冥福をお祈りいたします。

次に広島分会が出来ました。広島分会は椎木タカ先生が、いろいろと下準備的作業をして下さって、馬淵顕先生が纏め役として立ち上がって下さいました。

続いて、札幌・横浜と分会立ち上がりをしていただいております。札幌の渡辺祐哉先生、横浜の本田敏幸先生には大変お世話になりました。

千葉・埼玉・茨城・群馬、京都等々全国の先生方に声をかけております。何れの先生も分会の必要性と母校中大をなんとかしなくては、取り分け法学部、司法試験合格者を増さなければいけないと云う思いは一緒です。各先生方のその熱心さは一時間、二時間とお話ししても尽きません。

五、それにもかかわらず分会立ち上がりがもう一つの勢いが無い。何故なのだろうか。いろいろの弁護士会毎に幾人か集まってもらい結成のお話をする、異口同音に

* 要は金集めのために全国的組織をねらっているのではないか

* 分会を作って、われわれが具体的に何をすればよいんだ。何をさせようと云うのか
という質問があります。

それは中大法曹として、何らかの活動をすればする程お金は必要になりました。が、只単にお金を集めるために分会を作るのではないのです。会員の年会費は金三千元としてありますので、これは会報（隔年）やニュース（年一回）の送料その他通信費そこそこの額です。そうではなく

分会結成は、より広く、より多数会員から中大をどうすべきか叡智を集めると共に全国各地のOBによって、如何に中大が優れるかの不断の広報活動に努めてもらい全国から優秀な学生が中大に入学してもらおうようにする。といった息の永い発想によるものなのです。

後者の質問は我が中央大学の法人経営・教学部門の情報がOBにもたらされていない結果であろうと思います。

或る弁護士は「弁護士はしょせん一匹狼だ。弁護士会は強制加入主義だから止む得んが、その他に群れる必要性は全くない。」と言い放っておりまして。中大法曹は弁護士業務・活動の助長を目的とする会ではないのです。中大OBとして会員相互の親睦をはかることを目的の一つの柱としますが、もう一つの柱は中央大学の興隆と司法の発展に寄与すること、この二つが中大法曹の組織された目的なのです。

六、もう一つ、必ず話題に上がるのは「中大は多摩に移転したのが間違いだ。せめて法学部の専門部位は駿河台に残すべきだった」という話です。過去をいくら論じて、悔やんでも何も生まれません。現状を良くみて、将来のため何をすべきか見出さねばならないのです。

かつて法科の中大と云われ、司法試験合格者を多数排出し、商学部が「法学部だけが中大じゃない！」と経理研究所などを設けて公認会計士・税理士合格者を多数生んだ。そして経済学部・理工学部・文学部とそれぞれが切磋琢磨し、立派な人材を社会に送り出しておりました。それに伴い努力型のいい学生が中大に集まって来たものと思えます。が、最近是他大学に比べて学生の質そのものが低下していると聞く、これは私の全くの一人よがりですが、かつての良い意味での「法学部だけが中大じゃない」の言葉が悪い意味でのそれに用いられ法学部いじめの大学運営が多摩移転の時期頃から強められて来た結果ではないかと思えます。

昭和五二年、中大多摩キャンパス竣工間近のころ学研連への部屋割り当てはないと云われて大騒ぎし、ようやく部屋は与えられたものの、机・椅子などはもちろん冷暖房設備から部屋の照明設備まで、各学研連所属研究室で負担させられたことを思い出します。

中央大学は、明治八年頃から法科の単科大学から総合大学化をめざし、経済学部・商学部・理工学部・文学の順に学部が生れそして最後に総合政策学部が出来ております。

私は、総合大学化を少しも反対するものではありませんが、ただ門戸を広げ図体だけ大きくすれば良いと云うものではないと思います。多くの企業でもそうであるように得意とする分野、特長部分・セールスポイントがあつてよいのではないのでしょうか。建学の志「質実剛健」をモットーとする実務家を司法界に多数送り出す法学部が中大の目玉商品であつてよいではないですか。否、そうあるべきと思います。

去る一月二六日田宮幹事長の肝入りで開かれた中大法曹執行部と委員長長の懇親会の席上において、中大の平成十

一年度予算案の中に司法試験受験学生指導資金的意味の予算が従来より約一億円程度増えているらしいとのニュースが得られ、そのとき、それではまだまだ足りないと思いました。けれども大学側もわれわれの声に少しは耳を傾けてくれたのではないかと喜んでおります。

七、兎に角、全国に分会を立ち上げて、その活動によって将来、全国の中大法曹会員の子弟をはじめとし、優秀な学生が中大法学部に集まるようになるために任期いっぱい分会結成のためにつくしてみようと思います。

会員のみなさん、そして全国におられる中大OBたる法曹のみなさん、いろいろな情報を私に寄せて下さいますか。

よろしくお願い申し上げます。



『私のさっぽろ』案内

札幌弁護士会

渡辺 裕哉

一 札幌 さっぽろ サッポロ

今年で五〇回を迎えたさっぽろ雪まつりの見物客数は二二〇万人を数え、北海道の冬の名物としてすっかり根付いている。近年は北大生の発案によるヨサコイソーランまつりが本家高知のよさこい音頭と張り合う行事に発展している。

梅雨のない札幌は初夏から秋にかけて学会や大会が多く開かれ、一般の観光客が宿泊するホテルを取れないこともこの時期には珍しくはない。日弁連の大会やシンポは数年毎に開かれているので中大法曹会の緒先輩にはおなじみの街としてススキノ界限に関しては地元の者より詳しい方も多いと思われる。

近ごろはテレビで食べ歩きを紹介する番組が多く、さっぽろラーメンやジンギスカン鍋も知られている。

このように札幌も全国的に名が売れて知られるようになったが、本州でタクシーに乗ると「一度は札幌に行ってみよう」と話す運転手の人に会うことも多く、津軽海峡が隔てることによる遠さを感じさせられる。

札幌市は他の道内各都市に比べて格段と人口が多く、一都市集中型都市である（平成一〇年度の人口は約一八〇

万人で道内第二の旭川市の約八倍)。御多分に漏れず近隣町村を合併してきた事が大きい。私の通った中学校の南数キロ先は豊平町だったし、高等学校の校庭の北隣りは新琴似町だった。

バブル経済の崩壊後日本の景気は低迷を続け、ようやく底を脱したかと言われはじめてきたが、北海道は未だその日差しも見えないようだ。北海道の経済を支えて来た北海道拓殖銀行が破綻して銀行は潰れないという神話が崩れ、その余波でバタバタと企業が倒産し未だ止まる事を知らない。このような中でようやく飛び立ったエア・ドゥ(AIR DO)と、J1復活を目指して岡田元日本サッカーチーム監督を監督として迎えた地元サッカーチームのコンサドーレサッポロは道民の夢と期待を担っている。

二 ふるさと「札幌」

私の生まれた昭和一七年(一九四二年)当時の人口は約二二万人であった。生家は街を南北に分ける大通公園の外れにあり、前札幌高等裁判所が斜め向かいにあった。戦後の一時期大通公園は畑にされて子供の遊び場がなくなり、高等裁判所とその向かいにあった前地方裁判所の庭は格好の遊び場であった。蝉を採ったり、木に登って鳥の卵を採ったり、芝生で角力を取ったり、蝉の幼虫を採るために土を掘り起こしたりしたが、時代のせいかあまり叱られた記憶がない。

時々裁判所庁舎に入り、廊下や段階を遊び場に使っていた。高等裁判所の二階に上がる段階に付けられたステンドグラスが珍しく、夕日に照らされて光る様子が子供心に恐ろしげで肝試しをしたりしていた。一度下駄を履いて法廷前の廊下を走り回った時にはさすがに叱られた。

当時裁判所付近には裁判官と書記官の官舎があり、生家の付近は弁護士の家が多いため弁護士部落といわれ、遊び仲間には裁判官や弁護士の子供が多かった。裁判所を遊び場としてあまり叱られなかったのはそのためかもしれない。

そのころ裁判所書記官をされていた方で私が弁護士になったころも居られた方々（中には弁護士になっていた方も居られた）からは「あのころ：していたね」等と言われて冷や汗ものだった。

それら庁舎は昭和四八年に現在の合同庁舎が建てられたため、高等裁判所は札幌市の資料館となり、地方裁判所は取り壊され札幌市の教育文化会館となっている。

小学校の内の三年間と中学校の三年間の計六年間は南方面の終点まで、高等学校の三年間は北方面の終点まで市電で通学した。現在はバスと地下鉄の整備により市電は一路線だけになっている。

当時から線路上の雪を跳ね飛ばすササラ電車はあったが、今ほど性能がよくなかったためか冬は度々雪のために電車が線路上で立ち往生し、後続電車に押しももらったり歩いて登校したこともあった。

平成八年一月の大雪には地下鉄以外の公共交通機関がストップし、雪の威力を見せつけた。この時には自衛隊が災害救助のために札幌市に派遣された。

今年は雪が多く、札幌市は除雪費用一二億円を追加する補正予算を組み、今冬の除雪費用は総額一三五億円にもなる。

雪は、札幌市の財政の大きな負担であるほか、交通障害や事故の原因にもなるが、スキー、スケートなどの雪国ならではの楽しみがある。五〇年前の雪像は高さ三メートルだったが、今では高さ一五メートル、幅二七メートルの巨大なものが作られて見るものを驚かす。雪の季節は春の暖かさを心から感じさせてくれる。

今札幌の郊外でドーム施設の工事が行われている。雪国にとってはドームにかける期待は大きいが維持費の負担が重くのしかかる。

かつて緑の多い街と言われた札幌も今では緑が少なくなってしまった。歌謡曲に数多く歌われた「恋の」街も、日本全国どこにでもあるようなムードのない街になりつつある。整然とした碁盤の目の街区は旧市内だけで、交通

渋滞の原因となっている。

札幌市の行政区域が拡大して熊の出没する地域もあるが、現在私の住む真駒内（かつては豊平町で牧場だった。その後米軍キャンプとなり、オリンピックのころから住宅地となった。今は弁護士の家が多く弁護士村と言われている。）では、時々キタキツネやエゾリスが道路を散歩したり庭に顔を出す。札幌の現状に不満を言いつつ、生まれ育った「さっぽろ」にこれからも住み続けるだろう。

『好きです サッポロ…』

三 札幌の弁護士

札幌の弁護士は、昭和一七年には六〇名でありその年の札幌市の人口は二二万人だった。冬季オリンピックが行われた昭和四七年には人口一〇九万人となり、翌昭和四八年（私の弁護士登録の年 二五期）には人口一一五万人で弁護士は一二〇名だった。平成一〇年の人口は一八〇万人になり、弁護士は三一二名になった（札幌市以外の札幌弁護士会会員を含む）。

函館、旭川、釧路の各弁護士会は二〇名前後の会員で札幌への弁護士集中は顕著である。今後司法試験合格者数が増える事を考えると札幌集中は一層促進されるだろう。

札幌弁護士会の活動は「自由と正義」を始め日弁連各種冊子等で報告されているので、ここでは札幌野球部が近年力をつけて全国優勝するまでになったことのみお知らせしたい。

中大が司法試験合格トップを維持していたころは札幌の弁護士も大部分が学員だった。トップの座を東大に奪われたころから漸次学員の増加を北大出身者が上回るようになり、現在では圧倒的に北大勢が多く、学員は五〇名弱に過ぎない。

もっとも現在の札幌弁護士会には関らしきものはなく、出身校が影響することは全くない。とはいえ、近年学員

の会長が出ず、なんとなく寂しい思いを感じていたところ、久しぶりに平成一一年度会長として学員の岩本勝彦弁護士（四二年卒、二六期）の就任が決まった。

中大関係の合格者順位が三位以下となってから久しいが、受験から離れた者にはその原因は分かりにくい。大学としての魅力を備え、充実した指導により合格者を増加させて欲しいものである。

秋田の海山あれこれ

秋田地方・家庭裁判所

裁判官 田邊 三保子

1 春はホッケと共に

北国、秋田は雪の量こそ比較的少ないが、冬は日本海からの季節風が激しく吹き荒れる。灰色の雲がたれ込め、路面は凍り付く。

そんな季節、年間計画表の「四月」の欄をみて、私はひとりほくそ笑む。事件の証拠調べ、判決言渡し期日、子どもへの行事予定など、浮世のお勤めに混じって「漁業解禁」の四文字が輝いている。

秋田は釣り人にとってはなかなか楽しい場所である。海も船釣り、磯、防波堤と初心者から上級者まで格好のスポットが揃っている。溪流や池沼など淡水系も悪くない。我が家で海釣りを始めたのは秋田に赴任してきてからであるが、四月、秋田港に回遊してくるホッケ釣りが今や田邊家に春を告げる行事となった。

ホッケはカジカ目に属し、北方系の魚であるから西日本の方々にはなじみが薄いかもしれない。体長三〇ないし四〇センチ位、暗い縞模様と尾の近くまで届く長い背びれが特徴である。居酒屋で出てくる「ホッケのひらき」なら、一度くらい召し上がったことがおありではなからうか。開いたものを軽く干して焼き、大根おろしと醤油を添えれば

ご存じ居酒屋の人気メニューとなる訳である。油が乗っていないがらしつこくなく、一夜干し独特の香ばしくもしっさりした歯ごたえが楽しめる魚である。

四月中旬の休日、桜にはまだ早い季節ではあるが、厚手のジャンパー、帽子、軍手、長靴と装備を固めて一家四人、秋田の岸壁に車を走らせる。大型の貨物船が係留されている岸壁には、すでに先客が釣り竿をセットしている。遠慮しいしい、すこしでも良いポイントをねらって場所を確保する。仕掛けはやや大型のサビキ。釣り好きの小学生の長男を手伝って仕掛けをつないでやるは夫の役目、私はといえば、魚を見るところの食べるのが大好きな幼稚園児の二男を連れてポイントの偵察に出発する。

デリケートな釣り人に今日の釣果をぶしつけに尋ねると、嫌そうな顔をされることがあるが、幼児が「わー、すごいねー」などと賞賛しつつ、さりげなくバケツやクーラーの中身をチェックするのがポイントである。今日は平均してなかなかの釣果の方が多く、期待が持てそうである。

夫と長男が奮闘中の場所まで戻ると、夫はすでにホッケを二匹ほど釣り上げて意気揚々としている。長男の方は「ツンツンって、突っついてはくるんだけど、餌ばかりとられちゃう」とやや暗い表情である。釣りは我慢とタイミングが大事、と説教を垂れている最中にいきなり「来た！」と大声を上げる長男。竿が大きくしなって動いている。長男は必死にリールを巻くが、引きが強く小学校低学年の力では上がりきらない。夫が「こっちを持ってろ！」と叫んで自分の釣り竿を私に預け、長男に加勢する。海面から巻き上がってきた仕掛けの先には待望のホッケが力強く踊っている。三五センチ余りもある、その日一番の大物であった。

「やったー、やったー」と狂喜する長男、「おっきい、おっきい」と飛び回る二男。他の釣り人の迷惑もかえりみず、はしゃぐ子供たちを少々もて余し気味の夫と私である。

二男の相手を夫と交代して私も竿を持つ。海中やや深めにおろした仕掛けから伝わる軽い振動が、何ともわくわく

した気分になんてさせてくれる。そのうちにホッケ独特の鈍重だが力強い手応えのある魚信が伝わる。岸壁で釣れる魚の中では大型のホッケ、巻き上げにも多少の力を要するが、さほど高度な技術を必要とする釣りではない。しかし、淡くはれた水色の空、遠くにかすむ男鹿半島を眺めながらの釣りはどこかのどかで、まだ風は肌寒いものの、確かな「北国の春」の到来を感じさせてくれるのである。

2 夏を彩る山々たち

六月も下旬になると、私はB五判の用紙を四枚ほど長くつないだ紙に「夏のスケジュール表」というのをこしらえる。

日常生活をコントロールするためのスケジュール表としては、普段は三通りのものを使用している。自分の仕事や私生活上の日程を書き込む裁判官御用達の期日簿、家族の行動予定を書き込んで張り出すカレンダー、そして年間計画と日記帳を兼ねたノートである。しかし、七月と八月の二か月間については、夏期休廷や夏休みなどの影響で、日常生活のリズムが違ってくるので、家族全員の予定を細かく合わせるため、独立のスケジュール表が細かく合わせるため、独立のスケジュール表が必要となるのである。

紙の短い辺には家族四人の名前と備考欄を、長い辺には日にちの欄を設けて、それぞれ毎日の予定を書き込む。秋田本庁の勤務ではあっても、私の仕事は民事単独、刑事合議、家裁と多岐にわたっている。他の裁判官（夫を含む）や職員の休廷日程を横目でにらみながら細切れの休暇を確保するのが精一杯である。

「帰省予定」（家族四人の欄に大きくまたがって書いてある）

「午前中は児童館、弁当要、午後は〇〇君宅」（これは長男の欄）

「△△家の三名来襲」（これは備考欄）

こんな記載に混じって、夏の期間中必ず確保しておくのが「登山予定日」である。

秋田県の周辺は美しい山々に囲まれている。山形県との県境には、東北でも屈指の名山である鳥海山が秀麗な姿を見せ、青森県との県境には、世界遺産にも指定されている白神山が深々と広がっている。どの山々も、山容の美しさだけでなく、豊かな植物群が彩りを添えており、山を歩く者にとっては楽しみが多い場所である。昨年夏に登った秋田駒ヶ岳もそんな山の一つであった。

いつも「登山予定日」の前日は大騒ぎである。明日の天気予報の確認、所持品のリュック詰め、子供を叱咤して早く寝かしつける、そして昼食用の「あきたこまち」五合半を炊飯器に仕掛ける。もちろん深酒などは厳禁である。

翌日。早朝から五合半のごはんをすべておむすびに握り、四本の水筒に飲み物を満たして、ねぼけまなこの子供二人をたたき起こし、一家四人いざ出発。

田沢湖の近く、岩手県境にそびえる通称「秋田駒」の最高峰女目岳は、標高一六三七メートル。夏季は登山者が多いため、一般車両の入山は制限されているが、バス便が登山口まで通っている。

このごろは中高年の登山客が多く、バスの中もそんな方々で一杯である。

登山道は比較的なだらかはあるが、深い草や灌木に覆われてくねりながら続いている。アザミやトリカブトの花の色が目には鮮やかである。先頭を行く夫について、ぴょんぴょん飛び跳ねながら行く長男、アザミの棘を苦しめながら歩く二男。目の前に赤土の広場が突然開ける。小休止すると、いつのまにか、かなりの距離を登っていることに気づく。ふもとには深い碧をたたえた田沢湖が広がり、いつとき疲れを忘れさせてくれる。その間にも「のどがかわいた」「飴ちょうだい」と子供たちはかしましい。どうやら山の上でも俗世界のしがらみは絶てそうにもない。

再び登りへ。道は相変わらずなだらかだが、二男が少しずつ疲れてきている。中高年者が多い山で、幼稚園児はかなり目立つと見えて、「ぼく、がんばるね」「えらいね」と頻繁に励まされるのに力を得て、また歩く。



ほぼ平坦な小砂利の道へ出た。浅く広がる池を左へ回り込めば頂上まであと一息である。現金なもので子供たちはわーっとかけだしていき、「待ちなさい！」と叫ぶ私の声など全く聞いていない。息を切らして追いかけるのは日常と全く同じである。「勝手にいくんじゃない」と叱りつけつつ、頂上までのガレ場にかかる。

今までのなだらかな道とはうってかわって急な石だらけの道になり、山肌には落石防止用の柵が何重にも打っている。少しずつよじ登るようになってゆっくりはい上がり、頂上にたどりつく。強い風の吹く頂上でみんな感慨深そうな顔をしている。全員バンザイのポーズをしっかりと写真におさめた。

ちょうど昼食時、石を積み上げた陰で風を避けながら、担ぎ上げてきた五合半分のおむすびは、あっという間に四人の腹の中に収まってしまった。乳頭山に続く尾根をながめながら、今度は縦走を試みるのもいいかな、下山後は温泉に浸かって……などとすでに次の山行きプランを考える私であった。

裁判官の仕事は基本的に自分の充てられたポストにおいて、割り当てられる事件を審理するという受け身のものである。また、裁判官の宿命ともいうべき転勤は、数年ごとに生活を大きく転換させられる出来事である。

それに加えて同業者の夫と共働き、子供二人ありという身上であれば、ただでさえ他からの制約の多い生活であることはまちがいない。さすがに子供が乳児であったころよりは、肉体的に楽にはなったものの、家族の成長に伴ってそれぞれ自分の生活領域が広がりつつあり、調整を余儀なくされる場面は多くなる一方である。

今日も早朝の起案で睡眠不足の頭を絞っている現実。しかし、逆に与えられた環境や地域を可能な限り楽しみながら、「制約」をも新しい発想の源にしていきたい、などと夢も密かにふくらませているのである。

* * *

子を持って思うこと

浦和地検検事

佐藤 光代

一 私は、子供を産む前、子供が大嫌いであった。一人っ子のせいで、家庭生活の中には同年代の子供はいなかったし、大人になってからも、どう子供を取り扱っていいか分からず、ただうるさく耳障りな存在で、親しい友人の子供であっても、短時間遊び相手となるのも苦痛なほどだった。

ところが、実際に子供を持ったところ、一八〇度気持ちが変わってしまった。現在七歳の男の子と四歳の女の子がいるが、自分の子供については当然のことながら、他人の子供もこれまた可愛くて仕方がない。なぜそのような思えるようになったか自分なりに考えてみると、我が子に対する愛情を思うとき、他人の親がその子供に対してどんなにいとおしきを感じているかも容易に想像できることから、同様にその子に対してもいとおしきを感じてしまうのだと思う。

いずれにせよ、子供を持った故に、社会生活の中で感じることに、考えさせられることが最近多々あるので、思うことを述べてみたい。

二 まずは、子供に関連する社会福祉の貧困さである。

一例を上げると、検事の場合、四月の転勤を伴う異動では、一月中旬に内々示があるのであるが、四月から当地の保育園に子供を入れるとなると、保育園入所申請は遅くとも一月下旬で締め切ってしまうところが殆どであるため、その手続きが甚だあわただしい。また、この段階では、その地域に転居することは確実であるにもしても、まだ四月以降の住居が未定のため、いずれの保育園に希望を出したらよいか分からず、そのような状況を説明しつつ、とにかく是非とも保育園に入所させてもらいたいと、遠隔地まで直談判に行くこともたびたびだった。

公務員に限らず、民間会社においても四月の転勤というのは多く見受けられることであり、先のことは不自由を感じるほんの一例であるが、昨今少子化が叫ばれる中において、現在の子供事情を的確に把握し、そのニーズに合った行政を行なうなど、行政の面からもサポートしなければ、到底少子化をくい止めることはできないのではなからうか。

三 次に、子供に対する親あるいは大人の向かい合う姿勢についてである。

「三つ子の魂百まで」とは本当によく言ったもので、幼少時の教育というのはその人の人生を左右すると言っても過言ではないということを、最近ひしひしと痛感する。

例えば、五歳の時点で問題行動が起こった場合、そのシグナルを早めに捉えてその原因を探索し矯正すれば、短期間のうちに問題を解決することもできよう。しかし、その段階を漫然と過ごし、一五歳になり、いよいよ問題が噴出したときに、その解決にあたろうとしても、少なくとも一五年はかかると考えなければなるまい。

私は、任官して一〇年目になろうとしている。仕事はおもしろいし、体力的にも精神的にも充実している。時間があればあるだけ仕事に打ち込みたい。子供のことも忘れて……。でも、やはり「待てよ」と立ち止まるのである。小さい子供たちにとって、まさに今が大切なのだ。私がある程度の幹部になり、やっと時間の余裕もできたので、「さて子供に目を向けるか」では遅いのである。当然のことながら、我が子は、今後社会との関わりの中で生きていくのであり、私たちは、この子らを社会に迷惑をかけない、あるいは一歩進んで社会に有用な人材として育てていく

義務がある。これは自戒を込めて言うのであるが、幼少時の子供に対しては、あだやおろそかに接してはいけない。我が家の教育方針は、「自分がされて嫌なことは、他人に対して決してするな。」ということであるが、このことだけは、子供の肝に銘じさせたいと思う。

四 最後に、最近の少子化傾向についてである。

私は、子供を産んで一人前などとは思っていないし、今後の国家社会のために子供を産み増やすことが必要だなどとも毛頭考えていない。

しかし、この頃の子供を持たない理由については若干疑問を感じる。

最近よく、夫婦の生活スタイルひいては自己の生活スタイルを大事にしたいから子供は持たないという人がいる。「それも一つの考え方だ。個人の自由だ。」と考える人も当然いるだろう。だが、誤解を恐れずに言うのであれば、私はそうは思わないのである。

多少飛躍するかもしれないが、近時、「個人の自由」という名の下に、どんどんと安易な方向に流れ、結局は自己愛のみの強い人間が多くなってきたてはいないだろうか。自由、権利という美名の陰で、責任や義務は置き去りにされていないだろうか。

子供を持つと、たしかに種々の制約を受けるし、特に多忙な検事業務においては、両者の両立にはかなりの困難を強いられる。しかしながら、他方では、私に有無を言わず制約を課してくる、自分の思い通りにならない存在が、自分の成長にとってどれほど重要であるかということも、日々痛感させられるのである。

もし、仕事との両立を慮って子供を持つことに躊躇している人がいるとしたら、言いたい。苦勞より充実感が必ず勝ることを。

私は、子供を産んだことで一度も後悔したことはない。

徒然考

大阪弁護士会所属



浅岡建三

私は昭和一二年一月五日の生まれである。従って平成九年一月五日に満六〇才になったことになる。本年実に六二才になってしまった。

しかし還暦になった当時は、職業柄還暦とか定年とか全く意識したことは無く、いつまでも四五・六歳のつもりで、そのようなジジむさい話はまだまだ縁のない先のことであると思っていた。ところが、平成八年頃から中学校や高等学校さらには中央大学の同級生達から挨拶状のような葉書が舞い込むようになった。子会社のどこどこに移りましたとか、とりあえず退職して暫くの間充電生活を致しますと言った様な類いのものである。

私はこのような葉書をもらっても特に何かを思う訳でも無く、この人達まだ若いのに優雅なもんだなぐらいの意識しかなく、久しぶりの手紙でとにかく元気であることが判り、よしよしと思いつつ事務所に遊びに来るようになり、やあやあと話している内に六〇才になったから定年で会社を辞めて、どこどこに移ったなどと話を聞くに及んで「はてな、そうすると俺も六〇

か、ええっ俺もはや定年の六〇才になったのか」と驚愕した始末である。

そして間もなく既に結婚して独立している三人の子供達からも「おじいちゃん還暦のお祝いをしたいので、いつがいい？」などと聞いてくるに及んで、私も既にジジイになって「後何年」を考えなければならぬ年になっていることを否応無く自覚させられたのである。とりあえず子供達には「赤いチャンチャンコなど絶対止めてくれ。そんな年じゃない。俺が七〇才になったら何か考える。いらん事をするな」と折角の企画を中止してもらった。

改めて周囲を眺めてみれば、修習生時代に結婚した女房も、既に結婚した三人の子供にそれぞれ生まれた三人の孫のいいお婆さんをしているし、私が六〇才になっても当然で、私だけが迂闊にも全くその自覚が無かっただけのことであった。

さて、そうになると「俺はあと何年元気でいられるか。まあ二〇年か、そうすると八〇才か。しかしたった二〇年か。短いなあ。だがそれまでホントに元気でいられるか。親父が死んだのは六二才だったし、弁護士になって指導を受けた先生も六二才で死んだし、ホントに大丈夫かなあ」などと考える一方で「そんなアホなことを考えてどうする？。九〇才で元気にゴルフをしている人も沢山いるし、七〇・八〇でも現役バリバリやっている人いっぱいいるじゃないか。そんな事考えるようだ」と本当に八〇才は危ないぞ。人生最後まで積極人生で行くべきではないのか」などと考える始末である。

私の家は、先程も書いたように、三人の子供も既に結婚してそれぞれ独立しているので、私と家内と家の中で飼っているワンチャン二人の生活である。したがって新婚生活以来の約三〇余年ぶりの、常に家内と向き合った毎日夫婦の会話も大変多い。

家内に「俺も六〇を過ぎてしまったが」と話をする、家内は「仕事は洋二郎さんにまかしてほほどにしたらどう？これから私と遊ぼうよ。人生二度ないわよ。楽しまなくちゃ損よ」とまことにあっさりしたものである。洋二郎

さんというのは私の次女のお婿さんで、私の事務所にいる弁護士である。

家内はいつも昼間ワン公二人を相手に退屈もしているだろうから、純粹に私のことを思ってそう言っているのか、動機に不純なものが有ってそのように言っているのか、判らない。

しかし人生二度ないことも事実だし、今後は今までの人生よりも確実に短い人生を、どれだけ楽しみ充実して過ごすかを考えることも重要なことで、家内の意見は貴重なものであることも確かである。私としては「やむを得ず家内の言うようにせざるを得ないな」と考えている昨今である。(しかし私の心の中に住み着いている何匹かの虫の一匹は、「あんたはまだまだ元気だし、もっとバリバリ仕事もして、もっと花を咲かしてみるのがいいじゃない？ほんとに後悔せえへんか」と囁いているのである)

二

司法改革が叫ばれ、また経済界を始め多くの国民からのニーズとして、司法試験の合格者の増加や弁護士の数の増加が要請され、現実化している。我々は、一人一人がこれらのニーズに応えられるように一層の努力をする外、業務の拡充等速やかに対応を考え実行しなければならない。一方では弁護士モラルの維持・増進をどのようにして実効のあるものとして進めるのか、等々具体的方策を実行しなければならない。

そのような中で、後輩の養成なかんづく弁護士としてあるべき姿と言うか、弁護士として心掛けるべきことなどをごのようにして叩き込んで行くか、真剣に考えて実行しなければならない。私は、弁護士は社会の紛争を出来るだけ多くの人々の納得を得られる内容で、筋を通しつつ円満に早く解決する事が重要であり、また手続き的に認められたものでもそれを実行して良いのか悪いのかを考えることが、最も大切であると考えている。

しかしそうではなく、依頼者にさえ良ければそれで良く、法律的に認められた手続きは全て積極的に実行していいのだと考える人々も現実にはおられる。しかも比較的若い弁護士にそれが増えて来たように思われてならない。例え

ば親族間の紛争であっても、親族間の争いだからこそ早期に円満な解決を図る必要が有るなどという姿勢は全くなく、あらゆる手続きを矢継ぎ早に行い、火に油を注ぐようなことを平気でやってくるのである。このあたりをどのように考えて、後輩にどのように教えるべきか、大切なことだと考えている。

また弁護士が一番の値打ちは何なのかを考えるとき、依頼者をどれだけコントロール出来るかということがあると考えている。弁護士は争いの道具として使われてはならない。弁護士自身の信念や考えに基づくアドバイスに沿わずに、自分流の勝手な考えに固執する依頼者には即刻事件処理をお断りすべきであると考えている。しかし全く依頼者を説得しようとしないうち、むしろ依頼者の言うがままに事件処理をする弁護士に良く遭遇することがある。一体弁護士を使命をどのように考えているのかまるで判らない。

また最近の裁判官にも何かが起こっているように思われる。

最近の民事訴訟でどうしても理解しかねることの一つに裁判所から「陳述書」なるものを提出するようにさかんに要請されることがある。確かに事件の全容を、その背景を含めて安直に理解するには効果があるだろう。しかし最近ではこの「陳述書」なるものが証人尋問に代わるものとして提出を要請されることがしばしばあり、訴訟法上証拠でも何でもない、弁護士が関係者から聞き取ったとは言え、自己の依頼者に不利な事実や状況を書くはずはなく、反対尋問にさらされる機会もないこのようなもので心証形成が為されるとなれば、証拠主義の訴訟手続きが崩壊することとなる。早いうちにこのようなことは止めるべきであるが、現実には「陳述書」多用の傾向が益々進んでいる。皆さんはどのようにお考えであろうか。

我々が若いころには、司法研修所の教官や先輩の弁護士から、事件の筋を良く見るように教育された。そしてその後の弁護士としての仕事の中で、事件の筋を読み間違わない限り判決の予測もついたのである。

ところが最近の判決では、事件の筋を全く考える事なく、またその社会に及ぼすであろう影響など考慮の端にも加

える事なく、証拠や証人尋問の結果を十分検討することも無く、単純に書面の上っ面審理を行い、時には証拠に基づかない推定を働かせて、当該裁判官の頭の中の法理論のみで、最も書きやすい判決をお書きになったのではないかと考えられるものによく遭遇する。従って判決の予測が全くつかず、負けと思っていた訴訟が全面勝訴であったり、時には判決の結果を聞いて腰掛けから落ちるほどの衝撃を覚えるような敗訴であったり、全く見通しが効かない。高裁でも、一審で相当な時間を掛け、証人尋問を念入りに行い、丹念な事実解析を行った一審判決を、新たな証拠もなく新たな主張も無く、釈明も全く無く、和訳中心のような三・四回の簡単な審理で終結して、裁判官の書類上の推測判断で、いとも簡単に一審判決を覆すことがある。一審の判決なんてそんなに軽いものなのかと訝しくなる。事件当事者が高齢であれば、人生設計まで狂わせてしまい、回復が不能な場合もあるのである。恐ろしい事である。

新民事訴訟法に見られるように、従前の審理方法をいろいろの工夫で変更することも、また裁判官の任官資格を一定期間弁護士を経験を持った者にしてはどうかという工夫などは、その解決方法の一つであることは確かだろう。しかし最も大きな問題は、裁判官の事件量に対する絶対数が不足していることではないだろうか。

一〇年程前に司法試験の試験方法を変革しようとしたのは、検察官・裁判官の欠員に端を発していたのであるから、司法試験の合格者を増加させる場合、弁護士の数の増大もさることながら、裁判官・検察官の二倍三倍の増員も早急に行うべきである。これも大きな社会的ニーズであるはずである。現実の彼らの仕事のハードさは大変なものが有り、担当事件の数から言っても、審理や記録の読み込みを丹念に行う時間がなく、審理を無理やり進行させる訴訟指揮を取らざるを得なくなっていることも理解しなければならぬ。裁判官の一人当たりの担当事件を少なくすることによって、裁判所の抱える問題のかなりの部分が解消されるであろう。先程来縷々述べた裁判所の問題も畢竟事件数に対する裁判官の数の不足がその最も大きな原因となっているのではないだろうか。

訴訟は勝っても負けても納得の行く審理が行われていなければならぬのである。納得出来る裁判が行われてこそ、

国民の司法への信頼が維持出来るのである。

右のような裁判所の状況の下ではなおさら我々は弁護士の重大な任務を自覚しなければならない。司法への信頼の無い社会はどんな社会になるのか、考えるだけ恐ろしい話である。

三

私は、下手ながらゴルフを楽しむ外、音楽を聞いたり、カメラやビデオによる撮影や絵画鑑賞を楽しんでいる。

二〇年程前に、毎日毎日バタバタと肉体労働者並に仕事をしていた中でふと、仕事で汚れたと言うか疲れたと言うかそんな目と脳味噌を時々洗うことが必要ではないかと感ずるようになった。

そこで、美しく楽しいもので心を豊かにし、年を取っても続けられ、自分だけのマイペースで楽しめるものであって、出来るだけ家に閉じこもらない趣味とは何だろうかと考えた。そして始めたのが右に書いた趣味であった。

絵画鑑賞は大阪や京都の美術館で行われる美術展を休みの日に自動車で家内と見に行く外に、仕事で出張したとき少し時間が有ると各地の美術館を覗くことにしている。東京のブリジストン美術館や山種美術館などは今まで何回も行った。米子の足立美術館には家内と共に数回行った。春や秋の自然の美しい時期に、家内と美術館巡りをするのは真に楽しく、京都に行くときはいつも岡崎や嵐山あたりで食事を楽しんで美術館に行くのである。京都などで会った名画にロンドンやパリの美術館で再会するのも楽しいものである。

音楽演奏も絵画を書くのも、自分でやればもっとも楽しいものであることは判っているが、それには才能が必要である上可成の勉強と練習を要するので、私には無理である。レコード鑑賞やカメラ撮影であれば何とかなると考えて、安直な道を選んだのである。カメラやビデオは、風景が中心で、四季折々にカメラをぶら下げて出掛けるほかに、海外旅行で写して来たものを編集したり、いい写真は四つ切りや半裁などに引き伸ばして額に入れるなどして楽しんでいゝ。これからは少し専門的な勉強もしなければならぬと思いつつ、イッパシの風景写真家気取りで結構楽

しい。また孫の誕生からの記録をビデオ編集するのも面白く、孫の成長を動く画像で思い出すのは格別である。これからは今までのアナログ編集機ではなく、デジタルのビデオ編集機を購入して、コンピューターに接続してカラープリントをするなど、もっと楽しみの幅を広げたいと思っている。

ゴルフで健康管理をして、絵画を鑑賞し、写真やビデオを楽しむのがこれからの願いである。私のこれからの人生を妻と共にカラフルに美しく楽しみたいと思っている。

これで九〇才ぐらい迄は退屈する事なく元気に楽しめると皮算用をしている。万歳。

私の略歴

高知県高知市出身

昭和三六年三月中央大学法学部法律科卒業

昭和三九年司法試験合格

昭和四二年四月大阪弁護士会登録

平成元年大阪弁護士会副会長

平成八年以降大阪府箕面市教育委員

弁護士一〇年、障害問題と関わって

昭和五十一年法学部政治学科卒

熊本弁護士会所属 東 俊 裕

1 諦めかけていた司法試験に合格し、二年間の司法修習を終え、弁護士登録をしたのが平成元年の春。それからもう丸一〇年を過ぎようとしている。三年間はいわゆるイソ弁で過ごし、平成四年に独立。それから、私の零細な事務所も次第に手狭になり、現在引越の準備をしている最中である。

引越のために既済事件のファイルを梱包していると、ついついファイルを開けてしまって、準備が進まない。事件をそれほど多く持っている訳ではないが、一〇年間もやっているとならば既済事件もそれなりの数にのぼり、今の狭い事務所は段ボールで身動きが出来なくなってしまう。

事務所の特徴として、特段言うべきものはないが、私自身が足に障害を持っていることもあり、他の事務所と比べてたら障害者の問題にかかわることが多い。

2 私自身は、日頃は杖を使っているが、車いすに乗ることも多い。「杖で歩ける人は杖で歩きなさい、車椅子に乗っては駄目」という教育を受けてきた私にとっては、当初車いすに乗ることには抵抗があった。が、乗ってみると杖とは比べものにならないくらい便利なテクノエイドということが分かった。

車椅子は、水平移動はすこぶる便利だ。結構重たいにもつも苦にならない。路面が良ければ歩く人より早い。杖では無理なことも車椅子では非常に楽なことが多い。

しかし、垂直移動ではトラブルことも多い。全国各地でいわゆる「優しい町づくり条例」が制定され、それに遅れて「ハートビル法」が制定され、建物のバリアフリー化が進展しつつあるが、強制力のほとんどない法律条例であるため、不特定多数が出入りするような建物であっても、依然として無意味な段差を設けて車椅子を排除しているところが後を絶たない。

公共交通機関もここ一〇年くらいでずいぶん変わり、面と向かって乗車拒否されるということは少なくなっているが、まだまだ使いやすい状態にはなっていない。

電車バスはプラットホームと電車バスの床面との段差や、駅舎にエレベーターがないことがネックとなっている。東京あたりでは「エスカル」という階段斜行機が普及しているが、新設の場合はエレベーターを新設して貰いたいものだ。アメリカでは、バスにリフト装置を付けることが法律上義務づけしてある。バークレイに一ヶ月ほど滞在したことがあったが、全便車椅子対応であるため、いつでも好きな時間帯に外出できた。ニューヨークにも車椅子で行ったが、同じようにバスにはリフトが着いていた。サンフランシスコの「バート」と呼ばれている電車は、全駅エレベーターがあり、プラットホームと電車の床の段差がないため、バークレイからシスコの町中まで、通勤可能だ。日本では考えられないことだ。

ヨーロッパでは、ノンステップ超低床型の電車バスが発達している。ノンステップというのは床にあがるまで階段がない構造だ。路面からの高さが二〇センチから三〇センチ位を超低床という。中には一〇数センチの路面電車もある。

ノンステップのバスはドイツのハイデルベルグ、ノンステップの路面電車はフランスのグルノーブルで世界で初

めて開発された。ノンステップ型は、リフトに比べ、誰にとっても利用しやすい構造であるため、日本に普及させるなら、これだと飛びつき、ヨーロッパに車椅子で視察に行った。日本の運輸省はヨーロッパではすでに解決されている技術的な問題を持ち出して、消極的な姿勢を見せていたが、このままでは、ヨーロッパに後れをとるという危機感が生まれたせいも、急遽日本のメーカーにノンステップ型の試作を命じた。

今では、かなりの数のノンステップ型のバスが各地に導入されるようになり、リフトバスト違って一般にも人気があるので増えて行くと予測される。

日本では、バブル景気ははじめて膨大な費用のかかる地下鉄や新交通システムが敬遠され始めたことが、路面電車の見直しにつながっているが、世界では日本のバブル後遺症とは関係なく路面電車（LRT）が復活している。その世界的な動きの中で、注目されているのがノンステップ型の電車である。我がふるさと熊本にも幸いにも路面電車が残っていたので、自立生活運動をしている障害者団体が熊本市と交渉し、日本初のノンステップ超低床路面電車をドイツから輸入して貰うことになった。このことは障害者の間だけでなく、鉄道ファン、他の地方自治体にも反響を巻き起こし、その反響の大きさもあってか、今年度には、さらに編成を増やすとのことであった。

公共交通機関の中では飛行機がもっともサービスがいいが、それでも、たまには頭の固い役人が作った運輸約款のせいで困ることもある。車いす同士では、たとえそれが、恋人であっても新婚旅行の夫婦であっても横の席に並んで座ることを許されていない。車いす夫婦では子供ずれの旅行もできない。九〇才でもいいから車いすでない人が一緒ならばOKらしい。車いす五台くらいで旅行するとき、行きは大型の飛行機で問題はなかったが、帰りはたまたま小型の飛行機で車いすの定員をオーバーし、一緒に帰れないなんてこともある。カウンターでは症状だけでなく、病名を聞かれる。症状について言うことはまだしも、病名まで聞くのは明らかにプライバシーの侵害である。介助の際の対応の方法と緊急時に備えて予備知識を仕入れていたということなのか。しかし、障害者は病人

ではなく、症状固定後の後遺症を持っているに過ぎない。一般の病人と同じように病状が急変する可能性があるとしても考えているのであろうか。また、病名を聞いてその症状とか、対応すべきことが分かる知識を備えているクルーがいるとは思えない。不合理なことが多すぎる。とはいえ、このような建物や公共交通機関の目に見える形での差別は次第に変わって行くであろう。

3 しかし、その他の多くの障害者問題は潜在化していて、なかなか見えにくいし、問題が表面化しても法律の土俵で解決できない場合が多い。日本の福祉立法は、他人（国、地方自治体、福祉法人）が弱者を客体として保護するというシステムを作っているが、保護される側は客体としての位置づけに過ぎず、権利の主体としての権利法の体系になっていない。保護の内容やその方法に文句があっても、保護を受けることが即権利という訳ではないので、法的保護の対象とならない場合が多い。

障害に基づく差別を受けない権利が具体化されていないため、福祉政策としても分離収容型のシステムが、温存されたままになっている。先進七ヶ国だけでなく、その他多くの国が統合教育を採用している中、日本の文部省だけが、分離教育を堅持している。国際障害者年のスローガンであったノーマライゼーションとは裏腹に、収容施設の設定は確実に増加している。人生の前半は養護学校、中後半は収容施設という形で、一般社会から分離されて一生を終える重度障害者の存在と、その逆で、地域での自立生活を支える社会的サポートシステムの不十分さが、多くの障害者問題を投げかけている。

九〇年代初頭アメリカでは障害者運動の大きなうねりを受けて、最後の公民権法としてADA（障害者に対する差別禁止法）が制定された。ADAはその前文でアメリカには四三〇〇万人もの障害者がいて、社会的差別を受けてきたこと、この法律によってその差別を禁止する旨の宣言を発し、雇用、交通機関、建物、通信の各分野での差別を類型化し、禁止されるあるいは求められる行為と、それが求められる対象者を明らかにしたうえで、障害者に



差別を受けない具体的な権利を保障し、さらに侵害があった場合の司法救済まで規定したのである。

そもそも、憲法の平等条項は抽象的であり、第一に何が許されない差別なのか、裁判の結果を見ないと分からない。第二に私人間にも適用があるのか、差別を受ける側は、差別をするのが、国家であろうと私人であろうと救済の必要性は変わらない。そこで、禁止される差別行為の類型と対象者を明確にし、差別を受けない権利を具体化しなければ、役に立たないし、権利救済の場面で、実効的な司法救済がないのである。

そういう意味で、差別を受けない権利法の制定こそが、日本の障害者の現在の最大の課題となっている。

4 障害者問題は弁護士稼業という面から見ると、なかなかペイする事の難しい分野である。積極的に関わろうとする弁護士も少ない。私も、普段は一般民事がほとんどである。仕事としての弁護士の稼業は、心配事を引き受けて、いくらの世界であるから、ストレスも多い。趣味としては、車椅子のマラソンをしていた時代もあった。ちなみに私のベストレコードは二時間五分三九秒だった

ように記憶している（もちろん四二・一九五キロのフルマラソンで）。二時間を切れなかったのは残念だったが、練習時間の割にはまあまあ記録かなあと思っている。今は、以前の元気はないので、数年前から完全バリアフリーのログハウス作りを趣味にしている。ログといってもさすがにハンドカットに挑戦する勇気はなかったので、マシンカットの中でも気に入っていたD型ログをアメリカの業者に発注し個人輸入することにした。こちらで設計図を書き、仮組の段階でアメリカの工場まで確認し、その他の建築資材も含めてコンテナで海上輸送して貰った。博多に陸揚げされたコンテナは四〇フィート、ハイキューブの二本。膨大な部材に圧倒されて果たして完成するのか心配にはなったものの、現役を退いたもと大工の親父と二人で、着工から約二年半でようやく完成。暖かくなったら最後に出来たバルコニーで、仲間と一緒にバーベキュー大会でもしようかと思っっているこの頃です。



厳然たる歴史的事実の風化の排除 — 極東軍事裁判の断面 —

東京弁護士会

横山 昭

一、はじめに

一九四〇年（昭和一五年）一二月八日、我が国は米・英に対し戦線を布告し、第二次世界大戦（日本は当時大東亜戦争と称した）が開始された。

以来、三年有余の戦争を経て、一九四五年（昭和二〇年）八月一五日、我が国は米・英・中・ソ外の連合国に対し、いうところのポツダム宣言を受諾してこの戦争は終結（日本国の敗戦）した。

この戦争終結後、早くも半世紀を経過し、国民のうち、何らかの大戦経験をした者は年々減少し、今や二代目、三代目と世代の交替があり、他方、社会の変化は価値観の多様性という世相、または驚異的に異常と称される経済の発展等々と平和裡な生活に馴れて（平和ボケ・飽食という）、国民の多くは、苦々しいかつての大戦事実のすべてを故意に忘却の彼方へ押しつけて仕舞った。

辛うじて広島・長崎に原子爆弾を投下した事実、人類の平和への悲願と、戦争に対する反省を込めて国民脳裡に止められている。

とまれ、回顧との批判があると思うが、戦後数カ月を経て行われた標記副題について、以下、私の知る事実を記し、その政治・外交または歴史的評価は他日に譲る。

二、極東軍事裁判（以下、東京裁判という）

(一) 一九四六年（昭和二十一年）一月九日、日本占領の絶対的権力者である連合国最高司令官陸軍元帥ダグラス・マックアーサーは、

極東国際軍事裁判所条例(一)特別宣言書A―四

を、また、同司令官の命により、陸軍参謀・陸軍少将リチャード・J・マーシャルは

前条例附属書A―五

をそれぞれ発布した（以下、右二条例を単に条例という）。

(二) ところで、右条例の定めた訴追要件は、「平和に対する罪」及び「人道に対する罪」と極めて抽象的で、かつ、その遡及は一九二八年（昭和三年）と規定している。

(三) 又、その訴追官は、米国のキーンナン検事で、審理をした裁判官はウェップ裁判長以下、米・英・ソ・中等の戦勝国及び印度・フィリピンより選出され、中立国選出者は存しない。

(四) 法廷は現在の市ヶ谷自衛隊駐屯地（元陸軍大学校跡）。

(五) 東京裁判で訴追を受けた被告人と指名された者は後記のとおりA級戦犯者

(六) 起訴は一九四六年（昭和二十一年）四月二十九日（昭和天皇誕生日）で、判決言渡は今上天皇誕生日（二月二三日）。

(七) 弁護人は米国及び日本の弁護士。

(ハ) 公判は一九四六年（昭和二十年）五月三日を第一回とし、以後八一八回開廷された。

以上の事実に基づき、識者による評価（罪刑法定主義、法律不遑及、又政治・外交等、大戦前夜の欧米と日本との関係等々）論を展開して欲しい。

三、B級戦犯被告人

前記A級戦犯については、当時のマスコミは勿論、その後も語られるが、B級戦犯については、当時から全くマスコミに載ることも少なく、条例の露と消えた人が少なからず存する。

四、その他の重要事実

(一) 東京裁判において、米国極東委員会は、昭和天皇の証人喚問に圧力をかけたが、マックアーサーはこれを拒否した。

(二) 後年、マックアーサーは米国上院外交委員会において、「第二次世界大戦は、日本の侵略戦争ではなく、自衛戦争であった」と証言し、「東京裁判を誤り」と、反省の証言をしている。

(三) 東京裁判A級戦犯者に対する判決文は、ウェップ裁判長とその賛同判事によって起案され、パール判事（印度カルカッタ大学学長）の無罪判決文は言いわたされなかった。

(四) ウェップ裁判長の訴訟指揮、キーナン検事の酔余関与等、当時マスコミに載らない秘密裡に葬られた事実。

(五) 米国選任の弁護士は裁判長の訴訟指揮の手續の違法等、真剣な弁護活動をしたことを忘れてはならない。

又、当時、右米国等選出の弁護士と我が国選出の弁護士につき、使用便所の差別をしていたのを米国弁護士が

改めさせたという事実。

五、内山弘先生

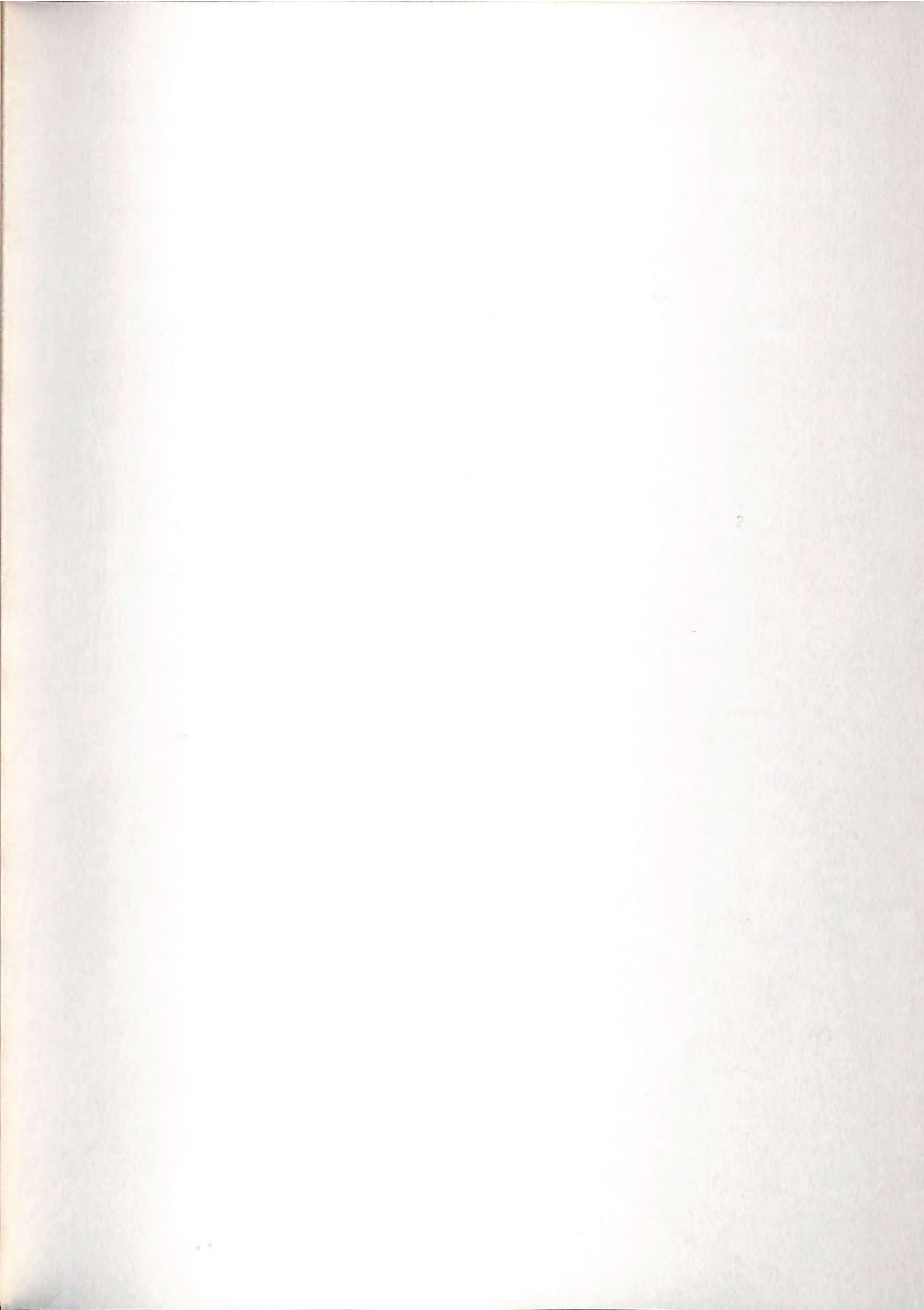
第二東京弁護士会の長老である内山弘先生は、当時三十歳の青年弁護士として東京裁判A級被告人の弁護人として、前記長期開廷に一日も休まず、弁護活動をしたとのこと。

従って、先生こそ、東京裁判の実相を知る、現在では唯一の証人であり、先生の東京裁判回顧録でも発刊されることを期待したい。

一、A級戦犯と指定された者の指名（官職）

- 1 荒木 貞夫（陸軍大将。犬養、斎藤内閣の陸相）
- 2 土肥原賢二（陸軍大将。奉天特務機関長）
- 3 橋本欣五郎（陸軍砲兵大佐。満州軍特務機関長）
- 4 畑 俊六（陸軍元帥。支那派遣軍総司令官）
- 5 平沼騏一郎（検事総長。内閣総理大臣。ノモンハン事件の戦闘行為遂行者）
- 6 廣田 弘毅（元首相。外相。貴族院議員）
- 7 星野 直樹（満州国総務長官。関東軍参謀長）
- 8 板垣征四郎（陸軍大将。シンガポール第七方面軍司令官）
- 9 賀屋 興宣（東条内閣の大蔵大臣。米、英、オランダに対する戦争行為遂行者）
- 10 木戸 幸一（元内大臣。木戸日記の著者）

關係諸規定等



学校法人中央大学基本規定 (寄附行為)

(規程第一号)

目次

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 総長 (第四条—第十条)

第三章 役員及び顧問 (第十一条—第二十四条)

第四章 理事会 (第二十五条—第二十七条)

第五章 評議員会 (第二十八条—第三十九条)

第六章 商議員会 (第四十条)

第七章 資産及び会計 (第四十一条—第四十七条)

第八章 収益事業 (第四十八条・第四十九条)

第九章 基本規定 (寄附行為) の変更 (第五十条)

第十章 合併及び解散 (第五十一条・第五十二条)

第十一章 公告 (第五十三条)

附則

番一に置く。

(目的)

第三条 この法人は、教育と研究と行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大学 院

法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科・総合政策研究科

法学部 一部

法律学科・国際企業関係法学科・政治学科

法学部 二部

法律学科・政治学科

法学部 通信教育課程

経済学部 一部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科

経済学部 二部

経済学部 二部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科

商学部 一部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科

商学部 二部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

(名称)

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二

理工学部一部 数学科・物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気・電子工学科・

応用化学科・経営システム工学科・

情報工学科

理工学部二部

物理学科・土木工学科・精密機械工

学科・電気・電子工学科・応用化学

科・経営システム工学科

文学部一部

文学科・史学科・哲学科・社会学科・

教育学科

文学部二部

文学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化学科

イ 中央大学高等学校 定時制過程 普通科・商業科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制過程 普通科

エ 中央大学附属高等学校 全日制過程 普通科

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括総理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、総長選考委員会(以下この章において「選考委員会」という。)の選考した候補者について、理事会が選任する。

(選考委員会の構成)

第六条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 学長・研究所及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(選考委員会の議事)

第七条 選考委員会は、理事長が招集する。

2 選考委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

4 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第八条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第九条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第十条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十一条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。

- 一 理事 十八人以上二十二人以内
- 二 監事 二人又は三人

3 第十二条第一項第一号の理事(以下「職務上理事」という。)において、総長と学長とが兼ねる場合には、前項第一号の規定にかかわらず、理事の定数は、十七人以上二十一人以内とする。

(理事の選任)

第十二条 次に掲げる者を、この法人の理事とする。

- 一 総長、学長及び事務局長

二 選任教授六人

三 評議員その他の者九人以上十三人以内

2 前項第二号及び第三号の理事は、理事選考委員会(以下この章において「選考委員会」という。)の選考した候補者について、評議員会が選任する。

3 前項の規定は、理事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

4 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(選考委員会の構成)

第十三条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- 一 総長
- 二 学長
- 三 各学部長
- 四 大学院研究科委員長で互選した者一人
- 五 研究所長(大学附置研究所の所長を含む。)で互選した者一人
- 六 高等学校長で互選した者一人
- 七 評議員会議長・副議長
- 八 中央大学学員会会長
- 九 評議員会で互選した者十一人(この法人の専任教職員を除く。)
- 十 事務局長

(理事候補者の推薦等)

第十四条 各学部教授会は、当該学部の専任教授各一人を、理事候補者として選考委員会に推薦する。

2 選考委員会は、前項により推薦された者を、第十二条第一項第二号の理事候補者に選考するものとする。

3 第十二条第一項第三号の理事候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第十五条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(理事長)

第十六条 理事長は、理事(職務上理事を除く)のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。ただし、総長と学長が兼ねる場合は、この限りでない。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(常任理事の選任)

第十七条 理事の互選によって、常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十八条 監事は、監事選考委員会が評議員その他の者から選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、監事と評議員とは兼ねることができない。

2 前項の規定は、監事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

3 監事選考委員会については、第十三条及び第十五条の規定を準用する。

4 監事候補者の推薦については、別に定める。

5 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。(任期)

第十九条 役員(職務上理事を除く)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の決議をもって役員(職務上理事を除く)を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第二十条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。
(総長たる理事の代表権)

第二十一条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十二条 常任理事は、理事長を補佐し、その担当事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十三条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、前項の監査の結果を評議員会に報告する。

3 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることが出来る。

(顧問)

第二十四条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、重要な業務について、理事長の諮問に応え意見を述べることが出来る。

第四章 理事会

(理事会)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長

は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長(大学附置研究所の所長を含む)、情報研究教育センター所長、保健センター所長、国際交流センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることが出来る。

(理事会の議事)

第二十六条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

ただし、この法人の合併及び解散に関する議事は、理事の三分の二以上の多数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十七条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議

して決定する。

2 理事会は、その決定するところにより、特定の事項についての調査・検討を理事に担当させることができる。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十八条 この法人に評議員会を置き、百五十人以内の評議員をもって組織する。

(評議員の被選資格)

第二十九条 次に掲げる者をこの法人の評議員とする。

一 理事長、総長及び学長

二 学部長

三 高等学校長

四 年齢二十五歳以上であるこの法人の専任教職員から選任された者四十九人以内

五 年齢二十五歳以上であるこの法人の学員から選任された者八十七人以内

六 学職経験者その他の者から選任された者若干人

2 前項第五号の評議員には、現にこの法人の専任教職員である者を含まない。

3 第一項第五号の学員は、次に掲げる者とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者

二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律

学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校）の卒業生

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会

又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

4 監事は、その在任中評議員の被選資格を有しない。

(評議員の選任)

第三十条 前条第一項第四号から第六号までの評議員（以下「選任評議員」という。）は、評議員選考委員会（以下この

章において「選考委員会」という。）の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

2 前項の規定は、選任評議員の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

(評議員の選任)

第三十一条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 理事会で互選した者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長・副議長

五 選任評議員で互選した者十二人

2 前項第五号の評議員には、この法人の専任教職員及び任期満了となる評議員を含まない。

(選任評議員候補者の推薦)

第三十二条 選任評議員候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第三十三条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

(評議員の任期)

第三十四条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十九条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十五条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠

の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第三十六条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長(大学附置研究所の所長を含む)、情報研究教育センター所長、保健センター所長及び国際交流センター所長は、評議員会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

7 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項等)

第三十七条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならぬ。

一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二 基本規定(寄附行為)の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる

事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(委員会)

第三十八条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(名誉評議員)

第三十九条 この法人に功績顕著であった者を名誉評議員に委嘱することができる。

2 前項に定めるもののほか、名誉評議員に関する事項につ

いては、別に定める。

第六章 商議員会

(商議員会)

第四十条 この法人に商議員会を置く。

2 商議員会は、理事長に対して意見を述べ、この法人の運営に寄与することを目的とする。

3 前二項に定めるもののほか、商議員会に関する事項は、別に定める。

第七章 資産及び会計

(資産)

第四十一条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第四十二条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分

け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第四十三条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第四十四条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第四十五条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二ヶ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

(財務諸表の備置)

第四十六条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 収益事業

(種類)

第四十八条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第四十九条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第九章 基本規定（寄附行為）の変更

(議決の方法)

第五十条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第十章 合併及び解散

(議決の方法)

第五十一条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第五十二条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十一章 公 告

(公告)

第五十三条 この法人が、法令によってする公告は、事務所
の掲示場に掲示して、行う。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日
(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から
施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日か
ら施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、
役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、
それぞれのこの基本規定(寄附行為)により選任された者
とみなす。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から
施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日
から施行する。

附 則(規程第四百二十五号)

この基本規程(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日
(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附 則(規程第四百二十六号)

この基本規定(寄附行為)は、評議員会の議決を経た日
(昭和五十二年三月二十一日)から施行する。

附 則(規程第四百九十二号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日
(昭和五十三年四月一日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日
(昭和五十三年九月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、
役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、
それぞれのこの基本規定(寄附行為)により選任された者と
みなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三三号）

この基本規程（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年月十八日）から施行する。

附 則（規程第千七百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規定第千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成五年四月十九日）から施行する。
（経過措置）

2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によつて新たに選任される理事から適用する。

附 則（規程第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

附 則（規程第千四百五十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成七年七月四日）から施行する。

附 則（規程第千五百一十一号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年七月二十二日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する理工学部一部・二部経営システム工学科については、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 理工学部一部・二部管理工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平

成九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千五百十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附 則（規程第千五百三十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成九年五月八日）から施行する。

附 則（規程第千六百二十六号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十年十二月二十一日）から施行する。

（役員等に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員及び評議員（監事及び改正前の基本規定（寄附行為）第二十九条の規定により評議員となった者を除く。）は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

（評議員会の定数に関する経過措置）

3 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十一年五月二十四日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「二百四十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百二十一人以内」と

し、平成十一年五月二十五日から平成十三年五月三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百九十三人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百九人以内」とし、平成十三年五月四日から平成十四年六月二十三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百七十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「五十八人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「九十八人以内」とする。

（評議員の任期に関する特例）

4 第三十四条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月二十四日に就任する評議員のうち、二十二については、その任期を平成十五年五月二十四日まで、十八人については、その任期を平成十七年五月三日までとして選任する。

施行 昭和二六・三・八

改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。
(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内
- 三 常任幹事 二十人以上二十五人以内
- 四 幹事 八十人以上百人以内
- 五 会計監事 四人又は五人
- 六 協議員 七百人以上八百人以内
- 2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
- 3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議委員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議委員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員任期の残任期とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議委員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議委員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。
(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議委員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。
(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は60歳以上とし、任期は6年とする。
ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

い。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議す

る。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入（以下「会費」という。）、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもつて充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附則

(改正会則の発効)

- 1 この会則は、協議委員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員任期)

- 2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員任期)

- 3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

- 4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

- 5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

- 6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

- 7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万

円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十八年度の会計年度)

- 8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年3月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三)

第一条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

承認を得なければならない。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任幹事会の

第四条の二 会員は、幹事長に届け出て、退会することができる。

2 会員が、次の各号に一に該当するときは、幹事会の議決によりこれを退会させることができる。

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

二 本会の秩序をみだしたとき

第五条 本会に、次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長 五名

三 常任幹事 百名以内

四 幹事 六百名以内

五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。但し、幹事は、別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の諮問に
応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べ
ることができる。

第九条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学
員会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは
予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を
構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事
会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年五
月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時総会を招集すること
ができる。

3 幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議
の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、
遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一

名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上幹事長の招集によりこれを
開く。

2 幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたと
きは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事
項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他
の役員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推薦す
る事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもつ
て組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けた
ときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。
い。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運
営上必要な一切の事項を議決する。

第十三条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会
を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会にお
いてこれを定める。

第十三条の二 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならぬ。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十七条 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第十三条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手續による。

附則

この規程と改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一 東京弁護士会所属会員中より 二五〇名以内

二 第一東京弁護士会所属会員中より 一二五名以内

三 第二東京弁護士会所属会員中より 一二五名以内

四 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）
中より 四〇名以内

五 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）
中より 四〇名以内

六 その他の正会員または準会員の中より 二〇名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第二条各号の改正規程は、平成一〇年五月一四日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局本会（以下「事務局」という。）に次の職員を置く。

一 事務局長 一人

二 事務局次長 若干人

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹

事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

第一条（趣旨） この規定は中央大学法曹会会則（以下「本会会則」という）第一四条二項に基ずき、会費の納入について定める。

第二条（会費） 会費は、年額金三〇〇〇円とする。

但し、役員（本会会則第五条記載の者）は、年額金一万円を負担する。

第三条（納入の時期・方法） 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

第四条（改正） この規則は幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規定は、平成九年一月四日から施行する。

中央大法曹会賞授与に関する内規

第一条（目的）

中央大法曹会は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに統こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新なる発展を願い、ここに中央大法曹会賞を創設する。

第二条（表彰方法）

中央大学が毎年三月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大法曹会賞」を授与する。

第三条（選考方法）

大学及び執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

第四条（表彰内容）

第二条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

第五条（施行）

本内規は、平成十一年三月の卒業式から施行する。

毎年度司法試験合格者に対する象牙印鑑贈呈等の内規

第一条（目的）

中央大学在学学生及び卒業生にして、施行年度において司法試験第二次試験に合格した者に対して、中大法曹としての自覚を促し、その象徴として象牙印鑑を贈呈することによって、中大法曹としての誇りと栄誉を讃え、今後、後進の指導等の中央大学の新たな発展に寄与することを期待して本内規を創設する。

第二条（贈呈方法）

執行部は、大学または学員会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者を駿河台記念館に招待し、前条の印鑑を贈呈する。

第三条（印刻）

前条の印鑑を受領した合格者は、交付当日、贈呈式に出席している印章店に対して、自己の希望する書体の印刻を無料にて注文することができる。

第四条（費用）

執行部は、毎年はじめ凡そ一〇〇個の予算を計上しておくものとする。

第五条（附則）

本内規は、平成一〇年五月から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第一条 本会に人事委員会（以下本委員会という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学生会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|----|
| 一、東京弁護士会ブロック | 四名 |
| 二、第一東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 三、第二東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 四、裁判所、公証人ブロック | 一名 |
| 五、検察庁、公証人ブロック | 一名 |

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置き、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

委員長および副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付 則

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会(以下「本委員会」とい
う)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央
大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目
的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育につい
て、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一、中央大学法曹会推薦の
中央大学法職講座運営委員会委員 二名以内
- 二、中央大学法曹会推薦の
中央大学司法特設講座担当講師 六名以内
- 三、東京弁護士会ブロック
八名以内
- 四、第一東京弁護士会ブロック
四名以内
- 五、第二東京弁護士会ブロック
四名以内
- 六、裁判所ブロック
二名以内
- 七、検察庁
二名以内

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条

第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。
ただし、再任を妨げない。

2 委員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務
を行なわなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

付則

この規程は、平成六年十二月九日から施行する。

(経過措置)

1 改正日以前からの委員のうち、第三条第一号の委員及び
同条第三号乃至第七条の各半数の委員の各任期は、第五
条の定めにかかわらず、平成七年の幹事会において、新委員
が選任される日までとし、その余の委員の任期は平成八年
の幹事会において、新委員が選任される日までとする。

2 改正日から一年以内に委員となる第三条第二号の委員の
うち、半数の委員の任期は、第五条の定めにかかわらず、
平成七年の幹事会において新委員が選任される日までとし、
その余の委員の任期は、平成八年の幹事会において新委員
が選任される日までとする。

大学問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に大学問題委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一、中央大学法曹会選出の
学校法人中央大学評議員 若干名
- 二、東京弁護士会ブロック 二四名以内
- 三、第一東京弁護士会ブロック 十一名以内
- 四、第二東京弁護士会ブロック 十一名以内
- 五、裁判所ブロック 二名以内
- 六、検察庁、公証人ブロック 二名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。
(委員長、副委員長)

第五条 委員長は会議を主催し、副委員長は補佐し委員長に

事故あるときはその職務を代行する。

委員長は委員の互選により選出する。副委員長は委員長の指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを召集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を召集しなければならぬ。

(事務局)

第七条 本委員会に事務局担当者置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当者、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、中央大学法曹会幹事会の議決をした平成六年三月二三日から施行する。

会則検討委員会規則

(設置)

第一条 本会にて会則検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

付則

本規則は、中央大学法曹会の議決をした平成六年三月三
日から施行する。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

学 校 教 育 法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第一章 総 則

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第二条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

③ 第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

(略)

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。

ただし国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校における義務教育については、これを徴収することができない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

(略)

第十条 私立学校は、校長を定め、監督庁に届け出なければならぬ。

(略)

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

(略)

第六十九条の三 文部省に、大学審議会を置く。

② 大学審議会は、この法律規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学(高等専門学校を含む。以下この条及び次案において同じ。)に関する基本的事項を調査審議する。

③ 大学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。

④ 大学審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以上の委員で組織する。

大学設置基準

(昭和三十一年十月二十二日 文部省令第二十八号、最終改正 平三・六・三文令二四)

学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基づき、大学設置基準を次のように定める。

大学設置基準

(略)

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(自己評価等)

⑤ 前項に定めるもののほか、大学審議会の組織及び運営に
関し必要な事項は、政令で定める。

(略)

第二条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

(学部)

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつと認められるものとする。

(学科)

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(略)

第三章 教員組織

(学科目制及び講座制)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制又は講座制を設け、これらに必要な教員を置くものとする。

2 学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

3 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

(学科目制)

第八条 教育上主要と認められる学科目(以下「主要学科目」という。)は、原則として専任の教授又は助教が担当するものとし、主要学科目以外の学科目については、なるべく専任の教授、助教又は講師が担当するものとする。

2 演習、実験、実習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

(講座制)

第九条 講座には、教授、助教及び助手を置くものとする。ただし、講座の種類により特別な事情があるときは、講師を置き、又は助教若しくは助手を欠くことができる。

2 講座は、原則として専任の教授が担当するものとする。

(略)

第四章 教員の資格

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 大学において教授の経歴のある者

四 大学において助教の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

五 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(助教の資格)

第十五条 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

一 前条に規定する教授となることのできる者

二 大学において助教授又は専任の講師の経歴のある者

三 大学において三年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴がある者

四 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

五 研究所、試験所、調査所等に五年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

六 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者
（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 第十四条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者

二 その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者
（助手の資格）

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

第五章 収容定員

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

第六章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（略）

第七章 卒業の要件等

（単位の授与）

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対して

は、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の大学又短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第八章 校地、校舎等の施設及び設備

(校地)

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

(運動場)

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。

一 学長室、会議室、事務室
二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地及び校舎の面積)

第三十七条 校地及び校舎の面積については、別に定める。(略)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 大学における校地の面積（寄宿舎その他附属病院以外の

附属施設用地の面積を除く。は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る校舎の面積の六倍以上の面積と医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積の三倍以上に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とする。ただし、特別の事情があり、この面積が得られない場合は、教育に支障のない限度において、二分の一の範囲内でこの面積の一部を減ずることができる。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と近接した施設等を使用する場合の夜間学部に係る校地の面積は、当該夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

4 大学における校舎の面積は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、その教育に支障のないよう、少なくとも次の第一表及び第二表に定める面積を下らないものとする。

第一表

学部 の種類	収容定員 人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員八〇〇 人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 一、二〇〇人の 場合の面積 (平方メートル)
文学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
教育関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
法学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
経済学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
商学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
理学関係	五、七八五	八、九二五	一、二〇〇
工学関係	六、六一一 (略)	一、二三九	一、二〇〇

大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

このたび、別添一（三のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十四号）」、「大学院設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令（平成三年文部省令第二十五号）」及び「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十六号）」が平成三年六月三日に公布され、いずれも平成三年七月一日から施行されることとなりました。また、これらの省令に関連し、別添四及び五のとおり平成三年文部省告示第六十八号及び第七十号が平成三年六月五日に告示され、七月一日から施行されることになりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、併せて、大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するものであります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、下記のとおりです。それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

第一 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の

一部改正

1 自己評価等について

(1) 今回の大学設置基準の大綱化による制度の弾力化の趣旨を生かし、大学自らがその教育研究の改善への努力を行っていくために、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならぬこととしたこと。（改正後の第二条第一項関係）

(2) この点検及び評価を行うに当たっては、上記の趣旨に即し適切な点検・評価項目を設定するとともに、適当な実施体制を整えて行うものとしたこと。（改正後の第二条第二項関係）

2 教育研究上の基本組織について

(1) 学部の種類については、学部教育の多様な展開を図るため、規定上の例示を廃止したこと。（改正後の第三条関係）

(2) 学生の履修区分に応じた教育上の組織である課程の設置については、従来は学部の種類によって学科を設けることが適当でない場合に限定していたのを改め、学部の種類にかかわらず、当該学部の教育上の目的を達成するために有益かつ適切であると認められる場合には、課程を設けることができることとしたこと。

(改正後の第五条関係)

- (3) 学科又は課程に専攻課程を設け得る旨の規定を廃止し、学科又は課程にさらに細分化した組織を設けるこ

とについては、各大学の自主的な判断に委ねることとしたこと。(改正後の第四条及び第五条関係)

私立学校法

(昭和二十四年十二月十五日 法律第二百七十号、最終改正 平三・五・二一法七九)

第一章 総 則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第八十三条第一項に規定する各種学校をい。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところによる設立される法人をいう。

法律第二百七十号、最終改正 平三・五・二一法七九

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

第三章 学校法人

第一節 通 則

(資産)

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(略)

第二節 設 立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって少くとも次に掲げる事項を定め、文部省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員に関する規定

六 評議員会及び評議員に関する規定

七 資産及び会計に関する規定

八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

九 解散に関する規定

十 寄附行為の変更にに関する規定

十一 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもって定めなければならない。

3 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があった場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

(略)

(設立の時期)

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによって成立する。

(略)

第三節 管 理

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(業務の決定)

第三十六条 学校法人の業務は、寄附行為に別段の定がないときは、理事の過半数をもって決する。

(役員職務)

第三十七条 理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為をもってその代表権を制限することができる。

2 理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を総括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職

務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4 監事の職務は次の通りとする。

一 学校法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(役員専任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ)。

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもって定められた者を含む。以下本項及び第四十四条第一項において同じ)。

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになってはならない。

5 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

（役員の兼職禁止）

第三十九条 監事は、理事又は学校法人の職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）と兼ねてはならない。

（役員の補充）

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならぬ。

（評議員会）

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもって、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、議長を置く。

5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招

集しなければならぬ。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 寄附行為の変更

三 合併

四 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

五 収益を目的とする事業に関する重要事項

六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴

することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(寄附行為変更の認可)

第四十五条 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力は生じない。

(略)

学校法人中央大学等役員名簿（中大法曹関係）

（順不同・敬省略）

一 学校法人中央大学

◎顧問 堂野達也

◎理事 高橋守雄・松家里明・安原正之

◎監事 松崎勝一

◎評議員会

議長 信部高雄

評議員

阿部三郎・浅香恒久・新井弘二・飯塚信夫・猪股喜蔵
 飯塚正典・市橋千鶴子・岩田豊・大西保・及川昭二
 岡田錫淵・押谷勅雄・川上正俊・木川統一郎・木戸口久治
 岸巖・才口千晴・坂本建之助・設樂敏男・篠原千廣
 菅沼隆志・杉山英巳・鈴木喜三郎・鈴木秀雄・田中慎介
 田宮甫・高橋守雄・高橋勇次・瀧澤國雄・寺口真夫
 中津川彰・繩稚登・西山要・野宮利雄・原秀男
 日野久三郎・深沢守・藤井光春・堀合辰夫・松家里明
 松田昇・三上庄一・森田洲右・安原正之・柳澤義信

二 財団法人 白門奨学会

山本忠義・横山 昭・吉本英雄・若林秀雄

◎理事長 大西 保

◎理事 坂本建之助・市橋千鶴子

◎監事 倉田雅充

◎評議員 石井嘉夫・秋知和憲・深沢 守・高橋守雄・村重慶一

吉岡征雄

◎選考委員会委員

田宮 甫

中央大学学員会役員名簿（中大法曹推薦）

（十一年三月現在）

名誉会長 堂野達也

会長 大西保

副会長 瀧澤國雄

顧問 内山弘・松井宣

参与 石井一郎・木戸口久治・日下文雄・倉田雅充・小池金市

鈴木秀雄・竹村照雄

常任幹事

猪股喜藏・坂本建之助・設樂敏男・森田洲右

幹事

阿部三郎・安藤章・篠原千廣・信部高雄

鈴木喜三郎・高橋守雄・繩稚登・野宮利雄・藤井光春

安原正之・吉田和夫・若林秀雄

會計監事

杉山英巳

中央大学法曹会役員名簿 (平成九・一〇年度)

一、顧問・参与 (○新任)

(1) 顧問

小池 金市 瀧澤 國雄

堂野 達也

安原 正之

(東弁)

倉田 雅充 設樂 敏男

信部 高雄

○柳澤 義信

(一弁)

石井 一郎 大西 保

木戸口 久治

坂本 建之助

野宮 利雄

(二弁)

(2) 参与

奥原 喜三郎 小竹 耕

木川 統一郎

日下文 雄

倉田 哲治

児島 平 小林 宏也

笹原 桂輔

鈴木 秀雄

戸田 宗孝

水上 喜景 山本 忠義

(東弁)

岡田 錫淵 梶原 止

竹村 照雄

寺尾 正二

原 秀男

依田 敬一郎 ○吉本 英雄

(一弁)

内山 弘 近藤 三代次

(二弁)

二、幹事 (○は常任幹事)

相田 利隆

我妻 真典

秋知 和憲

秋元 修二

浅見 昭一

清見	木戸口久義	川上三郎	金井孝雄	春日寛	海法幸平	奥野善彦	大谷隼夫	大澤一正	海野秀樹	植松功	井上聡	伊藤伴子	市川照巳	石井次治	飯塚孝章	○安藤章	荒井清壽	阿南三千子
久木野利光	木下健治	川瀬仁司	金澤恭男	片岡義弘	加賀美清七	小澤治夫	大辻正寛	大澤成美	榎本逸郎	宇田川忠彦	井上壽男	伊藤まゆ	井手慶祐	石井芳光	飯沼允	安藤貞一	荒井洋一	阿部三郎
草川健	木村晋介	河東宗文	神谷成吉郎	勝野義孝	笠井浩二	小名雄一郎	大西清	太田孝久	榎本峰夫	宇田川濱江	○猪股喜蔵	伊藤文夫	伊藤茂昭	石川秀樹	五十嵐二葉	安藤良一	有坂正孝	阿部正博
楠忠義	木村康定	北村一夫	亀井忠夫	加藤義明	笠原克美	小野紘一	大室征男	太田秀夫	遠藤和夫	内丸義昭	今井勝	稲田寛	伊藤孝雄	石葉泰久	池田桂一	○伊井和彦	有馬幸夫	雨宮眞也
倉田大介	木村美隆	北村忠彦	川勝勝則	金井大三郎	粕谷秀男	小山田辰男	小川信明	○大高満範	○及川昭二	伯母治之	上野廣元	井上勝義	伊東正	石渡光一	池田治	飯田義則	鮎川定徳	新井清志

永松栄司	中村生秀	中陳秀夫	戸崎透	寺井一弘	千葉憲雄	竹原孝雄	高谷圭一	○曾田多賀	○瀬川徹	菅沼隆志	清水洋	設楽達雄	佐藤義行	佐藤正八	○榊原卓郎	小林喜浩	小林明彦	黒岩哲彦
名波倉四郎	中村治郎	中西康晴	内藤貴昭	寺口真夫	塚越豊	田崎信幸	高橋崇雄	高石昌子	関口徳雄	鈴木康洋	白井典子	篠原千廣	真田淡史	佐藤隆男	坂巻國男	小山勲	小林健二	黒須雅博
○繩雅登	中村浩紹	中野博保	中島義勝	寺崎昭義	土田庄一	田堰良三	高橋信	高城俊郎	関口博	鈴木利廣	○白井正明	島田修一	志賀剛一	佐藤真喜夫	桜井公望	○紺野稔	小林元治	厚井乃武夫
新津勇七	中村裕二	中原俊明	中田浩一郎	○天坂辰雄	堤淳一	田中英雄	多賀健三郎	高木國雄	関根靖弘	鈴木修司	白石道泰	島田種次	志沢徹	佐藤勝	佐々木敏行	近藤智孝	小林信明	古賀政治
西込明彦	中山忠男	中村玲子	中田直介	登坂真人	津村政男	千葉宗武	竹内義則	高崎一夫	芹沢博志	須藤正彦	水津正臣	清水紀代志	穴倉秀男	佐藤むつみ	佐瀬正俊	○才口千晴	小林秀正	小杉武生

伊藤忠敬	○飯田数美	青木康国	若林安行	好川弘之	山田八千子	山岸憲司	安田彪	森徹	村田裕	三井一雄	圓山司	松岡靖光	堀合辰夫	○藤井光春	平野雅幸	馬場榮次	長谷川武弘	西村文明
今村敬二	池内稚利	青木一男	脇田輝次	吉澤敬夫	山地義之	山口博	矢田英一郎	森田太三	村田豊	源光信	水野邦夫	○松崎勝一	本間崇	藤井真人	平松暁子	原山庫佳	八戸孝彦	西林経博
○岩田豊	池田達郎	赤井文弥	渡辺徹	○吉田幸一郎	山本剛嗣	山崎哲	矢吹誠	○森田洲右	村田由美子	三羽正人	御園賢治	松嶋英機	本間正浩	藤森茂一	平松和也	平井嘉春	服部大三	二瓶和敏
梅澤和雄	石田裕久	新谷謙一	渡辺務	吉野徹	湯川將	山田俊昭	山川豊	安岡清夫	本島信	○村上昭夫	溝口喜文	松永涉	牧野英之	船戸実	深澤武久	平野智嘉義	服部邦彦	野口和俊
大崎康博	市野澤裕子	安西愈	(東弁 二七四名)	吉原大吉	横山昭	山田茂	山川萬次郎	安田隆彦	百瀬和男	村上徹	溝口敬人	松本泰次	増田彦一	○堀岩夫	福家辰夫	平野大	羽成守	橋本幸一

横	山	守	宮	松	藤	廣	丹	○豐	田	高	鈴	下	佐	今	木	川	加	○大
溝	田	屋	島	尾	本	渡	羽	田	邊	橋	木	山	々	野	村	原	藤	西
高	滋	文	崇	紀	博	鉄	健	泰	勝	正	和	聰	和	昭	史	慎	昭	
至		雄	行	良	光		介	介	巳	則	憲	明	郎	昌	郎		一郎	
吉	山	八	村	○松	藤	深	西	仲	綱	竹	鈴	○白	篠	齋	窪	川	金	翁
川	本	木	下	家	本	澤	坂	居	取	川	木	河	原	藤	木	辺	澤	川
壽	卓	清	憲	里	英	隆	信	康	孝	忠	喜	浩	由	祐	登	直	均	雄
純	也	文	司	明	介	之		雄	治	芳	久		宏	一	志	泰	一	一
葭	山	柳	元	萬	藤	○深	萩	中	寺	田	鈴	○神	柴	齋	神	川	金	萩
葉	本	川	木	羽	本	沢	原	野	本	口	木	洋	田	藤	部	村	澤	原
昌	繁	恒			博		平	正	吉	邦	則	明	徹	勝	範	延	優	静
司	樹	子	徹	了	史	守		人	男	雄	佐		男		生	彦	夫	夫
米	山	矢	森	御	辺	福	羽	奈	遠	田	鈴	杉	島	酒	小	木	加	奥
林	本	部	宿	見	吉	吉	田	良	山	中	木	本	田	井	林	戸	毛	平
和	政	耕	寿	紀		實	忠	道	信	茂	英	秀	一	伸	美	弘	修	力
吉	敏	三	男	也	男		義	博	一郎	夫	夫	彦	彦	夫	智			
															子			
																弘	修	力
六	山	○山	森	宮	細	藤	平	成	友	田	高	鈴	清	酒	小	木	川	小
田	本	崎	田	崎	田	本	手	富	野	中	橋	江	水	井	屋	元	崎	口
文	隆	源	昌	万	良		啓	安	喜	慎	勇	辰	憲	憲	敏	直	直	隆
秀	幸	三	昭	壽	一	猛	一	信	一	介	次	男	肇	郎	一	樹	人	夫

諸永芳春	向井惣太郎	松田啓	堀内幸夫	播磨源二	西川忠良	中川隆博	千葉昭雄	田中宏	○高橋守雄	猿山達郎	木村雅暢	笠井盛男	○大井勅紀	岩瀬外嗣雄	伊藤圭一	池田眞一郎	相川俊明	○若林秀雄
安井桂之介	村野守義	丸山輝久	本田洋司	藤光巧	根岸清一	○中津靖夫	辻居幸一	○田中美登里	滝田裕	杉井静子	小海正勝	笠井直人	大塚功男	岩本公雄	今泉政信	石井芳夫	藍谷邦雄	渡邊洋一郎
山崎司平	村山幸男	三木茂	榎枝一臣	藤原真由美	根本隆	中村鉄五郎	土井隆	谷直樹	田代則春	○鈴木喜三郎	小林幸夫	門屋征郎	岡田弘隆	上野操	今中美耶子	石川幸吉	新井弘二	
山下清兵衛	○村山芳朗	水嶋幸子	○増田浩千	船越廣	羽尾芳樹	中吉章一郎	栃木敏明	田宮甫	多田武	鈴木誠	駒沢孝	嘉本益巳	尾崎毅	上原康弘	今村健志	石川宏	新井嘉昭	
山田忠男	森誠一	宮山雅行	増田徑子	古山昭三郎	原誠	行方美彦	友部富司	田宮武文	伊達俊二	鈴木雅芳	坂本行弘	川津裕司	○小野道久	遠藤英毅	入倉卓志	石黒竹男	飯畑正男	(二弁 一二二名)

雪下伸松

横井弘明

吉岡讓治

○吉田和夫

吉野純一郎

脇坂治國

渡邊三樹男

(二弁 九七名)

秋山寿延

浅香恒久

一宮なほみ

○井上廣道

○大藤敏

川島貴志郎

北野俊光

小池晴彦

合田悦三

河野信夫

佐々木宗啓

○佐藤歳二

佐藤久夫

○沢田三知夫

嶋原文雄

新海順次

杉山英巳

須藤典明

高木新二郎

高田健一

竹田稔

田中優

田中康郎

田村眞

寺尾洋

沼田寛

橋本和夫

林豊

○舟橋定之

綿引穰

○青沼隆之

有田知徳

石川達紘

石黒重徳

石部紀男

井内顕策

伊藤鉄男

岩村修二

○畝本直美

大久保慶一

○太田修

太田文保

奥眞祐

小黒和明

笠間治雄

加藤昭

窪田守雄

○栗原恵三

五島幸雄

小林域泰

高野利雄

瀧澤佳雄

千葉雄一郎

徳久正

戸澤和彦

豊嶋秀直

仲田章

西正敏

平尾雅世

堀口勝正

本田守弘

牧野忠

増田暢也

○宮沢忠彦

宗像紀夫

村上康聡

山本修三

横田尤孝

吉田正喜

若狭勝

渡辺登

(檢察庁 四一名)

(裁判所 三〇名)

三、會計監事

大塚 一夫
山田 賢次郎

四、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長	田宮 甫(二弁)
副幹事長	新井 嘉昭(二弁)
〃	横山 昭(東弁)
〃	森田 昌昭(一弁)
〃	橋本 和夫(裁判所)
〃	牧野 忠(檢察庁)
事務局長	諸永 芳春(二弁)
事務局次長	行方 美彦(二弁)
〃	嘉本 益巳(二弁)
〃	村上 昭夫(東弁)
〃	飯沼 允(東弁)
〃	小林 美智子(一弁)
〃	寺尾 洋(裁判所)
〃	千葉 雄一郎(檢察庁)

中央大学法曹会 各種委員会委員名簿 (平成九・一〇年度)

◎委員長

一、人事委員会(一〇名)

(東弁) 安原正之・猪股喜蔵・及川昭二・才口千晴

(一弁) ◎柳澤義信・松家里明

(二弁) 野宮利雄・石井芳夫

(裁判所) 橋本和夫

(検察庁) 増田暢也

二、会報編集委員会(一〇名)

(東弁) 岸 巖・寺口真夫・堀川文孝・荒井清壽

(一弁) ◎萬羽 了・福吉 實

(二弁) 伊藤圭一・吉岡讓治

(裁判所) 佐藤 康

(検察庁) 小林城泰

三、会則検討委員会(一〇名)

(東弁) ◎浅見昭一・石渡光一・千葉宗武・亀井忠夫

(一 弁) 木戸 弘・佐々木 和郎

(二 弁) 村山 芳朗・井手 大作

(裁判所) 佐藤 康

(検察庁) 五島 幸雄

四、法職教育検討委員会(二七名)

① 法職講座運営委員会委員

(東 弁) 中村 茂八郎

(二 弁) 伊達 俊二

② 司法特設講座担当講師

(東 弁) 才口 千晴・大辻 正寛・西込 明彦

(一 弁) 川村 延彦・酒井 憲郎

(二 弁) 友部 富司

③ 委員

(東 弁) ◎鈴木 康洋・高氏 侖・石井 芳光・黒須 雅博

白井 典子・田中 紘三・浅香 寛・北澤 純一

(一 弁) 神谷 信行・田中 茂・仲居 康雄・守屋 文雄

(二 弁) 山下 清兵衛・山崎 司平・山田 忠男・坂本 行弘

(裁判所) 寺尾 洋

(檢察庁) 太田 修・平尾雅世

五、大学問題委員会(五〇名)

(東 弁) 安原正之・松崎勝一・菅沼隆志・秋知和憲・繩雅登

及川昭二・久木野利光・白井正明・平井嘉春・本間崇

大高満範・曾田多賀・川勝勝則・吉田幸一郎・飯田義則

田堰良三・坂巻國男・井上勝義・佐藤正八・小林元治

小林信明・伊井和彦・圓山司・牧野英之

(二 弁) 岩田 豊・岡田錫淵・荻原静夫・倉田雅充・設樂敏男

信部高雄・田中愼介・豊田泰介・深澤 守・山崎源三

吉本英雄

(三 弁) ◎中津靖夫・新井弘二・大平恵吾・門屋征郎・坂本建之助

高橋守雄・野宮利雄・播磨源二・森 誠一・山下清兵衛

雪下伸松

(裁判所) 星野雅紀・佐藤 康

(檢察庁) 松田 昇・松浦 恂

六、機構改革実行特別委員会(一八名)

(東 弁) 松崎勝一・圓山 司・繩雅 登・奥野善彦・安藤良一

石川秀樹

(一 弁)

荻原静夫・白河浩・飯田数美・神部範生

(二 弁)

◎村山芳朗・石川幸吉・川津裕司・千葉昭雄

(裁判所)

橋本和夫・寺尾洋

(検察庁)

牧野忠・千葉雄一郎

平成一一年度司法特設講座講師名簿（○印新規推薦）

平成一一年三月一〇日現在

法曹論

佐藤 康（裁判官・二三期）

杉山茂久（検察官・二八期）

才口千晴（弁護士・一八期）

小島武司（法学部教授）

司法演習

前期（一一・四・一二～七・三一）

〔司法演習Ⅱ（二年）〕

憲法五名（統治機構）

（五コマ）

1 青木康國（一弁・二九期）一コマ

2 山崎司平（二弁・三一期）一コマ

3 溝口敬人（東弁・三五期）一コマ

4 木村美隆（東弁・三六期）一コマ

5 草薙一郎（東弁・三九期）一コマ

民法一二名（債権総論）

（一五コマ）

1 石井芳光（東弁・一七期）一コマ

2 猿山達郎（二弁・一九期）一コマ

3 村田裕（東弁・二一期）一コマ

4 山田忠男（二弁・二三期）一コマ

- 刑法五名(各論中心)
(八コマ)
- 5 篠原由宏(一弁・二四期)一コマ
 - 6 高石昌子(東弁・三四期)一コマ
 - 7 湯川 将(東弁・三八期)一コマ
 - 8 釘沢知雄(二弁・三九期)二コマ
 - 9 嘉本益巳(二弁・三九期)一コマ
 - ⑩ 土井 隆(二弁・三九期)二コマ
 - 11 滝田 裕(二弁・四〇期)一コマ
 - ⑫ 廣渡 鉄(一弁・四四期)二コマ
 - ① 佐藤 崇(檢察・三三期)二コマ
 - 2 宮崎 万寿夫(一弁・三四期)一コマ
 - 3 伊達 俊二(二弁・三六期)一コマ
 - 4 横井 弘明(二弁・三六期)二コマ
 - 5 嶋田 貴文(一弁・三八期)一コマ
 - 6 平手 啓一(一弁・三九期)一コマ

後期(一一・九・二〇)一・一・一四

〔司法演習Ⅰ(二年)〕

- 憲法七名(人 権)
(八コマ)
- 1 青木 康國(一弁・二九期)一コマ
 - 2 根岸 清一(二弁・三五期)一コマ
 - 3 中村 裕二(東弁・三九期)二コマ

民法一名(総則)

(一五コマ)

- | | |
|----|------------------|
| 4 | 寺本吉男(一弁・三九期)一コマ |
| 5 | 草薙一郎(東弁・三九期)一コマ |
| 6 | 鈴木秀一(一弁・四〇期)一コマ |
| 7 | 山田明文(二弁・四六期)一コマ |
| 1 | 曾田多賀(東弁・一九期)二コマ |
| 2 | 清水紀代志(東弁・二一期)一コマ |
| 3 | 川村延彦(一弁・二二期)二コマ |
| 4 | 元木徹(一弁・二九期)一コマ |
| 5 | 細田良一(一弁・三一期)二コマ |
| 6 | 高石昌子(東弁・三四期)二コマ |
| 7 | 行方美彦(二弁・三六期)一コマ |
| 8 | 湯川将(東弁・三八期)一コマ |
| 9 | 滝田裕(二弁・四〇期)一コマ |
| 10 | 中野正人(一弁・四〇期)一コマ |
| ⑪ | 沢野忠(一弁・四〇期)一コマ |
| 1 | 小黑和明(檢察・三〇期)二コマ |
| 2 | 塚越豊(東弁・三一期)一コマ |
| ③ | 保倉裕(檢察・三三期)一コマ |
| 4 | 辻居幸一(二弁・三五期)一コマ |

刑法九名(総論中心)

(一一コマ)

後期(一一・九・二〇)～(一二・一・一四)

〔司法演習Ⅲ(二年)〕

憲法五名(総合)

(五コマ)

- 5 伊達俊二(二弁・三六期)一コマ
- 6 額田みさ子(二弁・三七期)二コマ
- 7 八木清文(一弁・四一期)一コマ
- 8 大西裕(一弁・四一期)一コマ
- 9 松田豊治(一弁・四三期)一コマ

民法一四名(物権)

(一五コマ)

- 1 原誠(二弁・二三期)一コマ
- 2 山崎司平(二弁・三一期)一コマ
- 3 溝口敬人(東弁・三五期)一コマ
- 4 木村美隆(東弁・三六期)一コマ
- 5 真野文恵(二弁・四五期)一コマ
- 1 大辻正寛(東弁・一六期)一コマ
- 2 猿山達郎(二弁・一九期)一コマ
- 3 友野喜一(一弁・二〇期)一コマ
- 4 村田裕(東弁・二一期)一コマ
- 5 杉井静子(二弁・二二期)一コマ
- 6 山田忠男(二弁・二三期)一コマ
- 7 御園賢治(東弁・二三期)一コマ

刑法四名(応用)
(六コマ)

- | | | | |
|----|-----|-------------|-----|
| 8 | 宮崎 | 万寿夫(一弁・三四期) | 一コマ |
| 9 | 平松 | 和也(東弁・三七期) | 二コマ |
| 10 | 河東 | 宗文(東弁・三八期) | 一コマ |
| 11 | 厚井 | 乃武夫(東弁・四〇期) | 一コマ |
| ⑫ | 伯母 | 治之(東弁・四〇期) | 一コマ |
| 13 | 鈴木 | 和憲(一弁・四一期) | 一コマ |
| ⑭ | 海老原 | 覚(東弁・四四期) | 一コマ |
| 1 | 羽成 | 守(東弁・二八期) | 一コマ |
| ② | 佐藤 | 崇(檢察・三三期) | 二コマ |
| 3 | 横井 | 弘明(二弁・三六期) | 二コマ |
| 4 | 川添 | 丈(一弁・四三期) | 一コマ |

会 務 報 告 書

中央大学法曹会事務局長 諸 永 芳 春

一 中央大学法曹会の平成九年五月一六日から平成一〇年五月一三日（本文作成段階二月二三日で以降五月一三日までについては予定されるもの）までの活動の概要は、別紙中央大学法曹会平成九・一〇年度開催行事報告書に記載されていますのでお読みいただきたいと思います。

二 この中央大学法曹会は、田宮甫幹事長、横山 昭、森田昌昭、新井嘉昭、星野雅紀（平成九年度）、橋本和夫（平成一〇年度）、杉山茂久（平成九年度）及び牧野 忠（平成一〇年度）の各副幹事長、諸永芳春事務局長、行方美彦、嘉本益己、村上昭夫、小林美智子、飯沼 允、二瓶和敏、木戸口久義、佐藤 康、寺尾 洋、長井博美及び千葉雄一郎の各事務局次長、大塚一夫会計監事を執行部として、執行部就任中の二年間（一部次長は途中交代あり）、年一回の総会、年四回の常任幹事会・幹事会、毎月一回定例及び臨時の各種委員会および特別プロジェクトチームの活動等を開催実行して、活発に活動して参りました。

三 執行部の目標

幹事長は、本執行部の発足に当たり、「母校中央大学の特に伝統ある法学部の再建のため積極的に提言し、支援

し、関与したい。そのために、中央大学法曹会の一層の拡大と充実をはかり、若手会員の積極的参加を呼びかけ活性化した組織としたい。

具体的措置としては、①中央大学法学部内に中大法律プロフェッショナルセンターを置く。②中央大学法曹会の支部を各都道府県ごとに設置し、会員の拡大をはかる。

①は大学問題委員会において鋭意検討する。②は機構改革委員会を設置し、会則を改正、全国支部設置への呼びかけと、援助協力を担当してもらおう。」などの目標設定と具体的指針を掲げました。

執行部各員は、幹事長の熱意と強力なリーダーシップの下に一丸となって目標達成に協力し、邁進して参りました。

四 広報活動の充実（会報編集委員会・委員長萬羽 了）

右の執行部の目標を法曹会内外に広く理解してもらうために、平成九年度中にタブロイド版「中大法曹ニュース」及び平成一〇年度に本号「中大法曹（一七号）」を発行することとしました。ニュースにおいては、執行部の目標及び活動状況を幹事長、各委員長などが執筆し報告しました。「中大法曹（一七号）」においては、拡大した会員の声を掲載するなど法曹会のこれからの活力の基となるような記事となりました。これらの出版物は法曹会内だけにとどめず広く中大関係者に配布しました。

ニュースの発行は、現執行部の考え及び活動状況を内外に広く理解してもらうために役立ち、「中大法曹（一七号）」の発行は、本執行部の成果の一部をお伝えできるものと考えております。

五 会員及び幹事の増強並びに会費の会則化（機構改革検討特別委員会及び機構改革実行特別委員会・委員長村山芳朗）

組織・会の活性化には構成員の若返り、新陳代謝が不可欠であるという見地から、会則第五条四項を改正し、幹

事の数を「三百名以内」から「六百名以内」に変更し、倍増した三百名の幹事をそれぞれ各ブロック別に概ね司法修習二〇期以降の会員から人選してもらいました。

会則第四条第一項「本会は中央大学学員で東京都内に住所または勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。」を「本会は中央大学学員である法曹をもって組織する。」と改正し、東京都外に住所または勤務先を有する法曹を会員とすることとしました。

これと平行して、現会員以外の全国の中大出身法曹二〇二一名に、全国法曹全てを会員とすること、各都道府県別に分会（ブランチ）をおくこと、会費を徴収すること等の可否についてアンケートを発送したところ、約一割に当たる二〇〇名から回答があり、回答者の多くの方から賛意が寄せられました。その結果全国地方裁判所所在地に分会を設け、全国の分会枠として幹事枠四百名分を増し、幹事合計千名以内とすることにし、会則第五条四「幹事六百名以内」を「幹事千名以内」と改正し、年会費については幹事年額一万円、会員三〇〇〇円と規定しました。

全国の分会は、広島、名古屋、横浜、札幌、浦和、千葉、岩手などにおいて活動が始まりました。機構の改革は、当会の若返り活性化と財政基盤の充実に少なからず寄与したものと考えます。

六 本学出身者の司法試験合格者増に対する短期、中期、長期対策の策定実行（大学問題委員会委員長中津靖夫）

右の各対策について①設備（立地条件を含む）、②教員・学生の質の向上、③受験生増、④受験生の目的意識の強化、⑤総合的かつ効率的な受験指導体制の確率、⑥その他について真剣な討議がなされました。

その結果、短期対策として大学当局（理事長・総長及び学長）あてに次の事項を提言いたしました。

①駿河台会館内に短答式合格者中より最低五〇〇名を収容する教場を確保する。②学校経費より最低二億円を拠出する。③ビデオ等の設備・機器を備える。④受験予備校のカリキュラム及び教材等を購入する。⑤受験指導の能力のあるチューターを確保し、徹底指導するとともに、時給一万元以上支給する。

右の提言は、中央大学平成一一年度予算において、司法試験対策費前年度比、金九六〇〇万円の増額が実現し、執行部目標の一部が実現されるに至りました。

さらには、全国の中央大学法曹会関係者に呼びかけ、テミスを育む会（中央大学関係司法試験受験者を支援する会）を発足させ、受験生を支援することを始めました。テミスを育む会（会長阿部三郎）は当会との協賛で、低廉な費用で一連の択一模擬試験を実施しました。このねらいとするところは、一人でも多くの在学中択一試験合格者を実現し、ひいては在学中合格者の増強に役立て、加えて司法試験離れに歯止めをかけることを目的とするものであります。

七 法職教育の支援充実（法職教育検討委員会委員長鈴木康洋）

法職教育の支援充実のため、当会から法曹論・憲法・刑法・民法などの特設講座、演習について約五〇名の講師を派遣支援しています。在学生に法廷見学（二年間に三回）を実施し、模擬法廷と異なり現実の法廷見学は、非常に有意義なものがあるようです。当委員会では、特別のプロジェクトチームを編成し三年間で司法試験に合格するマニュアルとして「司法試験在学合格マニュアル」を作成しました。新年度入学生に対し無料配布の予定であります。

八 司法試験合格者に対する記念品の授与及び中央大学卒業生に対する法曹会賞の新設

司法試験に合格した後輩に対し、祝意を表し初心をいつまでも忘れないようにしてもらおう記念として、生涯携帯使用できる象牙の印章を授与する内規を新設しました。また学業成績が優秀な卒業生または文化活動に顕著な功績を挙げた卒業生に対し「中央大学法曹会賞」を授与する内規を新設し、平成一〇年度司法試験合格者及び大学卒業生から実行いたしました。

九 中央大学や学会の理事監事などの推薦、講師の派遣などに適正をきすために、定例または臨時に人事委員会

(委員長柳沢義信) を開催し、機構改革については当然会則規則の改正、記念品の授与などには内規の新設が必要となり会則検討委員会(委員長浅見昭一)の議を経て実行して参りました。

十 おわりにこの二年間非力な事務局長に対し格別のご指導、ご協力いただきました田宮幹事長はじめ執行部及び各種委員会委員長らの諸先生に対し心から感謝と御礼を申し上げますと共に、いつの日か中央大学が「法科の中央」として昔日の栄光を復活する日のあることを祈念して筆を置きます。

中央大学法曹会平成九・一〇年度開催行事報告書

自平成 九年五月一六日
至平成一〇年五月二三日
中央大学法曹会事務局

年月日	行 事	摘 要
9・5・16	第4回常任幹事会・幹事会 平成9年度定時総会及び懇親会	於 中央大学駿河台記念館 平成9・10年度幹事・会計監事選任 幹事長・副幹事長・常任幹事互選 事務局長・事務局次長任命
9・5・21	平成9年度第1回執行部会	於 らん月 議題 1 本年度事業・会務執行の基本方針 2 事務局次長の職務分担の件 3 本年度定例執行部会等開催日時決定の件 4 新旧執行部事務引継会・懇親会の件 5 本年度予算案作成の件 6 各種委員会委員人選の件 7 その他
9・6・5	新旧執行部事務引継会・懇談会	於 新橋亭新館
9・6・23	平成9年度第2回執行部会	於 弁護士会館 議題 1 各種委員会開催の件 2 中央大学役員（法曹会出身）との懇談会開催の件 3 比較法研究所との懇談会開催の件 4 予算案説明の件 5 大学問題委員会に対する諮問事項の件 6 機構改革検討特別委員会（仮称）設置の件

9・7・2	日本比較法研究所との懇談会	7 第一回常任幹事会・幹事会及び司法修習生との懇親会開催の件
9・7・11	平成9年度 第1回常任幹事会・幹事会及び 司法修習生との懇親会	於 ホテル海洋 議題 1 各種委員会委員選任の件 2 機構改革検討特別委員会の件 3 平成9年度予算説明の件
9・7・14	各種委員会(第1回) (人事・法職検討・会報編集・会則改正・ 大学問題)	於 弁護士会館 議題 1 各種委員会委員長、副委員長選任の件 2 各種委員会運営の件
9・7・23	中央大学理事との懇談会	於 弁護士会館
9・7・28	機構改革検討特別委員会(第1回)	於 弁護士会館 議題 1 副委員長選任の件 2 諮問事項について
9・8・5	会報編集委員会 (第2回)	於 弁護士会館 議題 1 中大法曹第17号発行について 2 中大法曹ニュース(仮称)発行について
9・8・18	機構改革検討特別委員会正副委員長会議	於 弁護士会館 議題 全国向けアンケート案作成
9・9・4	平成9年度第3回執行部会	於 弁護士会館 議題 1 第1回常任幹事会・幹事会結果報告の件

9・9・18	会則検討委員会(第1回)	於 弁護士会館 議題 1 第一次諮問について
9・9・9	大学問題委員会(第2回)	於 弁護士会館 議題 「中央大学法学部を応援する会」の設立について
9・9・8	法職教育検討委員会(第2回)	於 弁護士会館 議題 1 副委員長選任の件 2 司法特設講座講師の選任の件 3 法廷見学会の件
9・9・4	人事委員会(第2回)	於 弁護士会館 議題 1 今後の方針について
		<p>17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2</p> <p>ホームカミングデー景品寄贈の件 会費決定の件 幹事増員の件 司法試験対策全国集会開催の件 会費徴収強化の件 南甲クラブとの懇談会開催の件 顧問・参与との懇談会開催の件 若手会員(幹事及び幹事外を含む)の意見を聞く会開催の件 法職教育検討委員会との意見交換会開催の件 48期、49期会員調査報告の件 法職教育についての執行部の基本方針の件 法職教育検討委員会担当副幹事長選任の件 法職教育検討委員会担当次長選任の件 各委員会の経過報告等 機構改革検討特別委員会の中間答申承認の件 第2回常任幹事会・幹事会及び忘年懇親会開催の件</p>

9・9・25	会報編集委員会(第3回)	於 弁護士会館 議題 1 中大法曹第17号発行について
9・9・30	機構改革検討特別委員会(第2回)	於 弁護士会館 議題 1 アンケート案について
9・10・3	人事委員会(第3回)	中止
9・10・6	平成9年度第4回執行部会	於 弁護士会館 議題 1 常任幹事会・幹事会について 2 懇親会について 3 機構改革検討特別委員会作成のアンケート案の承認及び 発送について 4 会則検討委員会の第一次答申書承認について 5 法職教育検討委員会、大学問題委員会との三者意見交換 会開催について 6 司法試験特設講座講師のブロック推薦について 7 「中央大学法学部を応援する会」の設立について 8 司法試験合格者贈のための短期対策についての「幹事長 の大学問題委員会メモ」を大学理事者等に対し提言するこ との検討
9・10・8	法職教育検討委員会(第3回)	於 弁護士会館 議題 1 次年度司法特設講師補充者選任の件 2 講師料の件 3 法廷見学実施の件 4 意見交換会実施の件
9・10・13	大学問題委員会(第3回)	於 弁護士会館 議題 1 「大学問題委員会メモ」の件

9・11・14	会則検討委員会(第3回)	於 弁護士会館 議題 1 幹事候補者選出規定改正の件 2 会費規則制定の件
9・11・21	法職教育についての意見交換会	於 弁護士会館 議題 1 法職教育検討委員会が今なすべきこと 2 司法演習の担当講師から見た法職教育の現状及び今後のあり方 3 法職教育についての大学問題委員会の役割
9・11・25	会報編集委員会(第4回)	於 弁護士会館 議題 1 中大法曹第17号発行について 2 中大法曹ニュース(仮称)発行について
9・11・26	機構改革検討特別委員会(第3回)	於 弁護士会館 議題 1 アンケート結果報告の件 2 分会(ブランチ)の件
9・11・29	司法試験合格者祝賀会	於 中央大学駿河台記念館
9・12・4	人事委員会(第5回)	於 弁護士会館 議題 1 平成10年度司法特設講座講師推薦について
9・12・5	平成9年度 第2回常任幹事会・幹事会及び忘年懇親会	於 スクワール麹町 議題 1 会則改正及び規則制定の件 2 司法特設講座講師推薦の件 3 会務報告・会計報告・委員会報告
9・12・9	大学問題委員会(第5回)	於 弁護士会館 議題 1 中央大学総合企画委員会第二次答申(案)について

10・1・26	10・1・19	10・1・16	10・1・16	10・1・10	9・12・25	9・12・10
機構改革実行特別委員会(第1回)	大学問題委員会(第6回)	平成9年度第6回執行部会	人事委員会(第6回)	司法特設講座担当講師の懇親会	会報編集委員会(第5回)	法職教育検討委員会(第5回)
<p>於 弁護士会館</p> <p>議題</p> <p>1 委員長及び副委員長選任の件</p> <p>2 委員会開催期日決定の件</p> <p>3 幹事長諮問(プランチ結成協賛)の件</p>	<p>於 弁護士会館</p> <p>議題</p> <p>1 中央大学総合企画委員会第二次答申(案)について</p> <p>2 「司法試験受験生(中央大学関係者)を支援する会」の名称について</p>	<p>於 まつ井</p> <p>議題</p> <p>1 第2回常任幹事会・幹事会及び忘年懇親会の結果報告の件</p> <p>2 各委員会の経過及び次回予定報告の件</p> <p>3 司法特設講座担当講師間の意見交換会経費一部負担の件</p> <p>4 その他</p>	<p>於 弁護士会館会議室</p> <p>議題</p> <p>1 学校法人中央大学関係人事の件</p> <p>2 中央大学学生会関係人事の件</p> <p>3 その他法人及び学生会人事の件</p>	<p>於 нада万賓館</p>	<p>於 弁護士会館会議室</p> <p>議題</p> <p>1 中大法曹ニュースについて</p> <p>2 中央大学法曹のテーマについて</p>	<p>於 弁護士会館</p> <p>議題</p> <p>1 平成10年度司法特設講座講師推薦の件</p> <p>2 司法特設講座担当講師間の意見交換会の件</p>

10・2・27	10・2・18	10・2・17	10・2・16	10・2・12	10・2・5	10・1・30
機構改革実行特別委員会(第2回)	法職教育検討委員会(第6回)	会報編集委員会(第7回)	大学問題委員会(第7回)	平成9年度第7回執行部会	人事委員会(第7回)	会報編集委員会(第6回)
於 弁護士会館会議室 議題 1 中大法曹全国化協賛について	於 弁護士会館 議題 1 平成10年度司法特設講座講師推薦の件	於 弁護士会館会議室 議題 1 ニュースについて 2 中大法曹のテーマについて	於 弁護士会館会議室 議題 1 中央大学総合企画委員会第二次答申(案)について 2 「司法試験受験生(中央大学関係者)を支援する会」の名称について 3 法学部夜間部改廃問題について	於 弁護士会館会議室 議題 1 第3回常任幹事会・幹事会及び懇親会開催の件 2 各委員会報告 3 その他	於 法曹会館 議題 1 学校法人中央大学関係人事の件 2 中央大学学員会関係人事の件 3 法職講座運営委員会委員推薦の件 4 司法特設講座客員講師推薦の件	於 弁護士会館会議室 議題 1 ニュースについて 2 中大法曹のテーマについて

10・3・5	人事委員会(第8回)	於 弁護士会館会議室 議題 1 大学評議員、(財)白門奨学会役員、学員会役員及び学 員会協議員の改選に伴う推薦人事の件 2 中央大学理事、理事長、常務理事、監事などの推薦の件 3 法職講座運営委員会委員推薦の件 4 司法特設講座客員講師推薦の件	2 ランチ結成状況報告について
10・3・6	平成9年度第8回執行部会	於 弁護士会館会議室 議題 1 第3回常任幹事会・幹事会及び懇親会開催の件 2 各委員会報告 3 その他	
10・3・9	大学問題委員会(第8回)	於 弁護士会館会議室 議題 1 中央大学総合企画委員会第二次答申(案)について 2 「司法試験受験生(中央大学関係者)を支援する会」の 名称について 3 法学部夜間部改廃問題について	
10・3・17	会報編集委員会(第8回)	於 弁護士会館会議室 議題 1 中大ニュースについて 2 中大法曹のテーマについて	
10・3・17	法職教育検討委員会(第7回)	於 弁護士会館会議室 議題 1 平成10年度司法特設講座講師推薦の件 2 大学当局、講座担当講師、受講学生等よりのアンケート の件 3 法廷見学の件 4 大学側と担当講師の意見交換会及び懇談会	

10・4・21	10・4・21	10・4・18	10・4・17	10・4・15	10・4・6	10・3・27	10・3・26
会報編集委員会(第9回)	機構改革実行特別委員会(第4回)	大学問題委員会(第9回)	法職教育検討委員会(第8回)	平成9年度第9回執行部会	人事委員会(第9回)	平成9年度 第3回常任幹事会・幹事会	機構改革実行特別委員会(第3回)
於 弁護士会館会議室	於 弁護士会館会議室 議題 1 ブランチ結成状況報告について	於 弁護士会館会議室	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 法廷見学日程について 2 大学当局、講座担当講師、受講生等に対するアンケートについて 3 大学当局、担当講師、当委員会の意見交換会	於 弁護士会館会議室 議題 1 定時総会及び懇親会かいさいの件 2 各委員会報告 3 その他	於 弁護士会館会議室 議題 1 中央大学理事、理事長、常務理事、監事などの適任者推薦の件	於 弁護士会館講堂 議題 1 中央大学法曹会幹事(増員分)選任の件 2 人事案件 3 会務報告・会計報告・委員会報告	於 弁護士会館会議室 議題 1 ブランチ結成状況報告について 2 今後の活動について

10・5・20	10・5・19	10・5・14	10・5・12	10・5・7	10・5・6
法職教育検討委員会(第9回)	会報編集委員会(第10回)	平成9年度 第4回常任幹事会・幹事会 平成10年度定時総会及び懇親会	機構改革実行特別委員会(第5回)	大学問題委員会(第10回)	人事委員会(第10回)
於 弁護士会館会議室 議題 1 司法演習アンケートに関して	於 弁護士会館会議室 議題 1 「中大法曹」の編集方針について	於 スクワール麹町 議題 1 会則改正の件 2 中央大学法曹会幹事(増員分)選任の件 3 中大テミスを育む会設立の件 4 決算、予算承認の件 5 司法試験合格者記念品授与の件 6 優秀卒業生に法曹会賞授与の件 7 全国ブロック設立状況報告 8 会務報告・委員会報告	於 弁護士会館会議室 議題 1 ブランチ結成状況報告について	於 弁護士会館会議室 議題 1 司法試験合格者増のための対策について 2 キャンパス整備に関する基本計画及び財政企画について 3 夜間部問題について 4 中央大学評議員会の大学側改正案について	於 弁護士会館会議室 議題 1 中央大学学生会会長候補者、副会長候補者及び幹事・会計監事・協議員候補者の選考委員選任の件 2 常任理事推薦の件 3 その他

10・7・7	平成10年度第2回執行部会	10・7・6	大学問題委員会(第1回)	10・6・17	法職教育検討委員会(第10回)	10・6・16	会報編集委員会(第11回)	10・6・11	平成10年度第1回執行部会	10・6・10	法廷見学会(法職教育検討委員会)
於 弁護士会館会議室	於 弁護士会館会議室 議題 1 司法試験合格者増のための中期、長期の各対策 2 中央大学評議員推薦人数について	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 法廷見学会実施報告 2 次年度司法特設講座講師推薦等について 3 司法試験マニュアル(仮称)プロジェクト小委員会第1回委員会報告 4 法職講師と大学当局(若手教師)との懇談会について	於 弁護士会館会議室 議題 1 「中大法曹」の編集方針について	於 弁護士会館会議室 議題 1 大学問題委員会への諮問の件 2 本年度各種委員会開催日程の件報告 3 中大法曹選任評議員候補予定者推薦の件報告 4 中大法曹選任評議員選考委員会委員選任の件報告 5 中大生のための司法試験受験マニュアルの件 6 平成10年度第1回常任幹事会・幹事会及び修習生歓送会の件	2 法廷など見学会について 3 司法特設講座講師推薦について 4 中大生のための司法試験マニュアル小委員会委員委嘱について						

10・7・14	法職教育検討委員会(第11回)	10・7・13	機構改革実行特別委員会(第6回)	10・7・10	平成10年度 第1回常任幹事会・幹事会	10・7・8	中大テミスを育む会 管理・企画委員会(第1回)	10・7・7	人事委員会(第11回)	
	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 プロジェクト小委員会活動報告について 2 本学法学部3年次・4年次生対象「専門講座」(民法特 殊講義)設置の可否について 3 本学夜間部司法演習講座設置の可否及び「法職講座」受 講に向けた「時間帯」などの改善策について		於 弁護士会館会議室 議題 1 幹事長諮問の件 2 各地分会の活性化の方策の件 3 札幌分会の設立経過の報告 4 分会設立の件		於 スクワール麹町 議題 1 司法試験合格者に対する象牙印鑑等内規制定の件 2 中大テミスを育む会報告 3 会務報告・会計報告・委員会報告		於 弁護士会館会議室 議題 1 大学評議員、学員会役員などの改選に伴う推薦人事結果 報告の件 2 常務理事推薦の件 3 中央大学基本規定改正の件		於 弁護士会館会議室 議題 1 常任幹事会・幹事会開催について 2 札幌支部設立状況の件 3 法職教育検討委員会若手プロジェクトチームの活動状況 の件	

10・7・22	民法・司法演習(民法)担当者との懇談会	於 中央大学駿河台記念館 議室 法学部における「民法」教育について	4 「中大テミスを育む会」運営・企画委員会よりの要望書の取扱いについて
10・9・1	大学問題委員会(第2回)	於 弁護士会館会議室 議題 1 幹事長諮問事項(評議員の人数)について 2 大学改革に関連する施設、設備の整備について 3 中大テミスの会の活動状況について	
10・9・1	人事委員会(第12回)	於 弁護士会館会議室 議題 1 常任理事候補推薦の件 2 評議員定数問題の件 3 商議員の定数配分問題の件	
10・9・3	機構改革実行特別委員会(第7回)	中止	
10・9・8	中大テミスを育む会 運営企画委員会(第2回)	於 弁護士会館会議室	
10・9・9	会則検討委員会	於 弁護士会館会議室	
10・9・14	南甲倶楽部との懇親会	於 弁護士会館会議室	
10・9・17	法職教育検討委員会(第12回)	於 弁護士会館会議室 議題 1 プロジェクト小委員会活動経過報告について 2 「専門講座」(民法特殊講座)設置問題について 3 本学夜間部司法演習講座設置の件及び「法職講座」受講に関する時間帯等の改善策 4 「中大テミスを育む会」	

10・10・21	10・10・13	10・10・8	10・10・7	10・10・6	10・10・5	10・9・30
会報編集委員会(第12回)	中央大学常任理事、中央大学 大学院法学研究科委員長を囲んでの 意見交換会	法職教育検討委員会(第13回)	中大テミスを育む会 運営・企画委員会(第3回)	平成10年度第3回執行部会	大学問題委員会(第3回)	人事委員会(第13回)
於 弁護士会館会議室	於 銀座 らん月	於 弁護士会館会議室 議題 1 プロジェクト小委員会報告 2 「専門講座」(民法特殊講義) 設置問題について 3 法廷等見学会実施について 4 本学夜間部司法演習講座設置の件及び「法職講座」受講 に関する時間帯などの改善策 5 法職講座「司法演習」に関するアンケート調査結果 6 司法特設講座講師推薦問題について 7 司法演習担当講師懇談意見交換会について	於 弁護士会館会議室	於 弁護士会館会議室	於 弁護士会館会議室 議題 1 幹事長諮問事項(評議員の人数)について 2 中央大学総合企画委員会第二次答申案について	於 弁護士会館会議室 議題 1 常任理事候補推薦の件 2 評議員定数問題の件 3 商議員の定数配分問題の件
						5 司法演習アンケート調査結果報告書について

10・11・30	10・11・20	10・11・19	10・11・17	10・11・10	10・11・10	10・11・9	10・11・4	
大学問題委員会(第4回)	中大テミスを育む会運営・企画委員会	法職教育検討委員会(第14回)	会報編集委員会(第13回)	機構改革実行特別委員会(第8回)		人事委員会(第14回)	平成10年度第4回執行部会	法廷見学会(法職教育検討委員会)
於 弁護士会館会議室 議題 1 幹事長諮問事項(評議員の人数)について 2 中央大学総合企画委員会第二次答申案について	於 弁護士会館会議室	於 弁護士会館会議室 議題 1 プロジェクト小委員会報告 2 法廷見学会実施報告 3 「専門講座」設置問題について 4 本学夜間部司法演習講座設置の件及び「法職講座」受講に関する時間帯等の改善問題について 5 司法演習担当講師懇談意見交換会について	於 弁護士会館会議室 議題 1 中大法曹について	於 弁護士会館会議室 議題 1 各地分会の現状報告	於 弁護士会館会議室 議題 1 常任理事候補推薦の件 2 「選任評議員推薦枠・数検討委員会委員」推薦の件 3 学員講師推薦委員会委員推薦の件	於 弁護士会館会議室	議題 1 中央大学法曹について	

11・1・22	11・1・19	10・12・17	10・12・10	10・12・8	10・12・5	10・12・4	10・12・3	10・12・3
人事委員会(第16回)	会報編集委員会(第14回)	中央大学体育会忘年総会	法職教育検討委員会(第15回)	南甲倶楽部との懇親会	日本比較法研究所創立五〇周年記念	平成10年度 第2回常任幹事会・幹事会及び忘年懇親会	人事委員会(第15回)	機構改革実行特別委員会(第9回)
於 弁護士会館会議室 議題 1 後任理事長候補推薦の件 2 後任常任理事候補推薦の件	於 弁護士会館会議室	於 駿河台記念館	於 弁護士会館会議室 議題 1 司法演習担当講師代表者との懇談・意見交換会の件 2 法職講座「司法演習」に関するアンケート調査の件	於 銀座 高松	於 駿河台記念館	於 スクワール麴町 議題 1 司法試験対策費支出の件 2 司法特設講座講師推薦の件 3 会務報告・会計報告・委員会報告	於 弁護士会館会議室 議題 1 後任常任理事候補推薦の件 2 後任理事長候補の件 3 理事監事の再任の件 4 ブロック会の意見聴取の件 5 選任評議員推薦枠・数検討委員会における法曹会の意見集約の件 6 平成11年度司法特設講座担当講師推薦の件	中止

11・3・2	機構改革実行特別委員会(第11回)	中止
11・3・1	大学問題委員会(第6回)	於 弁護士会館会議室
11・2・24	中大テミスを育む会 企画運営委員会	於 弁護士会館会議室
11・2・24	南甲倶楽部との意見交換会	於 銀座らん月
11・2・23	平成10年度第6回執行部会	於 弁護士会館会議室
11・2・18	人事委員会(第18回)	於 弁護士会館会議室
11・2・16	会報編集委員会(第15回)	於 弁護士会館会議室
11・2・3	人事委員会(第17回)	於 弁護士会館会議室 議題 1 後任理事長候補推薦の件 2 法職講座運営委員選任の件 3 後任常任理事候補推薦の件
11・2・2	機構改革実行特別委員会(第10回)	中止
11・2・1	大学問題委員会(第5回)	於 弁護士会館会議室
11・1・28	中大テミスを育む会企画・運営委員会	於 弁護士会館会議室
11・1・25	平成10年度第5回執行部会 (執行部と委員会委員長との新春懇親会)	於 銀座「らん月」 3 理事・監事再任の件 4 白門奨学会評議員推薦の件 5 白門奨学会選考委員会委員推薦の件

11・3・2	人事委員会（第19回）	於 弁護士会館会議室
11・3・24	人事委員会（第19回）	於 弁護士会館会議室
11・3・25	平成10年度 第3回常任幹事会・幹事会	於 法曹会館
11・4・1	大学問題委員会（第7回）	於 弁護士会館会議室
11・4・15	平成10年度第7回執行部会	於 弁護士会館会議室
10・5・13	平成10年度 第4回常任幹事会・幹事会 平成11年度定時総会及び懇親会	於 スクワール麹町

1998年10月30日
法職事務室

平成10年度 司法試験第二次試験大学別合格者数（最終）

（単位・人）

順位	大学名	本年度	平成 9年度	平成 8年度	平成 7年度	平成 6年度
①	東京大学	213 ()	188 ()	181 ()	166 ()	161 (60)
②	早稲田大学	117 ()	99 ()	108 ()	104 ()	121 (8)
③	慶應義塾大学	91 ()	67 ()	71 ()	61 ()	55 (9)
④	京都大学	73 ()	86 ()	76 ()	74 ()	66 (31)
⑤	中央大学	68 (9)	76 (7)	57 (4)	87 (5)	88 (6)
⑥	一橋大学	31 ()	33 ()	34 ()	21 ()	32 (3)
⑦	同志社大学	26 ()	11 ()	10 ()	22 ()	15 (0)
⑧	大阪大学	20 ()	15 ()	20 ()	16 ()	23 (8)
⑨	東北大学	19 ()	11 ()	10 ()	8 ()	10 (0)
⑩	上智大学	18 ()	15 ()	16 ()	10 ()	12 (1)
⑪	明治大学	17 ()	15 ()	15 ()	28 ()	20 (0)
⑫	九州大学	14 ()	13 ()	16 ()	11 ()	7 (0)
⑫	神戸大学	14 ()	10 ()	8 ()	12 ()	9 (3)
⑭	名古屋大学	11 ()	9 ()	13 ()	15 ()	9 (3)
	その他	80 ()	98 ()	89 ()	103 ()	112 (4)
	合計	812 ()	746 ()	734 ()	738 ()	740 (133)
	本学の占める割合	8.37%	10.19%	7.77%	11.79%	11.89%

（注）1. ()内の数字は、内数で在学学生を示す。ただし平成7年度の論文式試験より公表されていない。

平成10年度 I 種試験 出身大学別合格者数一覧
(10人以上)

(単位：人)

大 学 名	10年度合格者数	9年度合格者数
東 京 大 学	3 4 1	3 4 2
京 都 大 学	1 3 5	1 5 8
早 稲 田 大 学	6 5	7 8
北 海 道 大 学	5 9	6 0
慶 應 義 塾 大 学	5 7	5 4
東 北 大 学	5 5	5 5
東 京 工 業 大 学	4 6	5 6
名 古 屋 大 学	4 2	4 0
九 州 大 学	4 0	4 3
大 阪 大 学	3 8	3 6
筑 波 大 学	2 2	3 6
一 橋 大 学	2 1	9
中 央 大 学	2 1	2 5
東 京 理 科 大 学	2 1	1 9
神 戸 大 学	1 7	2 1
千 葉 大 学	1 5	1 3
同 志 社 大 学	1 2	1 9
東 京 農 工 大 学	1 1	2 1

平成10年度Ⅱ種試験 出身大学別合格者数
(50人以上)

(単位：人)

大 学 名	合 格 者 数	9 年 度 合 格 者 数
* 中 央 大 学	235	216
* 日 本 大 学	226	214
* 早 稲 田 大 学	219	194
* 立 命 館 大 学	216	169
* 明 治 大 学	168	197
北 海 道 大 学	155	104
* 同 志 社 大 学	141	159
九 州 大 学	140	125
広 島 大 学	127	112
岡 山 大 学	124	129
* 関 西 大 学	118	100
* 法 政 大 学	114	134
東 北 大 学	111	116
金 沢 大 学	95	71
* 関 西 学 院 大 学	92	75
神 戸 大 学	90	85
琉 球 大 学	90	99
名 古 屋 大 学	86	101
大 阪 大 学	83	75
熊 本 大 学	83	64
千 葉 大 学	80	61
* 北 海 学 園 大 学	77	84
新 潟 大 学	73	71
大 阪 市 立 大 学	71	52
愛 媛 大 学	69	69
* 慶 應 義 塾 大 学	68	70
筑 波 大 学	61	55
* 青 山 学 院 大 学	61	51
福 島 大 学	58	70
* 立 教 大 学	58	63
* 福 岡 大 学	57	67
埼 玉 大 学	56	51
京 都 大 学	56	49
* 専 修 大 学	51	50
* 東 京 理 科 大 学	51	45
* 東 洋 大 学	51	59
鳥 取 大 学	50	41

(注) *印は、私立大学を示す。

編集後記

本号第一部は、前号に引き続いての「司法試験」問題ですが、本号では、試験戦線の現場からの「司法試験対策」を中心課題として取り上げました。

このままでは、我が中大は、日本経済と同様、デフレスパイラルで、奈落の底に落ち込むのではないかとの危機感が会員にみなぎっているからです。

昭和二六年から昭和四五年までの間、二〇年間も連続トップで有り続け、そのことが我々の誇りであり、自信の源であったのでありますが、今日の惨状を招いた原因はどこにあるのでしょうか。

その原因を探究するには、先ず司法試験の現状を正しく認識する必要があります（敵を知り、己を知れば百戦危ふからず）。

この為に、合格直後の修習生を中心とした座談会を開催し、更に、法職講座で長年受験指導に携わって来られた阿部 鋼君から「抜本改革四ヶ年計画」を執筆して頂きました。

その結果、当然のこと乍ら、予備校問題において対策を立てることは出来ないとの認識を持つに至りました。

中大がトップを続けていた当時は、受験指導の機関は

中大学研連のみと言ってよい状態であり、これが中大トップの原動力となっていたのでありますが、油断している間に予備校に取ってかわられた結果が、今日の状態と云ってよいのではないのでしょうか（奢る平家久しからず）。

要は、中大学研連が予備校に負けたということですが。我々の年代では、予備校の指導方法や教育内容は分かりません（老いては子に従え）。

したがって、今後の対策は、予備校経験がある若い人達が中心となり、積極的に予備校の優れた点を取り入れ、これと中大学研連等に存在するノウハウとを結合させることによって、予備校に優る指導体制を確立する以外にはトップへの返り咲きは有り得ないでしょう（勇将のもとに弱卒なし）。

その道は、箱根駅伝の優勝より難しいでしょう。

二〇年かけて落ちたのですから、二〇年かけて回復する位の息の長い努力が必要となるでしょう（臥薪嘗胆）。

先ずは、正しい現状認識に立って、その上で法職講座運営委員会及び阿部 鋼君が訴えているように持てる力を結集することが大切でしょう（三本の矢）。

これは、巻頭言で阿部先生が「有機的・組織的、且つ一体的な教育の姿が見て取れないのが残念である。中心軸となるのが、看不られるのである。」と述べておられるところであり、松家学研連委員長「炎の塔」に通

ずるものであります。

中大法曹会としては、法職講座運営委員会及び学研連を中心とする全国一の指導体制の確立を目指し、強力にバックアップして行こうではありませんか。

第二部は、会則の変更により、会員が全国規模に拡大しましたので、各地の新会員からのお便りを頂くことにしました。

予定より少数となりましたが、皆さんそれぞれのお立場で、仕事に家庭生活に充実した日々を過ごされている様子がよく分かり、楽しい内容になったと思っておりますが、いかがでしょうか。

末筆となりましたが、ご多忙中、ご執筆頂きました方々に厚くお礼申し上げます。

(編集委員会委員長 萬羽 了)

中大法曹 第十七号

平成二十一年五月五日 印刷

平成二十一年五月二十日 発行 (非売品)

発行人 田宮甫

編集人 萬羽了

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話(三九五六)六五五〇(代)